

たばこ耕作と農業経営

— 黄色種たばこ耕作の経済的性質 —

服 部 満 江

Studies on the Economic Natures of the Production of Flue-cured
Tabacco Crop from the Point of View of Farm Management

Mitsue HATTORI

(Laboratory of Vocational Agriculture)

目 次

第1部 農業経営上におけるたばこ耕作の意義

I. たばこ耕作の特質

1. 経済的特質

たばこ作の安定性

単位面積当たりの労働報酬額が多い

まとまつた現金収入が即金では入る

2. 経営的特質

適正規模維持の要求

労働集約作物

特殊重労働を伴う

他作目との競合性が強い

II. 黄色種たばこ発展産地の条件

1. 発展産地の条件

病害の少ないところ

適正規模維持の容易なところ

競合作目の抵抗の少ないところ

2. 産地条件の動搖とそのたばこ耕作への影響

III. 発展産地の農家経済並びに農業経営の特質

1. たばこ耕作の適格農家と廃作者

適格農家

脱落的(消極的)廃作者

離脱的(積極的)廃作者

2. 発展産地におけるたばこ作中心の経済体制

3. 発展産地におけるたばこ作中心の農業経営

農業労働体制

土地利用体制

IV. 小 結

第2部 葉たばこ生産費の引下げとそのあり方

I. 戦後における葉たばこ生産に関する諸問題

1. 葉たばこストックの増大とたばこ耕作減反の要請

量目主義より品質主義へ

葉たばこストックの増大とたばこ耕作減反の要請

たばこ耕作の減反に対する抵抗

2. 葉たばこ輸出増加の要請

3. 葉たばこ生産費低下の要請

II. 葉たばこ生産費引下げのあり方

1. 生産費の構成とその引下げの重点

2. 所要労働力の節減

所要労働力節減の重点

乾燥技術の改善

畜力機械力の利用

その他の技術改善と所要労働力の節減

労働節減技術導入の前提

3. 肥料費並びに燃料費の節減

肥料費の節減

燃料費の節減

4. 小作料の問題

III. 農業経営上における葉たばこ生産費引下げの意義とその促進

IV. 結 び

第1部 農業経営上におけるたばこ耕作の意義

I たばこ耕作の特質

1. 経済的特質

たばこ作の安定性

たばこ作は一般に安定作物であるとされているが、それは主として「その生産葉の販路が確実で、売り損いのこと」並びに「生産過剰気味の場合などにおいても、豊作飢餓的な価格の暴落を伴うことのないこと」についていわれるものである。そのほか、自然的災害についても、たばこ専売法に指定された災害による或る程度以上の減収に対しては、榷災補償制度によつて損害の一部が補償されることもまた、たばこ作の安定性を支える一因となつているが、最近の技術の進歩による災害の減少とともに、その安定性に対する意義は漸次低下してきている。

たばこ作の安定性に対する農家の評価は、その立場を異にするにつれてかなり異つてくる。例えば畑作を主とする地帯で、たばこ作以外には有利な商品作目の少ないところにおいては、それが非常に高く評価され、絶対視される場合もある。然るに、等しく畑作地帯であつても、たばこ作以外にも有利な商品作目をもとめ得るところでは、たばこ作の安定性に対する評価は、たばこ作とその他の商品作目との有利性を比較する立場において行われる。また、水稻作を基幹作とする水田地帯の農家は、農家経済の安定を一応水稻作にもとめた上で、更に如何なる商品作目を農業経営組織の中にとり入れるかという立場において、たばこ作の安定性を評価することとなる。

その安定性を高く評価する場合の事例として、鹿児島県揖宿郡山川町の例を掲げてみると次の通りである。

第1表 山川町における畑地面積の割合
並びに葉たばこ生産額の割合
(昭和32年)

総耕地面積に対する 畑地面積の割合	96%
農産物総生産額に対する 葉たばこ生産額の割合	54

山川町は第1表に窺えるような畑地帯のたばこ産地であるが、ここではその自然条件の不利の故に⁽¹⁾、たばこ作以外には有利な商品作目が少ないので、多くの農家がその生活的な安定的な維持の基礎を、たばこ作の安定性にもとめている。ここでは「農家は米代を稼ぐために、また子弟の教育費や納税の資金を稼ぐために、たばこを辛抱して耕作する。」(山川町たばこ耕作組合当事者)と考えられており、また「たばこ作が有利であるが故に、その耕作を止めることができないのではなく、これを止めてしまえば食えぬのである。損をしても、これは放棄するわけにはゆかぬ。」(山川町農協当事者)と理解されている。ここでは、たばこを耕作すれば、少なくとも反当5~6万円の現金収入は保証される(昭和32年の反当葉たばこ収納代金の平均は76,629円となっている。)ということが常識となつており、これがたばこ耕作農家に対して信用を付与する原因となつて、現地の農家が「たばこを耕作すると、あまり頭を下げずに金を借りることができる。甘譲を作つても、それだけでは農協は金を貸さうとしないが、たばこ耕作者には容易に融資する。自作農維持資金の融資も、たばこを耕作せぬ者には割当がない。」(山川町1農家)と述べているようなことも生じている。

また、鹿児島県肝付郡根占町の例を掲げてみると、ここは畑地が総耕地面積の74%を占める程度の畑作地帯であり、その自然条件は夏蔬菜の促成栽培にも好適しているが、交通の便に恵まれず、従つて農産物の販路に窮する場合も生ずるという立地条件のところである。ここでもたばこ作の安

定性は高く評価されており、「現状においては、たばこ作をとり入れなければ、農家の経済が成立しない。きゆうりの促成栽培などもよくできるのであるが、その生産品の販路が不安定である。葉たばこなら売り損いがないので、精を出してたばこを耕作している。」（根占町農協青年部長）と考えられている。

たばこ耕作の変遷を産地別に追究すれば、それが増加的傾向を示すところと、減少的傾向を示すところとを判別できるが⁽²⁾、前者的産地では、たばこ作の安定性が高く評価されていることは、容易に推知しうるところである。

単位面積当たりの労働報酬額が多い

たばこ作は次節において述べるように、労働集約作物であるが故に、単位面積当たりの粗収益が多い。一例を挙げると、昭和32年における鹿児島県の黄色種たばこの反当粗収益は、平均67,243円に達しているほどである。いまこの反当粗収益より、家族労働費を除く一切の生産費（資本利子、地代も含む）を差引いた残額を家族労働報酬部分とするならば、この部分の反当粗収益に対する割合はかなり高く（下掲第2表によれば、それは豊作年の昭和31年においては57.3%に達し、不作年の昭和29年においても44.5%に当つている。）従つて、たばこ作は単位面積当たりの労働報酬額が多い作物であることができる。

たばこ耕作農家は、この特質もまた高く評価していることは、次のようにものべられている。「一体たばこ耕作が農家の間で歓迎される理由は、価格の安定もその大きな理由であろうが、一面では零細な経営耕地と相対的過剰人口をもつわが国の大半の農家にとつては……むしろ単位面積からできるだけ多くの家族労働報酬をあげるのが経営の主要な目標にならざるを得ないからである。」（増田穎二「たばこ耕作の生産費低減について」葉たばこ研究11号、昭和32年）とされている。

ところで、たばこ作の単位面積当たりの労働報酬額が多いという特質は、普通には、単位時間当たりの労働報酬額の如何よりも、単位面積当たりの労働投下量が多いことに基づくのであり、前者については「家族労働1日当たり収益では、米の636円に比し葉たばこは250円で39%にしか当らない。耕作者の『日当にならぬ』というのはこれをさしている。」（小山光泰「農産物価格協会は葉たばこ価格に何を示したか」葉たばこ研究8号、昭和31年）とされるようなことの生ずる場合もあるが、たばこ耕作農家は（特にたばこ作以外には有利な商品作目の少ない地方では）単位時間当たりの労働報酬よりも、ただ、単位面積当たりの労働投下量の多いことに基く労働報酬の多からんことを期待して、たばこの耕作を継続してきているともいえる。これについての専売公社当局者の見解には次のようなものがある。「農村に余っている労力の消化という面を考えると、反当り128日もの労力を金に換えてくれる作物は外に見当らない。」（同上）「たばこ耕作による農家の収益は、反当収益と家族労働1日当たりの収益の双方を比較検討する必要があり、また、これらを他の農産物と比較するに当つては、農家

第2表 たばこ作の豊作年と不作年における労働報酬と反当労働報酬の反当収納代金に対する割合

種 目	昭和29年	昭和31年
反当収量	143.0 町	228.2
反当収納代金	49,647 円	77,687
自家労働費を除く 反当生産費（資本 利子・地代を含む）	27,513 円	33,157
反当労働報酬	22,134 円	44,530
反当労働時間	時間 778.7	885.4
1日当労働報酬 (1日を8時間労働とする)	227 円	402
反当収納代金に対する 反当労働報酬割合	44.5%	57.3

備考 本表は、農林省鹿児島統計調査事務所「鹿児島農林水産統計年報」昭和31年の葉たばこ生産費調査成績に加工計算を行つて作成したものである。

余剰労力の雇傭面に果している効果をも考慮に入れなければならない。」(同上) また「たばこ作は莫大な労力を必要とするので、農家の過剰労力の消化吸収作物、換言すれば失業救済作物ともいふことができる。」(新倉政吉「労働部門より見たタバコ耕作」葉たばこ研究創刊号、昭和27年) という意見などがのべられている。たばこ作を絶対視する傾向のある前掲山川町においては、その耕作者自身が「たばこ耕作を縮少して、他の普通作物栽培に切り換えてみても、労力的な余裕ができるだけで、それだけ現金収入は減ることとなる。」(山川町1農家) と語つている事例もある。

ここで、たばこ作の単位時間当たり労働報酬は、上に見たように、日当にならぬ程度であることが普通ではあるが、それが豊作年には、かなり増加する場合もあることについても触れておきたい。第2表によれば、鹿児島県における事例では、不作年の昭和29年には1日当たり労働報酬は(1日8時間労働として計算すれば) 227円にしか過ぎないが、豊作年の昭和31年には、それが402円に増加していることを認めることができる。このような豊作年には「たばこ作は収納代金を町内の平均以上にとるならば『日当になる』。忙しい収穫乾燥の時期に人を傭つても引き合わないことはない。」(鹿児島県日置郡東市来町1農家) というようなことが、成り立ち得る場合もあるものと推察される。

まとまつた現金収入が即金では入る

たばこ作については、また、まとまつた現金収入が即金で得られるという経済的特質も認められる。その「まとまつた」現金収入が得られる点は、上述の単位面積当たりの労働報酬額が多いということより導かれた性質であり、また「即金」が得られる点は、たばこ作の安定性(専売制度実施以前の葉たばこ市場においては、取引の混乱や代金支払いの遅滞が屢々見受けられたが、専売制度実施以後においては、その市場は非常に安定したものに改善された。)に係る性質である。

まとまつた現金収入につき一例を挙げると、昭和32年における鹿児島県の黄色種たばこ耕作者の1戸平均葉たばこ収納代金は133,813円にのぼり、郡市別事例では揖宿郡のものが最高を示しているが、その1戸平均収納代金は161,020円にも達している。かように、たばこ作がまとまつた現金収入をもたらすことは、その耕作者にとつては「たばこ作は現金収入がまとまつては入るところに強味がある。蔬菜園芸などで当たつとしても、その収入金額は多寡の知れたものである。」(鹿児島県指宿市1農家)とのべられるように、大きな魅力となつてゐる。

現金がまとまつては入ると、それは資本設備の充実や負債の整理などに、有効に利用され得るものとなることは勿論である。前掲山川町の岡児カ水部落では、近年、葉たばこ収納代金を以て他町

第3表 山川町岡児カ水部落における
畠地購入状況

種 目	昭和29年	昭和30年
購 入 件 数	50 件	17 件
購 入 総 面 積	671.17 敵	174.22 敵
購入先別 件 数		
開聞町仙田	50 件	3 件
開聞町川尻	0	14

備考 岡児カ水部落は昭和32年において農家戸数387戸を数え、その79%に当る306戸が黄色種たばこを耕作している。

村の部落に畠地を購入することが流行した(詳細はIIの1においてのべる)。ここではその一端を示せば第3表の通りである。なお、これと同様なことは他のたばこ産地についても認められるところであり、例えば鹿児島県加世田市においても「たばこ耕作者でなければ、普通の農家では土地などは買えぬ。」(加世田市たばこ耕作組合長)ということが考えられている。

鹿児島県出水市八坊の農家Oは、その農業經營改善発表において、今後の問題として「タバコ栽培の再検討であります。タバコは労力が非常に多くかかり、しかもどの作業も人手に頼る重労働で、その割に収益は少なく、また地力も

消耗します。……それやこれやで、経営的にマイナスになる面が多いので、これをそさいと飼料作に切り換えるのが望ましいと思います。これは今後の私の経営の課題であります。」とのべているが、しかしその農業施設の充実並びに住宅建設の資金を得るために、たばこ作を大いに利用しているのである。彼は昭和26年より29年までを第1期の改善計画実施期間とし、その改善目標を、具体的には農用施設の充実と住宅建設において努力しているが、その際には「特にタバコ乾燥室の建設により、タバコの増反と現金収入の増大をはかる。」とのべられているように、たばこ作を重視し、彼の第1期改善計画は葉たばこ収納代金が支柱となつて遂行された。ここに現金収入のまとまるこの強味が認められるが、彼もこのことを「事業資金と負債整理資金を得るためにたばこを耕作する。」と認めている。彼は更に昭和30年より34年までを第2期の改善計画実施期間とし、その改善目標を、有畜経営への転換、労働配分の均等化、生活改善に置いて努めてきているが、この段階になつて、

第4表 農家Oのたばこ耕作面積の変遷

年 次	たばこ耕作面積
第一改善計画期間	昭和26年 10畝
	27年 15
	28年 25
	29年 25
第二改善計画期間	昭和30年 25
	31年 25
	32年 20
	33年 20
	34年 15(予定)

上述のたばこ作の転換が問題視されるに至つており、彼は「経営や生活の合理化を考える段階になると、たばこ作は弱くなる。」と語っている。

もつとも、彼の場合には、たばこ作の転換が容易に行われ得る立地条件に恵まれていたので、このような見解が生じ得るのであつて、その転換の困難な条件のところ、或は自然条件が特にたばこ耕作に好適し、その生産が著しく有利に行われ得るようなところでは、このような考え方方は生じ難いであろう。

次に参考までに、彼の改善計画時期別たばこ耕作面積の変遷を表示すれば第4表の通りであり、この数字の変遷は上述の見解をよく反映していることが認められる。

(1) 山川町の畠地は礫を混えた火山灰土壤よりなり、山川町は、台風、旱魃の災害を蒙ることが多く、更に高温多湿の故に病害も多い。

(2) 鹿児島県下において、たばこ耕作面積(在来種並びに黄色種を一括して)の増減傾向を明瞭に認め得る事例を表示すれば右表の通りである。

2. 経営的特質

適正規模維持の要求

たばこ耕作については、その適正規模を考えられることは、これまで指摘されたこともある。例えば「たばこ作の適正規模について……労働力の限界をこえた栽培はたばこ作のみならず経営全般としての収益をも低めるものであり、耕地の不足は輪栽年次を短縮して病害に対す危険性を増すが、……たばこ作に不適な圃地まで栽培することを余儀なくされる。個所数の増

地味はたばこ作以外の作物にとつては瘠薄である。また鹿児島県のたばこ産地中、たばこ耕作面積の增加並びに減少傾向の明瞭なる事例

(大正11年～昭和1年の)
(耕作面積平均 = 100)

町村名	昭和21年	昭和26年	昭和31年
	昭和25年	昭和30年	昭和32年
山 川	90	123	126
高尾野	93	134	119
根 占	77	126	115
指 宿	36	32	20
出 水	31	33	26

(注) これは(2)の附表である。

加は必然的にたばこ作圃地の分散を促して、反別の増加による生産費低下の傾向を阻止しがちなのである。……また自己の確保しうる堆肥量に応じて適正栽培面積を再考することも必要であろう。乾燥室の不足による支配反別の過度のための支障はいうまでもない。このようにみてくれば、適正栽培面積の把握が生産費の低下および所得の増大にすくなく影響をおよぼすことが理解されると思う。」(増田顕二「たばこ耕作の生産費低減について」葉たばこ研究 11号、昭和32年)とものべられている。これによれば、たばこ耕作の適正規模の判定基準として、労働力、耕地面積、堆肥量、乾燥室保有の条件などが挙げられてはいるが、まだ、その適正規模の条件の統一的理解にまでは到達していないようである。従つてその結論も見出されてはいない。ここでは黄色種たばこ耕作について、その適正規模の基準条件を一定の順序に従つて追究し、その結論を見出してみたい。

黄色種たばこ耕作の適正規模判定の基準となるべき条件は、その耕作上最も支障をきたしやすく、従つて最も問題視すべき事項より導きだすことができるが、それとしては、黄色種たばこは火力乾燥を必要としそのための施設を要すること、並びに II の 1 で詳細に述べるように、在来種たばこに比して特に病害に対する抵抗性が弱いことを考えることができる。そこで先ず火力乾燥に関する問題より検討を進めてみたい。

たばこの耕作、乾燥を通じていづれの作業にも適期があり、これまでにそれぞれの作業適期を守

第5表 鹿児島県たばこ産地別特定農家の
葉たばこ収穫時期の分布事例
(昭和32年実績)

時 期	指宿市 農家事例		出水市 農家事例		根占町 農家事例	
	収穫量 多量	少量	多量	少量	多量	少量
5月 25~31日					1	1
6月	1~5日			1		2
	6~10	1回				
	11~15		1	1		1
	16~20		1		1	1
	21~25	1		2	1	
	26~30	1		1		1
7月	1~5日	1	1	1		
	6~10	2		1		
	11~15	1		1		

備考 本表は特定(生産費調査)農家の記帳成績並びに労働日誌記帳者の実績より作成したものである。

これを遅滞なく乾燥室に移して火力乾燥に付せねばならない。通常は早朝よりその収穫(適熟葉を判別して1枚ずつもぎとる)にとりかかり、収穫葉はその日のうちに吊繩に編みこみ(約240枚編みこんだ1吊を1連と数える),これを直ちに乾燥室に吊りこんで(1回の乾燥に約150連が吊りこまれる),その日の夕刻か夜半より乾燥を開始し,その後約70時間乃至90時間(土葉乾燥の場合

るべきことが、専売公社の期限を切つての指示によつて強制されることが多かつたが、特に葉たばこの収穫、乾燥作業はその適期の巾がせまく、短期間に集中することは第5表にもその一端が窺われるところであり(葉たばこの収穫の開始より終了までの期間は30日乃至40日にも亘つているが、その間に土葉、中葉、本葉、天葉の葉種別の収穫適期が多少の時間をずらして次々に到来し、ことに本葉、天葉においては、1回、2回、3回と成熟速度を異にする葉の収穫適期が相次いで到来する。),もしその適期を失すれば、それまで闇場において苦心して育てた葉たばこの乾燥後の品質が著しく低下するばかりではなく、その乾燥葉の収量も適期収穫の場合に比して相当減少し、その結果収納代金がかなり減少することにもなるので、これらの収穫、乾燥作業には多大の労力を要するにも拘らず、その適期を守るために、自発的にも、後述の如き特殊重労働を甘受しての努力が払はれてきてゐるのである。

ところで、適熟期に達し収穫した葉たばこは

は約 70 時間、本葉、天葉の場合は約 90 時間) の間、継続して加熱を行う方法が採られている。このようないくつかの収穫、乾燥を適期を失すことなく順調に進めるためには、その前提として、乾燥室はいつでも使用できる状態に準備されていなければならぬが、そのためには、たばこ耕作者が各人ごとに乾燥室を専有することが好都合である。その準備がないので、乾燥の際には他人の乾燥室の一隅を借用せざるを得ぬという状態では、葉たばこの吊込連数が制約を受けることとなりやすく(乾燥を借りて使うを得ぬという状態では、葉たばこの吊込連数が制約を受けることとなりやすく(乾燥室所有者の吊込連数が基準となり、依頼者の方は欲するがままに吊り込むことができない)、その結果適熟葉の収穫が制約されたり、未熟葉の収穫が強制されたり(乾燥室の余裕が多い時期を狙つて、未熟葉も一括して乾燥に付せざるを得ない)する場合も少なくない。

このことについては「乾燥室なしでは他人の吊込連数が基準となるので、頼む方は適期収穫ができない。」(鹿児島県出水市1農家)とか、また「乾燥室をもつてないと未熟葉を収穫して乾燥するようなことがないので、乾燥葉の量目が上る。」(鹿児島県指宿市1農家)ということが、農家によつてのべられており、専売公社加世田支局(鹿児島県加世田市)の当事者の説明によれば「乾燥室所有の有無は乾燥葉たばこの収量、品質に影響するところが大である。圃場におけるたばこの出来ばえには差はないが、乾燥の過程において差が生ずる場合が少なくない。知覧町松山の収納成績が際立つよいのは、各人が乾燥室を所有していることにともよる。」とのべられているが、第6表に窺われる如き、同じ町(鹿児島県川辺郡知覧町)内においても、ここに指摘された松山地区の葉たばこは、品質(1kg 当収納代金)においても、反当量目においても、従つて反当収納代金においても他地区の成績を遙かに凌駕している。

以上のように収穫、乾燥の適期を守るために乾燥室を専有することが必要であるが、それは必ずしもたばこ耕作者間の共同乾燥を否定するものではない。たばこ耕作農家の中には

「気心の合つた者同志で、たばこの生育状態が略同様ならば共同乾燥がよい。共同でやれば、今日はこちらの乾燥室で乾燥を始めておいて、明日はまた別の乾燥室を使って乾燥にとりかかるといふ工合に、適熟葉を時期を失すことなく乾燥に付することができる。」(鹿児島県出水市1農家)という意見を有するものもあるが、それも「気心の合つた者同志で、たばこの生育状態が略同様(共同乾燥の場合は吊込葉の熟度が不揃いであると、乾燥当番に当つた者が、自分の吊込葉に適合したような加熱を行うという不都合の生ずる虞れがある)」という前提と「乾燥室を所有する者だけでの共同乾燥が都合がよい。」という前提を置いてのことと、共同乾燥によれば、乾燥室所有の必要度が低下するということにはならない。なお、土葉は第7表にその一端を窺うことができる如き、収量が少ないので、個人乾燥による燃料、労力等の不経済な使用を避けるために、多くの場合共同乾燥に付せられていることも、ここに附言しておきたい。

第7表 葉目別収納葉量目の一例

葉目別	量目
土葉	6班
中葉	143
本葉	192
天葉	83

備考 本表は第4表に例示した農家の昭和33年の実績(たばこ耕作反別2反)である。

第6表 鹿児島県知覧町における地区別葉たばこ収納実績(昭和32年)

地区別	1班当	1反歩	
	収納代金	量目	代金
松山地区	352円	245kg	86,252円
その他 の地区	335	223	74,571
鹿児島県 平均	294	221	62,113

備考 本表は日本専売公社鹿児島地方局「たばこ耕作実績」による。

乾燥室を所有することは、また、葉たばこの収穫に要する労力の節減をもたらすという面をもつている。その収穫には第8表によつて察知されるように多くの労力を必要とし、またその時期は6, 7月の農繁期に当るのでその所要労力をたとい僅少の程度でも節減し得ることは、農繁期の労働の山を崩す意味において、重要な意義を有することは勿論である。第8表は鹿児島県指宿市における

第8表 鹿児島県指宿市の一農家の乾燥室
所有前後における葉たばこの収穫
所要時間の比較

種 目	乾燥室所有前 (昭和30年)	乾燥室所有後 (昭和32年)
たばこ耕作反別	1.98 反	1.81
収穫乾燥回数	10 回	7
収穫総量	205 時間	146
所要時間(反当)	103	80

には数カ所の乾燥室に乾燥を依頼せざるを得ぬこととなり（吊込連数に余裕を残した乾燥室を捜して頼みこむ）、それらの乾燥の度毎に少量ずつ収穫することとなる結果、所有後（乾燥室所有者間の共同乾燥を行つた）に比して収穫、乾燥の回数が多からざるを得ず、従つて収穫に要する労働時間も所有前の方が多くかかつてることに基因するものである。乾燥に付する葉たばこの葉編・吊込作業・並びに乾燥終了葉のとり下し作業の所要時間は、乾燥葉の量に応ずるものであるので、乾燥回数が増加してもそれほど多くはならない。また加熱作業は、共同乾燥においては、共同参加者がその吊込量に応じて交替で当番することが多いので、その所要時間の総量も乾燥回数の増加によつてそれほど多くなることはない。ただ、収穫作業だけは、その都度圃場に出向き、収穫葉を運搬して帰えらねばならぬので、その回数が増加するほど、所要労働時間は増大するのである。

乾燥室を所有せねば、また「あちこち乾燥を依頼して廻らねばならぬので、ほかの仕事はできぬ。」（鹿児島県肝付郡根古町1農家）、「乾燥のための協議に時間のつぶれことが多い。」（鹿児島県日置郡東市来町1農家）、「乾燥の当番にも人の家まで出かけていかねばならぬので、片手間で仕事ができない。」（鹿児島県肝付郡根古町1農家）とされるような労力の浪費もある。更に、個人乾燥の場合と共同乾燥の場合の所要労力の質について、専売公社加世田支局（前掲）の当事者が「共同乾燥には優質の労力が動員されることとなる。葉たばこ乾燥作業の前半は、36度乃至37度の温度を保つて火を絶やさねばよいのであるから、女子供でも番をすることができるのに、個人乾燥の場合には女子供をこれに當てることができる。共同乾燥の場合には

1日1戸何人の出役というような割当を行うことになるので、女子供をこれに當てる訳にはいかない。」と指摘していることも附言しておきたい。

乾燥室を所有すれば、すぐ後でのべるようにその効率的利用を期するために、2反5畝乃至3反程度のたばこを耕作することが要請されるようになるが、これはその耕作面積の少ない（従つて乾燥室を所有する程度の低い）農家の

1農家の、乾燥室所有前と所有後の葉たばこの収穫労働時間を比較したものであるが、所有前に比して所有後はその所要時間がかなり減少していることが窺われる。それは所有前（他人の乾燥室に依存する共同乾燥を行つた）においては、前述のように乾燥室に吊込む葉たばこの連数は他人のものが基準となり、自分のものの吊込連数は制限されることとなるので、適熟期に達した葉でも一括して収穫することが許されず、その熟期をなるべく失せぬようにするため

には数カ所の乾燥室に乾燥を依頼せざるを得ぬこととなり（吊込連数に余裕を残した乾燥室を捜して頼みこむ）、それらの乾燥の度毎に少量ずつ収穫することとなる結果、所有後（乾燥室所有者間の共同乾燥を行つた）に比して収穫、乾燥の回数が多からざるを得ず、従つて収穫に要する労働時間も所有前の方が多くかかつてることに基因するものである。乾燥に付する葉たばこの葉編・吊込作業・並びに乾燥終了葉のとり下し作業の所要時間は、乾燥葉の量に応ずるものであるので、乾燥回数が増加してもそれほど多くはならない。また加熱作業は、共同乾燥においては、共同参加者がその吊込量に応じて交替で当番することが多いので、その所要時間の総量も乾燥回数の増加によつてそれほど多くなることはない。ただ、収穫作業だけは、その都度圃場に出向き、収穫葉を運搬して帰えらねばならぬので、その回数が増加するほど、所要労働時間は増大するのである。

第9表 たばこ耕作面積と反当所要労働時間の相関

年 次	調査戸数	たばこ耕作面積	反 当 労働時間
昭和28年	12 戸	12.5 畝	1054.3 時間
29年	5	21.1	778.7
30年	5	21.5	720.7

備考 本表は鹿児島農林統計協会「鹿児島農林統計年報、昭和30年」による。

場合に比し、反当たばこ耕作労働時間が低下することにもなることは、第9表によつてこれを推知することができよう。

現在一般のたばこ産地に普及している乾燥室（広島式、埋薪式）などでは1回の乾燥に約150連の葉たばこを吊り込むことは前にも触れたところであるが、乾燥に要する労力も燃料代その他の諸費用も、乾燥に付する葉たばこの量の如何にかかわらず、一定分量だけは必要とするものであるが故に、吊込連数がこの数量に達せねば（それより少なくなるほど）不経済な乾燥を行う結果となるのは勿論である。このことについては「1回の乾燥に吊り込む葉たばこが100連しかない場合でも150連の場合でも、乾燥施設の償却費に変りがないばかりではなく、燃料費にも所要労力にも変りはないので、吊り込み連数に無駄のないように努めねばならぬ。」（鹿児島県指宿郡山川町1農家）と語られ、また「1棟80連の乾燥では燃料が不経済なばかりでなく、乾燥時間も却つて長くかかることがある。」（鹿児島県出水市たばこ耕作組合当事者）とものべられている。そこで乾燥室を1棟専有することになると、その効率的使用をはかるためには、1回150連の乾燥を目指して或る程度以上のたばこを耕作すべきことが要請されることになる。その耕作規模の程度は「専売公社筋は乾燥室1棟につきたばこ耕作面積3反5畝なければいけないと云つている。」（鹿児島県指宿郡山川町1農家）とされたり、「乾燥室1棟とたばこ耕作面積3反がつり合つてある。」（鹿児島県出水市1農家）と認識されたりしているが、農家の経営面積が一般に狭少な産地では「乾燥室1棟につきたばこ耕作2反5畝ならよろしい。」（専売公社加世田支局当事者）ともされている。

とに角、乾燥室1棟の所有に対して3反内外のたばこ耕作を行うべき制約のあることが認められるのであるが、このことは逆に「2反5畝以上のたばこを耕作せねば、設備資金やその金利の点から考えても、乾燥室を作るわけにはいかない。」（鹿児島県肝付郡根占町1農家）、「2反以下のたばこ耕作では、乾燥室は他人のものを借りた方がよい。」（鹿児島県出水市1農家）というように、乾燥室所有を制約することになる。

以上の黄色種たばこの火力乾燥に関する問題の検討より導かれる、たばこ耕作適正規模判断の基準条件を定式化してみると、黄色種たばこを有利に耕作するためには、乾燥室1棟の所有と3反のたばこ耕作が望ましいといふ、つまり「乾燥室1棟・たばこ耕作3反」という線がでてくる。

次に進んで、黄色種たばこは在来種に比して特に病害に対する抵抗性が弱いという性質と、この「1棟・3反」との関連性について検討を進めてみたい。後述のように、黄色種たばこの病害には種々のものがあるが、特に畑たばこの場合には立枯病、水田たばこの場合には疫病の危険性が大であり、その罹病葉は廃棄せねばならぬばかりでなく、圃場の一部にその罹病の徴候が現われると、立枯病でも疫病でも、病幹の着葉は未熟葉であつても応急策としてこれを収穫せねばならず、病害の拡大とともにその応急的な収穫に、余計な労力を多く投ぜねばならぬことは第10表に推知されるところであり、通常それは農繁期にさしかかるので、農家の苦勞は並大抵のものではない。

たばこの病害に対する防除方法は、後述のように、試験的には確立されているものが多いが、それがたばこ耕作者の圃場において徹底的な効果を発揮する段階にまで進んでいるものはあまり無く、病害予防の最も効果的な方法としては、たばこの連作を避け、適当な輪作の期間を置いてこれを耕作する方法が採られていることが多い。専売公

第10表 立枯病発生有無別6月下旬
たばこ耕作反当所要労働

時 期	立枯あり	立枯なし
6月 下旬	10.2	6.2

備考 本表は鹿児島県指宿市1農家の昭和30年（立枯あり）と昭和32年（立枯なし）の実績である。

第 11 表 たばこ畠地の連輪作区分別割合
(昭和 29 年)

連輪作別	指宿市	山川町
連 輪 作	0%	5.0
2 年 輮 作	3.0	20.0
3 年 輮 作	75.5	65.0
4 年以上輪作	7.5	10.0
新 作	14.0	0

例も屢々見受けられる。併し、たばこの病害予防を徹底して行うためには、3 年輪作或はそれ以上の輪作を守ることが望ましいことは「輪栽年次を延長することがタバコ栽培に於いては必ず第一に考えられなければならぬ……これは専ら病害回避の手段であつて……連作によつて病害の多発が一般的で、特に立枯病、疫病、モザイク病等主要病害の発生が連作が契機になつてゐることが多く、少くとも 2 カ年は間をおいて栽培する 3 年輪栽方式が安全な最少限度であると見做されている。」(村岡洋三「煙草編」131 頁、昭和 26 年)とのべられている通りである。

そこで、3 反歩のたばこを 2 カ年の期間を置いて 3 年に 1 回作付する 3 年輪作を守るためには、たばこ耕作に適した圃場を 9 反乃至 1 町程度は保有しておらねばならぬこととなる。これについては「たばこを 3 反乃至 3 反 5 畝作るには、1 町の耕地の準備が必要である。」(鹿児島県指宿郡山川町農協当事者) という意見ものべられている。たばこ耕作に適する圃場の少ないところでは、たばこ耕作農家の保有すべき耕地面積は更に多くなることは「出水は平坦地が少なく、通風、採光の不充分な圃場が多いので、3 反歩のたばこ耕作を連年行うためには、1 町 2 反乃至 3 反程度の耕地をもつことが必要となる。」(専売公社出水出張所当事者) とものべられている。

以上のたばこの病害とこれを防止するための輪作関係の検討を経ることによつて、前述の「1 棟・3 反」の関係は、更に「乾燥室 1 棟・たばこ耕作 3 反・たばこ耕作適地 1 町の保有」というこれまで拡大され得ることとなる。上述の山川町農協当事者も「たばこ耕作を長い目で見ると、1 棟・3 反・1 町は絶対必要な条件である。」とのべている。

たばこを 3 反耕作すると、労力の面では、最繁忙期にそなえて、3 人の家族従業者を保持すべき必要も生じてくる。このことは「たばこ耕作の圃場作業だけなら 2 人の従業者でもつて 3 反のたばこ作を管理することができるが、収穫と葉編作業は 2 人の労力ではとても処理することはできない。」(鹿児島県出水市たばこ耕作組合当事者) とのべられているが、第 12 表に掲げた農家の事例によれば、収穫、乾燥の最盛期に当る 6 月下旬より 7 月中旬までの 30 日間における所要労力は、たばこを 3 反耕作すれば 78 人役にも上る計算となり、これを 2 人の労力で処置することが不可能に近いことは容易に推知し得ることである。この調査農家は「たばこ以外の作物

社指宿出張所(鹿児島県指宿市)の輪作関係抽出調査によれば第 11 表のような成績となつております。3 年輪作を行つてゐる事例が最も多い。もつとも、この輪作期間は、たばこ病害の少ないところ(たばこを水田に耕作する地方では、立枯病の危険はあまりない)、たばこ耕作開始以来日なお浅く、土壤中にたばこの病菌が残存することの少ないところ、または圃場の余地が少ないために適當な輪作期間を置くことの許されないところでは、3 年以下に短縮されている事

第 12 表 たばこ耕作労働繁忙期における所要労力の一例 (昭和 30 年)

時 期	期 日	3 反耕作に必要な労力	主要作業
4 月下旬-5 月上旬	20 日	37.8 人	土 培
6 月下旬-7 月中旬	30	78.2	収穫・乾燥
10 月上旬-10 月下旬	30	49.4	調 理

備考 本表は鹿児島県指宿市の農家の実績を換算したものである。

調査農家は 2 反歩のたばこを耕作していたがその実績に 2 分の 3 を乗じて 3 反歩耕作の場合を想定する方法によつて換算を行つた。

はどうでもよい、たばこだけ収穫すればよいというのであれば、2人の労力でもつてたばこを2反5畝ぐらいまでは耕作できるかも知れぬが、他の作物にも労力を要するのであるから、従業者2人では2反のたばこ耕作が限度であり、それ以上に拡張すれば体力が続かなくなる。」と語つている。

かように、3反のたばこを耕作するには3人の労力を必要とすることになると、上述の「1棟・3反・1町」の関係は更に「1棟・3反・1町・3人」という関係にまで拡大され得ることとなるが、たばこ耕作においてこの条件を充たすことができるならば、品質の良い、病害に罹らない葉たばこを生産することができると同時に、収穫、乾燥作業が次々に殺到する農繁期に、その所要労力を緩和することもできる。それはまた、収穫、乾燥作業以外の労働の緩和にも役立ち得ることも附言しておきたい。第13表によれば、たばこ耕作において、収穫、乾燥作業に次いで労力を要するものは苗床作業であるが、たばこ耕作面積が3反の場合でもそれより遙かに少ない場合でも、その苗床作業に要する労働時間にはあまり差はない、前者においては「ただ水掛け作業の時間が少し長くなるだけである。」(鹿児島県指宿市1農家)とのべられている程度の差があるだけで、前者の方が労力節約的であることが認められる。また乾燥葉の調理(品位別仕訳け)作業はその仕訳けに相当の熟練を要するほどにむつかしい作業であるが、これも調理すべき葉たばこの量が多いほど機械的にやれることとなり、従つてその所要時間は、その量の割には短縮されることになる。

以上の検討結果を総括すれば、黄色種たばこ耕作の適正規模としては、3反程度の耕作が適当であると考えられるが、それは「1棟・3反・1町・3人」という関係条件に前提づけられたものでなければならないという結論を導き出すことができる。

ここで、在来種たばこが一般に耕作されていた時代には「1つの地方に煙草以外に有利な作物が存在する場合には、煙草は富農によつて耕作されずして主として貧農によつて耕作される。」(近藤康男「煙草専売制度と農民経済」171頁、昭和12年)、「対抗作物の存する地方に於て煙草が貧農的作物たる所以である。」(同上、172頁)とのべられているように「貧農作」と認められたたばこ作も、黄色種たばこの場合には、貧農では有利に耕作し得ない性質のものに変つてきていることを注意しておきたい。なお、黄色種たばこ耕作は、上の意味の適正規模を実現し得る産地において発展していくことは、IIの1において検討することとしたい。

労働集約作物

たばこ作が労働集約作物であることは、前に述べたところであるが、その反対所要労力を他の作物のものと比較すれば第14表に看取されるように、たばこの場合は著しく多い。

この集約労働は「たばこは特に品質を重視する作物であつて、各作業は良質の葉たばこ生産のための手段に過ぎない。……品質主義の立前から、労働軽減のため作業を粗放化することは許されない。」(新倉政吉「労働部門より見たタバコ耕作」葉たばこ研究創刊号、昭和27年)とされるような性質のものであるが、そのためたばこ耕作の作業には「他作物より蓄力、機械力が導入し難い。」(同上)こ

第13表 タバコ耕作労働の作業別配分割合
(昭和24年)

作業名	割合
苗床作業	23.2%
本圃作業	11.4
収穫乾燥	52.1
堆積	2.3
調理	10.6
雑	0.4
計	100.0

備考 本表は新倉政吉「労働部門より見たタバコ耕作」(葉たばこ研究創刊号、昭和27年)より引用したものである。

第14表 主要作物の反当所要労力比較

作 物	反当所要労力
た ば こ	128 日
水 稲	24
穀 麦	25
甘 諸	22
馬 鈴 薺	12
大 豆	6
菜 種	20
は つ か	24
除 虫 菊	9
甜 菜	13
蘭	72

備考 本表は小山光泰「農産物価格協会は葉たばこ価格に何を示したか」(葉たばこ研究8号、昭和31年)より引用したものである。

商品作物が存在せぬ限り、たばこ耕作は「労力豊富な農家は労力の多投が品質収量の向上をもたらし、しかも他により有利な労力商品化の道を見出しえない限りは、あえてこれを辞さないであろう。」(増田顕二「たばこ耕作の生産費低減について」葉たばこ研究11号、昭和32年)とのべられるように、農家に嫌われることはないが、若し他に有利な商品作物が出現すれば「労働収容力の大きいことがたばこ作の利点ではあるけれども、経営内の労働人員が減少した場合、あるいは他に有力な作目の立地が可能となつた場合、労力の多要は逆に致命的な弱点とならざるを得ない。」(同上)と考えられているように、農家に批判的な立場で扱われることとなる。鹿児島県揖宿郡山川町は、前述のように、たばこ作以外には有利な商品作目が少ない関係上、県内でも有数な黄色種たばこの産地となつてゐるが(昭和32年におけるその収納代金は鹿児島県全体の収納代金の約6%を占め2億1千万円に達したほどである)、ここでも市街地に接する福元地区においては、部分的ではあるが「若い者が、苦勞の多いたばこ耕作をやめて園芸に向いつつある。」(山川町たばこ耕作組合当事者)傾向が生じているのである。

とにかく、たばこ作は労働集約作物であり、生産葉の品質が重視される関係上、これを粗放的に耕作することは許されない。この集約労働を必要とすることは、たばこ作以外に有利な作目が存在しないような場合には、問題にはならぬが、他に有利なものがあれば、これは、次にのべる特殊重労働を伴うことと併せて、たばこ耕作の弱点ともなり、その廃作の傾向を生ぜしめる原因となる場合もある。集約労働を必要とすることは、また、それに応じ得る労力を有する農家でなければ、たばこ耕作はできないということにもなる。

特殊重労働を伴う

たばこ耕作の作業別労働配分は、既に第13表に示したところであるが、そのうちで特に「収穫、乾燥と土寄が重労働である。」(鹿児島県揖宿郡山川町たばこ耕作組合当事者)とされており、また、調理

とにもなる。もつとも、第2部でのべるように葉たばこの生産費低下をはかるためには、その耕作に要する労力の節減方法が種々工夫されてはいるが、それらもこの原則を大きく改変するものではない。

そこで、たばこ耕作の品質重視的な集約労働に応えるに充分な家族労力を保有し得ぬ農家では、黄色種たばこの耕作は無理であることは「労力の少ない人が無理してたばこを作ると、他の作物の管理が犠牲になり、経営的にはマイナスになる。」(鹿児島県揖宿郡山川町1農家)とのべられる通りであり、またその耕作を行つて來たものでも、家族労力に減少があれば、その耕作を中止せざるを得ぬことは「たばこ耕作を止めると主な理由は労力関係にある。土地はあつても、労力が少なくなればそれを続けることはできない。」(鹿児島県揖宿市1農家)とされる通りである。

また、集約労働を強制されても、他に有利な

作業はその技術の性質上閉めきつた室（北側だけから光線を入れる）に坐りつづけて行う作業であるが「調理は圃場の労働以上に疲れる。」（山川町農協当事者）ともされている。これらのうち収穫、乾燥作業は、前にも触れたように、約40日に亘り継続して行われ、前掲第12表に見られる通り、その所要労力は特に多いので、この期間中はたばこ耕作者は殆んど睡眠をとることさえも許されない。これについて或るたばこ耕作者（昭和33年3月30日、NHK農事放送発表者）は「たばこを栽培すれば油断はできないが、特に乾燥時期にはいつも張り切つておらねばならぬ。乾燥時期は6、7月の暑い時にさしかかるが、眠らないのが身体にこたえる。」とのべている。また「乾燥時期には、特に栄養に注意して良いものを食べるのであるが、乾燥が終つてみると体重が1貫以上も減つている。」（鹿児島県指宿市1農家）とも語られている。かような重労働は老人になると耐え得ぬことともなるので「年をとつてたばこを廃作する事例は屢々見受けられる。」（山川町たばこ耕作組合当事者）という傾向があり、また青年層にも「なんぎなたばこ耕作より離れたがる。」（同上）ということもある。前に、鹿児島県出水市の1農家が「事業資金や負債整理資金を得るためにたばこを耕作する。」が「経営や生活の合理化を考える段階になると、たばこ作は弱くなる。」と語つていていることを紹介したが、この後者の段階では、上述のような重労働が問題視されるようになることが考えられる。併し実際は「農家は乾燥時期の直後には、もうたばこは耕作しない」というが、取納代金を握つた後で来年のたばこ耕作希望反別を申し出さしてみると、止めると言つた者でもまた希望を申し出ることが多い。（鹿児島県たばこ耕作組合連合会当事者）ということにもなつておあり、これにつき現地の農家は「たばこ作で助かり、たばこ作で無理をする。」（鹿児島県指宿郡山川町1農家）とも述懐している。

収穫、乾燥作業に次ぐ重労働とされる土寄せ業（追肥を兼ねる場合もある）は、その事例の一端を鹿児島県指宿市の1農家の実績に窺えば第15表のようになつてゐるが、前後3回に亘る土寄せ業のうち第1回と第2回の場合は、たばこの前作麦（たばこの防風作物であり、3月中旬頃この麦の畦間にたばこ苗が移植される）が、まだ未収穫のまま圃場に立つてゐるので、麦とたばこの間隔がせまく、土寄せ業に畜力を利用することは困難であり、人力でもつてその作業を処理せねばならない。第3回の場合は前作麦の収穫（4月下旬頃たばこの生育状況と見合つて収穫される）後に当り、麦の根が残つてゐるので最も重労働となるが、この作業には畜力を利用する事例も現われている。

この第3回目の土寄せ業を人力でやれば「1日働けば身体が動かなくなる。」（鹿児島県出水市1農家）とされるほどの重労働となる（第15表の事例では、この作業には男だけが従事しているが、女がこれに従事する例も多い）ので、畜力の利用が漸次普及しつつはあるが、併し「1反のたばこが5、6枚の圃場に分散して作付されている如き場合には、畜力を利用すると馬に踏まれて欠損株が多くなるので、畜力の利用はできない。」（専売公社加世田支局当事者）という制約があるために、圃場区割の広いところに作付されたたばこでなければ、畜力は利用され難い。なお、人力による土寄せ業は、畑たばこよりも水田たばこの場合が重労働となり、更に「雨の多い年、湿気の多い土地の土寄せの苦労には一方ならぬものがある。」（鹿児島県指宿市1農家）とのべられている。先に「たばこ耕作の圃場作業だけなら2人の従業者で3反歩のたばこ作を管理することができる。」という1農家の意見を

第15表　たばこ耕作における土寄せ業の一事例
(昭和28年・たばこ耕作反別3反7畝)

回数	期間	労働日数		
		男	女	計
第1回	4月1日～6日	8.2	3.2	11.4
第2回	4月12日～21日	16.5	1.0	17.5
第3回	5月2日～5日	8.5	0	8.5

備考　本調査農家は人力のみをもつて土寄せ業を行つてゐる。

紹介したが、水田たばこの場合には「水田たばこでは土寄せ作業のことだけを考えてみても、従業者2人で3反歩のたばこを耕作することはできない。」(鹿児島県国分市1農家)という意見もでてくる。

以上の諸作業に比すれば、葉たばこの調理作業は、前述のように、坐りつづけて身体を殆んど動かすことなく、葉たばこの品位選り分けに対して勘と手先を働かすだけの仕事であるから楽のようにも見える。併し専売公社より指定された葉たばこの収納期日が切迫して、長時間(前掲第12表によれば、たばこ耕作3反歩の場合、調理に約50日の労働を要することとなる。それも、前述のように、理調には熟練技術が必要であるので、家族従業者総出でこの作業に当る訳にはいかない。)に亘つてこの作業に従事することは、やはり重労働の一つに数えられている。

たばこ作は労働集約的作物であると同時に、その耕作には以上のような特殊重労働をも伴うことは、前述のように、他に有利な商品作物がある場合には、たばこ耕作の発展を阻害する原因ともなり、然らざる場合においても、かかる要求に応じ得る家族労働力を量的にも質的にも保有する農家でなければ、たばこを耕作することはむつかしい。(前述のように、たばこ作の労働報酬は日当にならぬ程度のものであることが普通であるので、雇傭労力依存のたばこ耕作は成立し難い。)なおこのことは、たばこ耕作の適正規模をのべるに当つて「1棟・3反・1町・3人」の関係を指摘した場合の「3人」の内容を補足的に説明するものである。

他作物との競合性が強い

たばこ作と他の作目間における競合関係は、労働の面と土地利用の面について認められるが、たばこ耕作労働は法的な制約を受ける関係上(たばこ専賣法、第13条、耕作者は、公社の定める方法により耕作し収穫しなければならない)，その競合性は前者においてより強く認められる場合が多い。

第16表 黄色種たばこ耕作労働の月別
配分事例 (昭和32年)

種 目	出 水	指 宿	垂 水
たばこ耕作面積	2.27 反	1.80	1.50
1月	58 時間	47	75
2月	104	95	99
3月	139	188	141
4月	119	189	72
5月	157	200	80
6月	383	293	230
7月	521	382	327
8月		35	
9月	159	188	132
10月	462	280	84
11月			
12月			22

備考 本表は事例地のたばこ生産費調査農家の記帳成績を集計したものである。

たばこ耕作の諸作業においては適期が重視されること、並びにその耕作労働の粗放化はできないことは前に指摘したところであるが、専賣公社は、たばこ耕作者をして適期を失すことなく入念な作業を行わしめるためには、殆んど全ての作業について、その方法と終了すべき期限とを指示することが通例となつており、耕作者としては「指示通りにやらねば、葉たばこ収納の際に手加減されることが恐ろしい。」(鹿児島県指宿郡山川町1農家)ので、これに従わざるを得ないのである。その結果、農繁期においてたばこ作の作業と他の作物の作業とが重複する場合、前者が強制的に優先されることになれば、後者は後廻しにならざるを得ず、これについては「農家は悪いようにはしないのであるから、作業に期限を切つて貰いたくない。」(鹿児島県出水市1農家)という希望意見もある。

いま、たばこ耕作の月別労働配分の事例を表示すれば第16表の通りであるが、たばこ作の労働が最も集中するのは、やはり収穫、乾燥時

期に当る 6, 7 月と、調理期に当る 10 月頃であることが認められる。この 10 月頃の作業は、他の作物の作業とそれほど競合はしないが、6, 7 月頃には他作物との競合関係が尖鋭的に現われる。例を南九州地方の場合にとつてみると、6 月の農作業としては普通作においては小麦収穫、陸稻播種、甘藷定植、田植などがあり、また 7 月には、水陸稻の除草並びに甘藷の除草などがあるが、これらがたばこ作の作業と衝突して後廻しにされることの一端は「たばこ耕作者の大部分は、たばこの乾燥を終了してから田植にかかるので、その時期が遅れてしまつて、田植の終るのが 7 月 10 日前後になることもある。」(鹿児島県指宿市 1 農家)とか、また「たばこ耕作者の甘藷は勿論、陸稻畑も草叢のようになることが多い。」(鹿児島県指宿郡山川町農協当事者)と語られていることにも窺われる。なお普通作の場合だけに限らず、畜産も、たばこ耕作農家の場合には、葉たばこの収穫、乾燥の時期に飼料の給与や手入れが不充分となり勝ちであるために不利となることが多く、例えば酪農については「たばこ作と酪農は両立し得るかどうか、容易に結論を出すことはできぬ。」(同上)と考えられている事例もあり、小家畜飼育の場合でも、たばこ耕作農家はその飼育頭羽数をあまり増加することは「農繁期には鶏の産卵個数も うんと減る。」(鹿児島県日置郡東市来町 1 農家)とされることによつても首肯できる。なお、6, 7 月の農繁期以外においても、例えば「たばこの移植期(3 月下旬)がグリンピースの収穫最盛期に当るので、たばこを耕作すればグリンピースは作れない。昨年それを 6 品目ほど栽培してみたが労力的に無理が伴うので、昨年はそれを里芋の栽培に切り替えた。」(鹿児島県肝付郡根占町 1 農家)とされるような、労働上の競合関係があることも附言しておきたい。

以上はたばこ作と他の作目間における労働面での競合関係において、たばこ作の作業が優先される事例をのべたが、他に有利な商品作物があつて、これとたばこ作が労働面で競合性を示す場合には、その競合作物が採られてたばこ作は廃されることもある。たばこ作の作業は、前述のように、専売公社の指示によつて期限が限定されるので、他の作業を優先せしめて、たばこの作業を遅延せしめることはできない。つまり、このような競合作物とたばこ作は両立できないのである。一例を挙ぐれば、みかん栽培地帯にたばこ作が進出できない原因の一つはこのことにある。

次に進んで土地利用面における競合関係についてのべてみたい。前述のように、たばこ耕作農家の田植は、それがたばこの収穫、乾燥期と衝突するが故に遅れ勝ちであるが、他面においては、水田たばこが遅くまで圃場にあるために、その後作としての水稻の挿秧が遅れざるを得ぬというようだ、土地利用上の問題がその原因となる場合もある。このたばこ作と水稻作の土地利用上の競合関係は、田植の遅延が水稻の収量に大なる影響を及ぼす冷涼地では特に重視すべき問題であり、水田におけるたばこ耕作は成立し難いということにもなる。たばこの産地として知られている鹿児島県国分市でも「水田のたばこ耕作は下場の温暖なところに限られており、上場の冷涼なところでは水田にたばこは耕作できない。」(国分市たばこ耕作組合当事者)といわれており、また第 17 表を窺えば、わが国全体としても水田たばこの耕作が行われる地方は西部並びに南部地方に限られていることが認められるが、これについては「地域の中部より西部に移るに従い、概して田作の割合が増加する傾向があつて、後作水

第 17 表 たばこの主要耕作地域別・田畠別
作付割合 (昭和 30 年)

地 域	田	畠
東 北	0%	100
北 関 東	0	100
瀬 戸 内	22	78
南 九 州	29	71
全 国	15	85

備考 本表は西山祥二「葉たばこ生産の最近の歩み」(葉たばこ研究 9 号昭和 31 年)より引用したものである。

稻の可能性と密接な関連のあることを示している。」(西山祥二「葉たばこ生産の最近の歩み」葉たばこ研究9号、昭和31年)と説明されている。

たばこ作と水稻作の土地利用上の競合関係は、更にたばこ地小作(たばことその前作の麦作の期間だけの短期小作であり、たばこの後作の水稻は地主が栽培するものであるが、その詳細はIIにおいて述べられる)の場合「小作地のたばこ作は、後作の水稻の插秧に制約されて、未熟葉でも収穫せねばならぬ場合もある。」(鹿児島県出水市1農家)とされるようなことを惹き起す場合もある。

たばこ作はその病害を避けるためには、前述のように連作ができない、三年輪作方式に従つて耕作されることが多い関係上、陸稻、甘藷等の畠夏作物と土地利用上の競合性を示す場合はあまりないが、紅茶、苗木などのような多年性畠作物の作付は、たばこ作の輪作維持の余地を狭める場合もあり、たばこ作と土地利用上の競合性を示すこともある。その結果いずれの作物を選ぶかは、それらの有利性に対する農家の判断如何によつて決まることは勿論であるが、前掲山川町の場合などは「山川ではたばこ以外には有利な換金作物はない。紅茶を栽植しようにも畠地では無理であるし、別に開墾適地もない。果樹はいずれも病害が多い。枇杷などは或は適しているかも知れぬが輸送がきけない。」(山川町たばこ耕作組合当事者)ということが考えられている。

以上はたばこ作とその他の作物の土地利用上の競合関係についてのべたものであるが、それとは逆の補合関係の存する場合のあることも附言しておきたい。例えば、地域によつて事情は異なるが、水田たばこについて「秋落田ではたばこ後の水稻の方がよくできる。」(鹿児島県出水郡高尾野町たばこ耕作組合当事者)「7月15日までに田植ができるならば、たばこ後の水稻の方がよくできる。」(鹿児島県国分市たばこ耕作組合当事者)ということもあり、それはたばこを前作することにより麦間中耕を屢々行つたり、或は堆肥を多く施したりすることに因るものと考えられている。畠たばこの場合にも、同様な理由によつて「風の当らぬ畠地なら、たばこ後の早生陸稻の方がよくできる。」(鹿児島県指宿市1農家)ということもある。

後者の畠たばこと陸稻作の補合する事例は、暖地では一般に否定されるところとはならないが、前者の水田たばこと水稻作の関係については、逆に、たばこ後地の水田は却つて地力が低下するという競合関係があると考えられている場合も少なくない。⁽³⁾

(3) 水田たばことその後地における地力の関係について「最近たばこの肥料として化学肥料を施用することが多く、堆肥を施用するにしても肥料切れの早い完熟堆肥を施すので、たばこ後地が肥えるとは考えられない。水田たばこ施肥量以上に水田土壤に含有されている窒素分まで吸収するので、それだけ後地はやせることが考えられる。」(鹿児島県出水市1農家)とされるような見方もある。

II. 黄色種たばこ発展産地の条件

1. 発展産地の条件

病害の少ないところ

前章において列挙したような特質の認められる黄色種たばこ耕作も、これを受け入れる産地の条件如何により、或は積極的に採り入れられて発展し、或は消極的にしか迎えられずして衰退を示してきている。そこで本章では、その耕作が発展した産地は如何なる条件を有するところであるかを検討してみたい。

黄色種たばこ耕作は、先ず、その病害の少ない地域でなければ発展し得ないことは「特にタバコはその(病虫害の)種類も多く、このために栽培不能に陥り産地が更新された例も専くない」(村岡

洋三「煙草編」128頁、昭和26年)とされることによつても推知できる。例を鹿児島県の産地の場合にとつてみると、ここで黄色種たばこが本格的に耕作され始めたのは昭和7年のことであるが、その後、相隣接する産地でありながら、一方ではその耕作が増加しているのに対し、他方ではそれが減少するという事例が現われたことは第18表に窺える通りであり、この傾向差は主として立枯病発生の多少に基因するものであつた。

この表で耕作面積の減少傾向を示している指宿では「その土壤が重粘土で排水が悪く、黄色種たばこでは特に立枯病が多く発生するようになった。」(指宿市たばこ耕作組合当事者)といふ状況であつたために、「最初は乾燥室を305棟建設したが、黄色種たばこを廃作して、これを他の地方に売却した事例も少なからず現われた。」(同上)といふ衰退ぶりを数年にして現わした。これに比すれば山川の場合は「排水良好な畠地が多く、黄色種たばこを耕作することになつてからでも立枯病は殆んど発生することなく、初期の頃はその隔年耕作も可能であり、中には連作を行う事例も見受けられた。」(山川町たばこ耕作組合当事者)といふ実情であつたために、黄色種たばこ耕作開始後6年目には、その耕作面積は当初の面積の3倍以上に撥ね上るといふ增加ぶりを示していることは、この表に窺えるところである。

また、第18表で耕作面積の減少が認められる出水では、黄色種たばこ耕作以来その畠地における立枯病の発生が甚大であつたので、「黄色種たばこの耕作は、その安全性を求めて畠地より水田に移動したが、⁽⁴⁾水田の適地を所有せぬ者はたばこ耕作を中止せざるを得なかつた。」(専売公社出水出張所当事者)ということでたばこ耕作面積が減少し、前述の指宿の場合と同様に、折角建設した乾燥室もこれを他に売却する事例も見受けられた。(現在では出水の水田たばこについては、疫病の発生が問題視されている。)出水に隣接する高尾野は、砂壤土よりなる排水良好な水田に恵まれているので「病害の虞れは少なく、たばこ耕作に適した土地が多い。」(同上)といふ条件を具備していたがため、黄色種たばこの耕作に転換してからも、それが順調に伸びてきていることは、第18表に看取したところである。

なお、黄色種たばこ耕作の当初においては病害が少なかつたところでも、その耕作年数が長引くにつれて土壤が病菌に汚染され、病害が漸次拡大する場合も少なくない。例を立枯病にとつてみると「この病原菌は好気性の細菌類で、高温多湿条件で繁殖が早く、土壤の中での生存期間は、通気が良いと非常に長い。従つて一旦この病菌に汚染された畠地では年々発生が多くなる。」(村岡洋三「煙草編」139頁、昭和26年)とのべられている。(もつとも、これは主として畠地についていわれることであつて、水田では湛水して通気が遮断されるため、立枯病の発生が少ないことは前にも触れたところである。)これに対してはその予防方法が研究されており、試験的には充分の効果を収めていることも前に触れた通りであるが、その方法としてはクロールピクリンによつて土壤を完全に消毒し、土壤中の病原菌の死滅をはかる方法が考案されている。専売公社鹿児島たばこ試験場当局者の説明によれば、その試験ではこの方法を実施することによつて、25年間たばこを連作した畠地においてもなお、立枯病の発生を見ないのである。

第18表 鹿児島県下数産地における黄色種たばこ耕作開始後数年間の、その耕作面積の変遷

年次	指宿出張所管内		出水出張所管内	
	指宿	山川	出水	高尾野
昭和7年	88町	70	44	34
8年	125	106	69	56
9年	126	108	63	60
10年	108	125	52	68
11年	109	127	53	74
12年	77	231	32	86

併しこのような技術も、たばこ耕作農家の間に充分滲透するに至っていない。その理由としては、その方法が農家にとっては面倒であるということと、これを実施する決心がつきかねる 2, 3 の条件があるということを挙げることができる。前者の内容は、薬剤の施用に細心の注意を必要とする同時に、その施用の前後において徹底的な排水措置を講じておかなければ、消毒の効果がないばかりでなく、却つて逆効果を招く虞れもある⁽⁵⁾ということである。後者の条件としては、年により立枯病の発生が少ない場合もあるので、病害予防のために反当 2,500 円程度の薬剤を施用した者は馬鹿を見るという結果になる虞れがあること。また、1人のたばこ耕作者が消毒を行つても、その附近の者が一齊にこれを行わねば、他所の圃場より病原菌が侵入する虞れのあること。更に土壤消毒によつて立枯病の発生は防止できても、若し他の災害を被るようなことがあると、その消毒の効果も消失する虞れのことなどが考えられる。

また農家としては「クロールピクリンの施用が、たばこの前作の麦をいためる場合もあり、またそれを施用した年のたばこは肥料切れが悪くて生産葉の品質が低下する虞れもある。」(鹿児島県揖宿郡山川町 1 農家) ということなども問題にしている。

以上のような諸種の理由が絡んで、折角考案された立枯病予防の技術もたばこ耕作農家の間に充分滲透できず、結局、1 度この病菌に汚染された圃地は、たばこ耕作を続けるほど発病が多くなつてくる。1 例を挙ぐれば「山川産地の土壤も、病害関係より見て既に老衰期には入つたところが多い。」(同上) とされるようなことにもなる。この病気を回避するためには、前述のように、一般に輪作栽培の方法が採られてきているが、それも最小限 3 年輪作を実行しうるだけの圃場の余裕があつてはじめて徹底し得ることであり、その条件を具備せぬ場合には、結局病気に圧されて、前にも触れたように「ために栽培不能に陥り産地が更新された例も少くない。」という結果を招く場合もある。(このことについては後に述べるところもある。)

以上は立枯病に例を採つて、耕作年数の長いたばこ産地では病害が多くなる傾向のあること、従つてその産地としての適格性が薄弱となる場合も生ずることをのべたが、立枯病に限らずその他の病害についても、立枯病の場合ほどに深點ではないにしても、これと類似した傾向は認められる。例えば疫病については、その予防のためには、たばこ圃場の排水を徹底して行い、土壤表面にセレンサン石灰を撒布する方法が考案されているが、やはりその病気の多いところでは発病の危険を除去することはできない。モザイク病は蚜虫の媒介によつて発生する場合が多いので、その駆除を充分に行うことができるならば、殆んどこれを防止することが可能であるという事例もある。前掲山川町では昭和 27, 8 年にこの病害が猖獗をきわめたために、専売公社の莫大な援助(技術面並びに資金面の援助)により、昭和 29 年より 30 年に亘つて徹底的な蚜虫の一齊駆除を行い、この病害の防止に成功している。併しこれも専売公社の援助を得てはじめて実現し得たものであつて、農家個人の力のみを以てしてはこの病害の撲滅を期することは至難である。

要するに、病害の少ないことが黄色種たばこ耕作の発展のための条件の 1 つであることは、以上に述べた通りであるが、この条件は黄色種たばこの場合には在来種たばこの場合よりも遙かに強力にたばこ耕作を制約することは「黄色種の生地である米国の煙草産地は、気象、土質等の環境条件が非常によい……黄色種は元来このような産地に育つた品種であるから、病気、殊に立枯病に対する抵抗性は非常に弱く、病気発生の激しい地帶は産地として到底成り立たないありさまである。それに比べると在来種は、もともと我が国に育つたものだけあつて、一般に病気に対する抵抗力が強く、このような病害発生地帯に於ても、たとえ多少の損害は免れないけれども、なお産地として今日まで存続して來たのである。」(松下丈夫「黄色種煙草作講話」251 頁、昭和 25 年) とされる通りである。

なおここで、たばこの病害と併せてその虫害はたばこ耕作を制約する条件とはならないかということについても一言触れてみると、害虫駆除の面では、最近 DDT の出現により効果的に駆除が行われるようになってきていることは「DDT の如き有効な薬剤の出現は、害虫駆除効果の面においても、またその所要労力節減の面においても一段の進歩をもたらしたものである。DDT は BHC の如くたばこに薬害を与える危険も少なく、また根切虫、野菜象虫、螟蛉等の何れの害虫に対しても有効であるので万能薬ともいわれる。」(拙著「日本煙草經濟論」205 頁、昭和 32 年)とのべた通りであり、虫害の場合は病害の場合とはその趣を異にするものである。

適正規模維持の容易なところ

I の 2 において、黄色種たばこ耕作の適正規模は 3 反程度であるが、それは「1 棟・3 反・1 町 3 人」という関係条件に前提づけられたものでなければならぬことをのべたが、黄色種たばこの耕作はこの条件を充たすことの容易な産地において発展しやすいことは勿論である。

そこでこの関係条件を充たすことの難易は何に基因するかについて考慮してみると、問題は「1 棟・3 反」という技術的関係を満足せしめるために「1 町・3 人」の関係を成立せしめ得る可能性の有無に係つており、そのうちでも「3 人」という条件は、産地発展の可能性如何を検討する立場よりすれば、多分に個人的なものであるが故に、問題は耕地面積「1 町」の保有が可能な農家が多いか少ないかということに絞ることができる。第 19 表はこのことについての 1 事例として、鹿児島県における黄色種たばこの産地別盛衰(戦前、戦後別)と經營農用地面積 1 町歩以上の農家数の比率の大小との相関を示したものであるが、これによれば黄色種たばこ耕作の盛衰が「1 町」農家の多少に密接な関係を有することをかなり明瞭に認知することができる。

またこのことについては「耕地を多く保有しているということは、たばこ作を有利に導く最大の原因である。」(鹿児島県揖宿郡山川町 1 農家)ともべられ、「青年層がたばこ耕作に対して積極性を示す産地は、たばこを 2 反 5 畝でも 3 反でも耕作できるところである。」(鹿児島県加世田市たばこ耕作組合当時者)とも理解されている。なお、第 19 表に発展産地として掲げた高尾野においても「耕地面積、乾燥室、経済力の条件の揃つた粒選りのたばこ耕作者が残っている。」(高尾野町たばこ耕作組合当時者)のであり、衰退産地の指宿では「一般に農家の經營面積が小さいので、黄色種たばこの耕作は有利に展開され得ない。」(指宿市たばこ耕作組合当事者)ということが考えられている。

なおここでのべておきたいことは、黄色種たばこの産地において、農業經營面積が「1 町」に達しないたばこ耕作者の間では、実質的にこの条件を充たさんために、前にも触れたたばこ地小作(たばことその前作麦の期間だけの短

第 19 表 黄色種たばこ耕作の産地別変遷事例

種 目	発 展 产 地			衰 退 产 地	
	山 川	高 尾 野	根 占	指 宿	出 水
經營農用地 3 反 以上の農家数に 対する 1 町以上 の農家数の比率	27.9%	25.6	27.6	5.4	14.7
戦 前	昭和 7- 11 年平均 107	58	30	111	56
	13-17 年	71	91	45	24
戦 後	昭和 21- 25 年平均 26-30 年 31, 32 年	195 266 273	59 134 136	67 120 109	7 25 26 5 24 41

備考 本表において經營農用地 1 町以上の農家数比率を算出するに当り、その分母に 3 反以下の農家数を含ましめたのは、問題の性質を明瞭にするために、自給生産を主とする農家はなるべく除去して検討を行いたいという意向に基くものである。なお、これは昭和 26 年の数字である。

本表の 1 部は既に第 18 表において示したところであるが前者の場合は農家經營面積の多少が、たばこ耕作のための正常な輪作関係の維持に影響を及ぼし延いては病害の多少に影響することとなり、このことによつて黄色種たばこの盛衰が出現したものと理解することができる。

期小作) を希望する農家が多いこと、並びに、場合によつてはたばこ耕作農家が積極的に土地購入を行つている事例も認められることである。

そこで先ず前者のたばこ地小作についてのべてみると、それは「たばこ耕作の圃地が分散するのを防ぐ意味で小作する.」(鹿児島県出水市1農家) 場合や、「水田に隔年にたばこを耕作すると地力が消耗するので小作地をもとめる.」(同上) 場合もないではないが、多くは「病気に制約されてたばこ耕作面積を縮小することを避けようとして小作する.」(鹿児島県揖宿郡山川町1農家) のであることは勿論である。併し、その「小作地搜しは一苦勞であり、容易に借りることはできない.⁽⁶⁾」(同上) ことが多く、そのために「本年は小作地搜しに遅れをとつたために、これまで3反5畝耕作していた

第20表　たばこ耕作面積に対するたばこ地
小作面積の比率の産地別事例
(昭和32年)

種 目	山川	高尾野	根占	揖宿	出水
自 作 地	町 235.95	123.05	70.69	20.01	28.27
小 作 地	32.56	6.34	32.58	5.07	4.03
総耕作面積に対する小作地比率	12.1%	4.8	31.5	20.2	12.4

備考 本表は専売公社鹿児島地方局の調査成績によるものである。

たばこ作を2反に減らさねばならなくなつた.」(同上) とされるような事例も出現する。第20表はたばこ耕作面積に対するたばこ地小作面積の比率を、第19表の産地について示したものであるが、その借入の難易の関係があるので、小農の多い産地においてたばこ地小作面積の比率が高いという傾向は必ずしも認められない。

たばこ地小作料は、鹿児島県の場合を例にとってみると、反当6千円程度が普通であるが、それがせり上つて条件の良い圃場になると1万

円に達することもあり、またその小作料が前納される場合も生じている。⁽⁷⁾ その小作地を借入する側のたばこ耕作農家としては「小作料は高くても、風の当らぬ条件の良い耕地を小作する方が有利である.」(同上) という意見を有する者もあるが、いずれにしても、その小作料の高い産地においては、これが葉たばこの生産費引下げの阻害要因を形成するに至つていることは勿論である。

次にたばこ耕作農家が積極的に土地購入を行つた事例については、既にIの2において触れたところであるが、前掲第3表によれば、鹿児島県揖宿郡山川町岡見カ水部落では、昭和29年に50件、昭和30年に17件の他部落よりの土地購入事例が認められた。これもたばこ地小作の場合と同様に、相手(土地売却者)がいなければ成立しないことであるが、岡見カ水の場合は偶々隣村に土地売却者が多く現われたので、⁽⁸⁾ その購入を積極的に行うことができたのである。この場合土地購入は「たばこを作り、畑1枚でも購入して資産を殖やし、子供の分家に備えておくという親心による.」(山川町農業委員会当事者) ものであつたり、また「交通が便利で風害も少ないところに10年計画で圃場をまとめておきたい.」(山川町1農家) というように、土地利用集中を企図するためのものであつたりする場合もあつたが、やはり多くの場合においては、たばこ耕作の適正規模の関係を維持するための必要上、土地を確保しておきたいという意図に出でたものであつたことは勿論である。この岡見カ水の場合に限らず(それと程度の差はあるが)多くのたばこ産地において、葉たばこの乾燥が済み、その収納代金について胸算用が可能となる頃から土地売買の仲介業者の活動が活潑となり、⁽⁹⁾ 土地取引が行われる事例が認められるのである。たばこ耕作の適正規模関係維持のために、以上のようなたばこ地小作、或は土地購入の措置を講じ得る余地の少ない産地においては「加世田支局管内(鹿児島県南薩地区)は農家の経営面積が少ないので、小農のたばこ作の弱点を如何に補強するかが大きな問題である.」(専売公社加世田支局当時者) とされるような悩みが残されている。

競合作目の抵抗の少ないところ

「たばこ産地は気候、土質所謂立地条件に適した地域に作られるけれども、対抗産業(競合作目)

との経済的均衡も重大な要件であつて、旧産地は歴史的にそれを示している。」(西山祥二「葉たばこ生産の最近の歩み」葉たばこ研究9号、昭和31年)とのべられる通り、たばこ作と競合する有利な商品作目の少ないところに、黄色種たばこ耕作は発展したことは歴史的な事実である。このことにつき、これまでのべたところを整理してみても、若したばこ以外に有利な商品作物があれば、たばこ耕作においては集約労働が強制され、特殊重労働を伴うことはその弱点となり、たばこ耕作の安定性も、まとまつた即金を獲得しうることも、必ずしも高く評価されるところとはなり得ず、競合作目との有利性を比較する立場においてその評価が行われる結果、競合作目が比較的有利な場合には、労働並びに土地利用の面において他作目との競合性の強いたばこ作は耕作され難いことにもなると要約することができる。なおその事例の一端は、みかんの産地にたばこ作の進出がないことや、冷涼地においては、たばこ作は水田から排除されることに見受けられた。

結局、たばこ耕作(在来種たばこの場合も含めて)は、前に鹿児島県揖宿郡山川町の場合についてのべたように、自然条件がたばこ作以外の商品作目の生産に不適当であつたり、また自然条件はそれに好適していても、その生産物の販路が不確実で、これを適當な価格で販売し得ぬ危険性の多いような立地条件のところにおいて発展しやすいのである。なお、その山川町でも浜児カ水部落では、戦前においては沿岸漁業に従事する者もあつたが、これは「最近ではその漁獲が不安定となってきたために、これを廃して、収入の確実なたばこ作が選ばれるようになつてきた。」(山川町浜児カ水1農家)といふことも認められた。

- (4) 土壤中の立枯病菌は個体としてはその生命は短かいが、たばこの残軸中に残つたものはコロニーを形成することによつて越年8年にも及ぶので、一旦その発病をみた畑地では、たばこの輪作栽培を行つても、なおその発病の危険より脱することはできないが、好気性を示すこの病原菌は、夏期湛水を行う水田では繁殖できないので、たばこ耕作が畑地より水田に移行する傾向が生じたものである。
- (5) クロールピクリンによる土壤消毒は、その前後において徹底した排水を行わなければ効果がない。排水不良であれば、消毒によつて無菌状態となつてゐる土壤(土壤細菌間の拮抗作用関係が破壊された状態にある)に他所から立枯病菌が浸入しやすく、その繁殖力は物凄く、病害は却つて激化することもある。鹿児島たばこ試験場の場合には、たばこの高畦栽培を行い、畦間の水分を排水するためのクリークを設けている。
- (6) 「たばこ地小作の中入れに応ずるものは主として兼業農家であつて、専業農家には殆んどそれがない。また兼業農家でも、たばこ後地の水稻播種の適期喪失をおそれて、小作中入れにあまり応じようとしない。」(鹿児島県出水市1農家)「たばこ地小作地を捜すためには、たばこ耕作の前年の8月には手を打たねば遅れをとる。これについては金と暇をつぶすことが多い。」(鹿児島県揖宿郡山川町1農家)
- (7) 鹿児島県山川町方面では、たばこ地小作地に万一立枯病が発生した場合には、その小作料を値切られる虞がある関係上、地主は小作料の前納を要求する事例が多い。
- (8) 山川町岡児カ水のたばこ耕作農家は、隣りの開聞町仙田部落並びに川尻部落より、畑地を多量に購入する機会に恵まれたが、そのうち川尻の場合について土地売却に及んだ農家の事情を調べてみると次の通りである。川尻部落の家屋、漁船並びに漁具の戦災による被害は約8割に達したといわれているが、その復旧資金を調達するためには耕地を手放すほかに方法はなかつた。耕地を売却した農家も、その代金の一部でもつて、開聞岳山麓の国有地の払下げを受けてこれを開墾すれば、条件の低下は免れなくともある程度の畑地は確保することができた。かような開墾を行うことなく、家族は郷里に残したまま出稼ぎに出かけた事例も若干ある。
- (9) 「たばこ耕作者は土地を高価で買取るということで、たばこの乾燥がすんだ頃から土地仲介業者が盛んに売込みに入る。地価は川尻の畠で反当14万円乃至18万円であるが、それを購入しても、1回のたばこ収納代金と後作の甘藷売上代金でもつて、その支払い代金を償うことができる。」(同前)

2. 産地条件の動搖とそのたばこ耕作への影響

先に、黄色種たばこの産地においても、その耕作年数が長くなると、病原菌による土壤汚染の程度が高まつてくる場合が少なくないことをのべたが、このことは、病害防除の技術的な解決方法が全面的に確立されぬ限りは、必然的に、従来の産地におけるたばこ耕作の後退とその新産地への移動をもたらすものであり、これについては「黄色種たばこを耕作することになつてからは、病菌に汚染されぬ耕地の余裕が存在する場合においてのみ、これは有利に耕作され得ることとなつた。従つてたばこ作絶対的産地においても、かかる耕地の余裕の少ない地方は、……たばこ耕作を増大し得ぬばかりでなく、場合によつては、それを従前の程度に維持することもできなくなつてきた。」(筆者「たばこ耕作の意義の産地別相異」鹿児島大学農学部学術報告 3号、昭和29年)とのべたこともある。

これに比すれば、たばこ作と競合する商品作目の出現がたばこ耕作を制約することになるとした前述の関係は、価格変動の影響を強く受けるものであるが故に、相対的なものであると考えられるることは「産地におけるたばこ耕作の維持策は一般經濟界の好調時においてのみ必要であり、その不況時にはたばこ耕作は専売的統制の故に、却つて対抗作物或は対抗産業(競合作目)より安定したものとなるので、かかる施策は勿論不要であり、場合によつてはその増殖防止に努めねばならなかつた。」(拙著「日本煙草經濟論」255頁、昭和32年)したことにも窺うことができる。またその一端は「蔬菜は価格の変動が激しいので、前にたばこ耕作を止めて蔬菜園芸に切り替えた人も、昨今ではまたたばこ耕作を希望するようになつてきた。」(鹿児島県出水郡高尾野町たばこ耕作組合当事者)ということにも看取されるところである。

結局、たばこ作よりもその競合作目の方が比較的有利な場合において、後者は前者を制約するに至ることは前にも指摘したところであるが、その有利性についての比較の仕方も「葉たばこ生産部門を經營の内部に上手に組入れると、全部門平均の1日当家族労働収益力を或一定の高さに保持しながら、全農業經營の農業純収益を極大にすることが出きるのである。葉たばこの有利性はまさにここにあるのだから、これを無視して、家族労働報酬の低い点のみから葉たばこを攻撃するのは正しくない。……確かに、労働能率の向上は、我国農業進歩のための大切な要因であることは、私も認めるが、土地節約的農業の中で如何にこれを解決すればよいのかを考えねば現実よりかけ離れたものになる。葉たばこ生産に關係する者、又この問題を論じる者は、広い分析手段を通じてもう一度検討しなおす必要がある。」(衣笠巧「葉たばこと他作物との比較点」葉たばこ研究 16号、昭和33年)ということなどを考慮すれば、難かしいものとなる。現実においてはその比較の仕方は曖昧な場合が多いことは「たばことその対抗作物の有利性の比較については、多くの農家はそれほど突込んで考えてはいない。ただ1, 2の有力者の意見がそのまま農家の考え方反映しているに過ぎない場合が多い。」(専売公社加世田支局当事者)とされるところでもあるが、その有力者の比較の基準も「たばこ耕作が不振に陥るのは、対抗作物の価格が好調を示す場合とか、またはたばこ作が災害を被つて葉たばこの収納代金が期待したものよりも遙かに少なかつた場合である。」(鹿児島県国分市役所当事者)ということに察知されるようなものである場合が多く、偶には「対抗作物による収入がたばこ作による収入より減るようなことがなければ、手間のかかるたばこ作は止めて、これを他の作物に切り替える。」(鹿児島県出水市1農家)という考慮に基いて、その比較が行われることもある。

以上のような比較の結果、たばこ作が他の競合作目に制約されて縮小される場合においても、たばこ作が災害を被つた反動として縮小される場合を除いては、その縮小は漸進的にしか進行しないことが多い。前掲鹿児島県山川産地においても、小川地区には、最近酪農熱や紅茶栽培熱が高まりつつあることが認められるが、この場合に「今後酪農中心の經營にもつていきたいが、急にたばこ

を廃作することは、現金収入確保上危険であるので、当分たばこ耕作を2反5畝だけは残しておきたい。」(小川地区1農家)、「紅茶が成園になつたらたばこ耕作を止めるが、それまでは止めることはできない。」(同上) ということが考慮されていることにも、その一端を窺うことができる。

以上のべたところの、たばこ作に対する競合作目の影響は、耕地「1町」保有程度の農家が多く、また競合作目が出現せねばたばこ作が発展し得る可能性の多い産地について考えられることであり、この条件を充足し得る程度の農家の少ない産地においては、たばこ作は漸次縮小されて他の作目に移行せざるを得ぬことは、既述の通りである。

III. 発展産地の農家経済並びに農業経営の特質

1. たばこ耕作適格農家と廃作者

適格農家

ここでいう黄色種たばこ耕作の適格農家とは、既述の適正規模条件を充足し得るか、或は充足し得るに近い程度に、土地、資本並びに家族労働力を保有する農家を指しているのであるが、たばこ耕作面積の増加傾向を示す産地においてもなお、かかる適格農家と然らざる農家が分化する傾向が認められることは「タバコ耕作面積は年年の増加も著しく、生産力の低い農家は没落して生産力の高い農家に面積が集中している。」(石井厚「生産費調査結果のあらまし」葉たばこ研究15号、昭和33年) ということにも推知できる。

また専売公社の駿河義雄、中村誠の両氏は、鹿児島地方局管内の黄色種たばこ耕作者 2,780 人と在来種たばこ耕作者 600 人を選び、それらを、(A) 優良耕作者、(B) 普通耕作者、(C) 低位耕作者に区分して、たばこ耕作の実態調査を実施しているが(駿河義雄・中村誠「タバコ耕作の実態調査に就て」葉たばこ研究3号、昭和29年) その結果によれば「A, B, C 間における耕作面積広狭の傾向は……A > B > C の関係にあり、優良耕作者ほど耕作面積が広い。」(同上) ということになっている(それぞれのたばこ耕作面積の平均は、A—2反1畝、B—1反9畝、C—1反7畝となつてゐる)。この場合 A が優良耕作者の実力を發揮しているのは、黄色種たばこの場合は、前述の適正規模条件の「1棟・3反」の3反に近い条件を具備している(Aの中には在来種たばこ耕作者も含まれてゐるので、黄色種たばこ耕作者のみの平均耕作反別は、2反1畝をかなり上回ることは当然推察される)ことによるのは勿論であるが、上の調査報告では、それは更に「広い反別を耕作するものほど収納代金に対する依存度が強く、従つてタバコ作に熱心である事」(同上) にもよるものと説明されている。葉たばこの収納成績を、この調査における階層別に見ても「反当量目に於ては A, B, C の間には確然たる差があり……A > B > C の関係が成立し、……1kg 当価格も……A, B, C 間に於ても確然とした差が認められる。」(同上) という結果を示しており、たばこ耕作の適格農家としては、そのたばこ耕作面積が適正規模条件を充たし得るか或はそれに近いものでなければならぬことを再認識し得るのである。繰り返すまでもなく、それは「1町」程度の耕地保有の関係を保持することを前提として、はじめて許されることである。

その適格農家としては、更に「3反・3人」の条件を充足し得るほどの家族労働力を保有しなければならぬが、その中には、既述のような重労働に耐え得ると同時に、苗床、乾燥、調理をはじめとする諸作業のように熟練を要する作業の技術を習得した優質の労働力が含まれていなければならぬことは「葉たばこは特に品質を重視する作物であつて、各作業は良質の葉たばこ生産のための手段に過ぎない。従つて耕作に際しては高い技術と、旺盛なる耕作意欲が必要である。換言すれば作業に従事する人の技術は、年令、体力、性別に優先して要求される。」(新倉政吉「労働部門より見たタバ

コ耕作」葉たばこ研究創刊号、昭和27年)とされるところでもある。併し、これは家族労働力の全てが常にかかる優質のものでなければならぬということを意味する訳ではなく、たばこ耕作の作業中には婦女子の労働に適するものも少なくないことは「またその反面機械的な作業或は特に大きな力を必要としない作業も相当あつて、繊細な婦女子の労力も之を活用することが出来る。」(同上)とのべられている。

黄色種たばこ耕作の適格農家たり得るためには、以上の諸条件を充足すると同時に、更に或る程度の資力を保持すべきことが要請される。「1棟・3反」の条件充足に不可欠であるところの乾燥室建設のためには(これに対しては若干の補助並びに融資が行われているが)、或る程度の自己資金の準備は必要である。⁽¹⁰⁾ たばこ耕作に必要な肥料は、昨今においては、その現物が「煙手」によつてたばこ耕作組合を通じて前貸しされるので、そのための資金準備は必要としないが、乾燥に要する燃料代は、これを自己資金によつて貯わねばならぬ。⁽¹¹⁾

或る程度の資力の保持は、更にたばこ耕作の諸作業を適期を失すことなく計画的に遂行するためにも必要である。資力が貧困で「被傭労働に従事せねばならぬことの多いような農家は、農繁期でも被傭先の仕事が優先し、自分の仕事は後廻しになつて適期を失してしまう場合が少なくない。またこのようない農家に限つて、堆肥の積込も少ないのが普通である。」(鹿児島県指宿郡山川町1農家)とされるような状態に追い込まれている農家では、到底よいたばこができる筈もなく、従つてたばこ耕作の適格農家たり得ないことは勿論である。

先に、たばこの病害回避のためのたばこ地小作についてのべておいたが、このような小作を行う必要の多い産地では、小作地獲得の条件を有利にするためにも、或る程度の資金準備を必要とする。それは前払い小作料に応ずるために必要なばかりでなく、それが後払い制になつている産地(後払い制が普通であつて、前払い制は1部の産地においてのみ見受けられる)においても、「小作料は高くても、風の当らぬ条件の良い耕地を小作する方が有利である。」(IIの1)のような場合には、その高い小作料に応じ得るほどの資力がなければ、条件のよい耕地を小作することはできない。資力の貧困な農家は、病害発生の危険の多い圃場に、輪作年次を結めてたばこを耕作せざるを得ぬ場合も多く、たとい小作地を求め得たとしても、その耕地の条件がたばこ耕作にとつて適当なものでないならば、これまた、優秀な成績を挙げ得る筈はなく、従つてたばこ耕作の適格農家とはなり得ない。

以上にのべた黄色種たばこ耕作の適格農家の条件は、前述の黄色種たばこ発展産地の条件中の「適正規模維持の容易なところ」とその性質を同じくするものであることは前に触れた通りであるが、結局、かかる適格農家の多数に存在し得るところが発展産地たり得ることとなり、なおその産地においても、適格農家の条件を具備し得ぬ農家は、有利なたばこ耕作を継続して行うことは困難になり、遂にはその耕作より脱落する場合も生ずることも先に触れたところである。

脱落的(消極的)廃作者

黄色種たばこの発展産地において、その耕作より脱落する農家に共通して認められる現象は、その葉たばこ収納成績が不良で、収納代金の手取りが少ないとことである。その成績が良好であれば「収納成績の良いものにはたばこの廃作者はない。」(鹿児島県加世田市たばこ耕作組合当事者)といわれるよう、たばこ耕作より脱落することもないであろうが、その成績が振わなければ「私の部落の或る農家は、折角乾燥室を作つておきながら、収納成績が毎年よくないので、たばこ作をやめて園芸に切り替えた。」(鹿児島県指宿市1農家)、「いくら努めても良いたばこができぬので、思い切つてたばこを廃作して園芸をとり入れた。」(鹿児島県出水市1農家)ということにならざるを得ないであ

ろうし、その結果においては「たばこを廃作して園芸に切り替えた農家は、経済力がうんと落ちている。」(加世田市たばこ耕作組合当事者)ということにもなる。(これはたばこ作以外の商品作物の生産が有利なために、たばこ耕作をやめてその生産に積極的に移行する農家——次にのべる離脱的廃作者——の場合とは、検討の対象を異にするものである。)

かように、脱落的廃作者の葉たばこの収納成績が振わない理由としては「たばこの成績が思わしくない農家については、病人があつたとか、労力が足りなかつたとか、または耕地が不足したとか、それぞれその理由を挙げ得る場合が多い。資金不足もまた1つの理由になる。たばこ耕作では適期作業が重視されるので、農繁期には必要に応じていつでも他人労力を雇傭し得るほどの資金がなければ、仕事を順調に進めることができない。」(鹿児島県岡分市役所当時者)とされるように、個々の農家に当つてみると諸種の事情があるが、それは結局、上述の適格農家の条件を充たし得る実力を欠くことによるものであり、かかる農家については「駄農はたばこを作つてもうまくいかぬが、また普通作をやつても、何をやつても駄目な場合が多い。」(同上)といふことも語られている。

離脱的(積極的)廃作者

たばこ作の廃作者は、これを、上述のようにたばこ耕作適格農家の条件に欠けるところがあるために廃作するものと、その条件は具備していても、他の商品作目の生産が有利となつたために、たばこ作をこれに切替えるとする積極的意図の下に廃作するものの2つに大別して認識することができるが、本稿においては、前者を脱落的廃作者、後者を離脱的廃作者と区別して呼ぶこととした。

先に、黄色種たばこ耕作発展産地の条件とその耕作適格農家の条件は同じ性質のものであるとしたが、それと同様な考え方とは、産地条件の動搖の問題と離脱的廃作者の問題についても適用し得るのであり、前者における競合作物の抬頭によるたばこ耕作の衰退は、後者の増加に基因するのである。

一般に農家のたばこ作とその競合作目との有利性の比較は、相対的なものであり、また必ずしも厳密なものではないので、その判断の結果は浮動的なものとなることは既述の通りであるが、併し離脱的廃作者の中には「葉たばこの収納成績は悪くはないが、しかしたばこ以外に適當な代替作物があるならばたばこは廃作したい。」(鹿児島県出水市1農家)とか、「水稻の現状を維持し、それに酪農、養鶏、蔬菜作などを加味した經營を行うことの方が、たばこ作を取り入れるよりも経営的にはプラスになる。」(同上)とされるような考え方を強く持つている者が少なくない。それは前述のように、たばこ耕作には特殊重労働を伴う排他的な集約労働が要求されるので、他に適當な商品作目があれば、たばこ作よりもそちらを經營内に取り入れることの方が、より合理的であるという考え方に基くものであると同時に、また、前にも触れたように、たばこ耕作にはかなり窮屈な制約(農家によつて専売風と呼ばれることがある)が設けられていることに対する反動的な考慮にも基因することが考えられる。それも、たばこ作以外にも適當な商品作目が存在する場合のことであつて、それがなければ窮屈な制約も甘受せざるを得ず、従つてそれに対する反動的考慮も表面に出てこないことは勿論である。

専売公社は法の規定に基いて、たばこ耕作の殆んど全ての作業について、その実施方法と終了すべき期限を指示することが通例となっているが、この作業期日の限定は、特に農繁期における經營全体としての労働事情を窮屈なものとする原因ともなるので、農家は歓迎しないものであることも、前に述べたところである。また、その方法の限定が農家に窮屈さをもたらすことを、施肥の場合に引例してのべてみると、肥料の現物が「煙手」によつてたばこ耕作組合を通じて前貸されることは既に触れたところであるが、その実情は「注文しなくとも庭先に必要なだけの肥料が配達されて

くるのはたばこ作の場合だけである。」(同上) とされるように、農家がその種類を選択する余地も、施肥量を加減する余地もない。これに対して農家は「堆肥の質の良否によつて金肥の量、質共に異なることが当然であると思われるのに、たばこ耕作の場合は、同一産地内においては、いずれの農家に対しても同じ規格の金肥が当たがわれる。」(同上) としており、また、「専売公社の施肥に対する指導は、葉たばこの品質を重視する立場においてなされているが、収納実績は、品質主義よりも量主義を心掛けた農家の方が有利である場合が少なくない。」(同上) という意見ももつてゐる。

いずれにしても、上述するところによつてその一端を窺い得るような窮屈な制約を伴うたばこ作は、他に有利な競合作目が存在する場合には、特に、農業經營改善に積極的な関心を有する農家や青年層の者より敬遠されることになりやすい。それは「考え方の進んだ者ほど、葉たばこ収納成績は良好であつても、たばこ耕作に魅力を感じない。たばこ耕作は時代遅れの感が強い。」(鹿児島県揖宿郡山川町1農家) とされることや「たばこ産地でも青年層はたばこ耕作に対して積極的な関心を示さぬことが多い。」(鹿児島県加世田市たばこ耕作組合当事者) とのべられることによつても推察し得るところである。

次に進んで離脱的廃作者のたばこ廃作後における農業収支について言及してみたい。脱落的廃作者の場合には、たばこ廃作後にはその経済力がかなり落ちると考えられていることは前述の通りであるが、離脱的廃作者の場合は、事情はこれと異なるものと云い得よう。前に「産地条件の動搖とそのたばこ耕作への影響」をのべるに当り、たばこ作が他の競合作目に制約されて縮小される場合においても、それは漸進的にしか進行しないことを指摘したが、そのことは個々の離脱的廃作者にと

つては、たばこの廃作に備えて或る程度の準備期間をおき、その廃作後における農業經營のあり方に対する見透しがついてからたばこを廃作することを意味するものと解されるのであり、ために廃作前に比し廃作後の農業収支関係が悪化することは先ず考えられない。第21表は、離脱的廃作者の1人と認められる鹿児島県出水市八坊の農家Tの黄色種たばこ廃作前後における農業現金収支を比較したものであるが、これによればたばこ廃作後の經營は(従来の水稻はそのままとして)酪農と蔬菜作に重点をおく方式に変つてきていることが認められるが、その結果、廃作第2年目に当る昭和33年には、農業現金収入の増大と現金支出の縮小が併行して実現され、その収支差引残額は昭和31年(たばこ耕作の最後の年)の154%に増大しているのである。

なお、この調査農家の居住する出水市八坊は国鉄出水駅まで徒歩約15分しか要しない至便の位置にあり、牛乳、鶏卵、蔬菜の販売が至つて容易であるという条件に恵まれていることを附言しておきたい。

第21表 農家Tの黄色種たばこ廃作前後に
おける農業現金収支の比較

種 目	昭和 30 年	31 年	32 年	33 年	
現 金 収 入	水 稲	134,987	127,403	127,496	113,330
	麦・雑穀	30,937	34,372	11,113	5,620
	甘 蕎	12,656	—	12,895	13,295
	蔬 菜	—	38,163	116,168	133,661
	たばこ	107,593	142,090	—	—
	乳 牛	48,007	72,391	222,357	235,874
	養 鶏	82,247	39,148	52,773	50,607
	養 豚	8,700	35,850	31,976	37,770
	馬	16,160	—	—	—
計	441,287	489,419	574,868	590,163	
現金支出計	263,849	265,780	313,685	244,707	
現金収支差引	177,438	223,639	261,183	345,456	

備考 本表はN・H・Kの「優秀經營農家」選定のための参考資料として提出されたものである。

- (10) 現在たばこ乾燥室1棟を建設するのに小型のもので約10万円、大型のものになると約13万円の資金を必要とする。専売公社はこれまで、前者に対しては17,000円、後者に対しては21,000円程度の補助を行つてきている。またその建設資金の1部は農協の融資に依存している場合が多い。
- (11) 山川町たばこ耕作組合の推算によれば、薪を乾燥用の燃料に使用する場合には反当8,250円、コーケンを使用すれば4,930円、コークスの場合には3,675円を必要とするという計算が行われている。

2. 発展産地におけるたばこ作中心の経済体制

黄色種たばこ作の発展産地の条件は前章において検討したところであるが、それは先づたばこ作の病害が少ないところであり、次にはたばこ耕作適格農家が多く、更にたばこ作に対する有力な競合作目が少ないのでたばこ作より容易に離脱し得ない条件のところであると要約することができるが、かようなところでは、たばこ作が主要現金収入源となつてゐることは勿論である。

たばこ耕作農家の農業現金収入中において葉たばこ収入が如何なる比重を占めるかは、これを第22表(本表の数字は専売公社生産課が、昭和30年に47,770戸の黄色種たばこ耕作農家について行つた「たばこ耕作農家基本調査」成績の1部であるが、そのうちの工芸作物は、その大部分がたばこであると説明されている)の工芸作物の販売金額の比率に窺うことができる。

鹿児島県揖宿郡山川町岡児カ水の清水部落は、町内でも特に黄色種たばこ耕作が盛んなところであり、57戸の農家中45戸がこれを耕作しているが(昭和32年における黄色種たばこの1戸平均耕作面積は、町全体としては2反7畝であるのに対して、清水部落の場合は3反6畝を耕作している)その昭和32年におけるたばこ耕作農家1戸平均葉たばこ収納代金は318,700円に達している。その収納代金大小別農家戸数は第23表の通りであり、大部分の者が20万円以上の収納代金を得ているが、ここでは「青年層も老人層も共にたばこ耕作は宿命と考えている。」(山川町1農家)と理解され、また農業指導員もここでは「たばこ作を中止する話などはとてもできない。」(山川町駐在農業改良普及員)とのべている。

第22表 たばこ作農家基本調査における
黄色種たばこ作農家の1戸平均
農産物販売金額とその比率

種 目	販売金額	比 率
主 谷 (米・麦)	43,910 円	25.6%
いも類・雜 谷	12,633	7.4
野 菜	3,689	2.1
茶	1,073	0.6
工 芸 作 物	100,165	58.4
果 樹	1,735	1.0
飼料・肥料作物	12	—
高等園芸作物	516	0.3
酪 農	2,267	1.3
その他畜産物	3,490	2.0
養 蚕	2,209	1.3
合 計	171,699	100.0

備考 本表は専売公社生産課調査係「たばこ作農家基本調査結果」(葉たばこ研究7号、昭和30年)より引用したものである。

第23表 山川町岡児カ水清水部落における
葉たばこ収納代金大小別農家戸数
(昭和32年)

収納代金大小別	戸 数
10万円以下	1戸
10万～20万円	5
20万～30万円	18
30万～40万円	13
40万～50万円	5
50万円以上	3
計	45

この岡児カ水地区に隣接する浜児カ水地区では、黄色種たばこ耕作熱は一層盛んであり、ここでは農家総数 125 戸の 91% に当る 114 戸がその耕作を行つているが(昭和 32 年実績)，このたばこ耕作は、前述の適正規模の条件を超えて強化されている(たばこ耕作農家 1 戸平均耕地面積は 7 反 12 歩しかないので、たばこは昭和 32 年の実績によれば 1 戸平均 2 反 9 畝 12 歩耕作されている)傾向があるので、葉たばこの収納成績も岡児カ水に劣り、その収納代金は昭和 32 年の実績においては 1 戸平均 231,445 円となつていて。

併し浜児カ水においてもたばこ作が農家の主要現金収入源となつていていることは、岡児カ水の場合と変りはない。ただ岡児カ水においては、葉たばこ収納代金が、土地、大農具の購入とか家屋の増築などのような、まとまつた資金を必要とする用途に使用される場合が多いのであるが、浜児カ水の場合には葉たばこ収納代金を引当てにして、肥料、飼料等の生産必需物資や、米、茶等の生活必需物資掛買(茶葉だけでも昭和 32 年には 1 戸平均 3,200 円程度の掛買をしている)することがこの地区的農家一般の慣習となつておる、葉たばこを収納してまとまつた現金を入手しても、それからこれらの掛買代金を差引けば、手許に多くの現金は残し得ないという実情であり、これは葉たばこ収納代金がその日暮し的用途に小刻みに使用されているといふことができる。結局、たばこ作が主要現金収入源とされる場合にも、その農家経済上の意義には積極的なもの(蓄積的な役割を果しているもの)と消極的なもの(現状維持のための消費的な役割を果すに過ぎないもの)の 2 つの場合があることを認め得るのであり、I の 1 において「これをやめてしまえば食えぬのである。損をしても、これは放棄するわけにはゆかぬ。」としたことは、この後者の場合に通ずるものである。なお、この後者においては、たばこ作による現金収入が、他の農産物の生産を支持する役割を果している場合もあることは「米を供出しないで農手の利用がきけないが、たばこ収納代金を担保にすれば、水稻肥料まで借入することができる。」(鹿児島県日置郡東市来町 1 農家)とのべられていることにも窺うことができる。

なおたばこの主要産地では、農協の融資なども、たばこの耕作者に対しては優先的に行われる場合が多いが、その理由としては「たばこを耕作しない農家に対する融資は焦げつく虞れもあるが、たばこ耕作者に対する貸付はその年内に 100% 返済される。」(山川町農協当事者)ことが挙げられている。

次にたばこ作の産地においては、地価もまた、たばこ作に対する適否に影響されることが多い点につき附言しておきたい。II の 1 において、山川町岡児カ水地区では、一時、他部落より畠地を購入することが盛んに行われたことを紹介したが、この地方の畠地(水田は別)の地価は、その地力如何よりもたばこ耕作に適するか否かに係るところが多いことは「土地評価の過程においてたばこ畠地と普通作畠地の評価基準の設定に意を用いられたとしても、たばこ畠地は地力差においては普通作畠地よりも劣るが地価が高い……」(山川町農業委員会公文書の 1 部)と報告されている通りである。

3. 発展産地におけるたばこ作中心の農業經營

農業労働体制

たばこ作は労働集約作物であると同時に、その耕作作業が他の作目の作業と競合するが多く、そのため特に葉たばこの収穫、乾燥の時期には、たばこ耕作農家は過労に陥る傾向が認められることは既述の通りであるが、その他の時期においても、たばこを耕作する限り、農家はたばこ作より解放されることはないという面もある。いま、1 年中の各月におけるたばこ作に関する作業名を表示

第24表　たばこ耕作に関する月別作業名

種目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
作業名	麦間中耕	親床管理	子床管理	本圃見廻	本圃見廻	芽かき	芽かき	(7月の作業が8月までのびる場合あり)	調理	(10月の作業と同じ)	運搬・収納	堆肥積
	落葉拾い	落葉拾い	本圃整地	追肥施肥	土寄	乾燥用薪運搬	収穫		結束			
	醸酵材料切り	醸酵材料切り	基肥配合	苗床片付け	芽かき		葉編吊込	(以上的の作業繰返し)	荷造り			
	表土堆肥切返し	子床作り	基肥施肥	苗補植	薬剤撒布	芯止	乾燥		運搬			
	親床作り	子床踏込	防風垣作り	土寄せ・土入れ	敷藁	風害手入	乾燥葉下し					
	親床踏込	子床移植	子床苗引	植付検査立合	芯止講習	薬剤撒布	貯蔵					
	親床播種	子床補植	苗移植	霜除けとりはすし	乾燥用薪割り	乾燥室修理						
	親床除草間引	子床管理	本圃見廻			土葉取穫						
	親床防風垣作り	本圃堆肥切返し	追肥配合	麦刈り		葉編吊込	乾燥					
		乾燥用薪割り	追肥施肥				乾燥葉下し					

備考 本表は鹿児島県たばこ耕作組合連合会の生産費調査農家中の黄色種たばこ生産農家の昭和32年における実績をとりまとめたものである。

すれば第24表の通りであるが、これについては「たばこ作のために1年中追われているように思われる。1月早早から苗床作りとその苗床の管理、防風用の『かんれいしや』の開閉の仕事があり、2月には子床作りとこれへの苗の移植がある。3月中、下旬に本圃への苗の移植を行うが、この時期には晩霜と風の心配が絶えない。またこの頃には、防風垣作りと追肥の仕事もある。その後は、土寄、芽かき、芯止め、病虫害防除、その他の手入れに忙殺される。6月末より7月にかけては、収穫、乾燥が大変であるが、乾燥が済めば、葉たばこの収納時期の割当があり（約3回に亘る）晩番に当った場合には、この時期に一息つけることがある。8、9月頃の農閑期には葉たばこの調理をやる。葉たばこの収納時期になると、毎日の収納成績に気をとられて、屢々収納の模様を見に行くことが多い。収納が終るのは12月になるが、年が明ければまた苗床準備にかかるねばならぬ。」（鹿児島県揖宿郡山川町役場当事者）とものべられている。

併したばこ耕作で最も多忙なのは屢々繰り返す通り収穫、乾燥の時期であり、この時期にはたばこ耕作農家の経営においては、たばこ作以外の作物の作業は後廻しにされて、その適期を失することになりやすいので、これに備えて、たばこ耕作の盛んな産地においては、一般に青年（特に男子）の出稼者が少ないとされているが、その一端は「浜児カ水地区では元来出稼者が少なく、殆んど耕地を均分相続して農業を営んでいる。」（鹿児島県揖宿郡山川町農業委員会公文書の1部）とされていることにもこれを窺うことができる。

とにかく、たばこ耕作の盛んな産地では、農家の労働力がたばこ作中心的に動員されるので、たばこ耕作と他の商品作物生産の両立は困難である場合が多いことは、先にIの2において「たばこ作と酪農は両立し得るか否か、容易に結論を出すことはできぬ。」とのべたことによつても推知し得るところである。もつともこの意見は、農家の間に、たばこを耕作する傍ら酪農も経営の中に採り入れたいとする意図を有する者があることに対してのべられたものであり、その農家としては

「カルチベーターと動力脱穀機を中心とする作業体系を組み立てて農繁期の労働に対処し、その目的を達成したい。」(山川町農協当事者)という考え方に基いて努力しているわけであるが、現在の技術の段階では、肝腎の藁たばこの収穫、藁編、乾燥の所要労力が緩和されぬ限り、農繁期の労働の本格的な解決を期し得ることとはなり難い。

なおこの乾燥作業についても、その燃料として重油を使用することにより所要労働力を多少節減し得るという研究結果も発表されており（詳細は第2部、II、2にのべる）、山川産地などはこれを

第25表 黄色種たばこ耕作農家の反当畜力使用

作業名	労 働 時 間	
	牛	馬
苗 床		
整 地	0.27 時	
施 肥		
定 植		
追 肥		
中耕除草		
防 除		
管 理	0.27	
摘 芯		
収 穫	1.08	4.93
乾 燥		
調 理		
計	1.62	4.93

備考 本表は「昭和29年産重要農産物生産費調査年報」(農林省統計調査部)の鹿児島県の調査実績より引用したものである。

土地利用体制

前掲第11表において、黄色種たばこは3年輪栽方式に従つて耕作される場合が最も多いことを見たのであるが、それと同時に、この表では鹿児島県揖宿郡山川町のような産地では、2年輪作または連作を行つている事例も25%程度は存在することが示されており、それは前に指摘した、山川町浜児カ水地区においては黄色種たばこの耕作が、適正規模の条件を超えて強化されることと相通するものである。これについては「浜児カ水のたばこ耕作はたしかに行き過ぎであり、ここではその耕作面積を多少縮減して、たばこを上手に作ることを考慮すべきである。」(山川町駐在農業改良普及員)という意見ものべられており、ここに1部の黄色種たばこ産地においては、その耕地がたばこ作のために過度に利用されていることを認めることができる。

要するに黄色種たばこ耕作の盛んな産地においては、またその中でも特にたばこ耕作に利用し得る耕地の余裕の少ないところでは、農業經營上における土地利用体制がたばこ作を中心として考慮される傾向があり、その一端は、前述のように産地の地価が地力の如何よりもたばこ作に対する適

試みた耕作者もあつたが、諸種の支障⁽¹²⁾があつて、この方法は未だ一般に普及するに至っていない。山川産地では昭和33年より熱風効率炉を利用して、コーン、コークスを燃料として直火乾燥を行う方法が始められており、これは燃料代の節約を目的とするものではあるが、労働緩和にも幾分役立ち得るもの⁽¹³⁾とされている。併しこの方法でも、まだ岡児カ水地区あたりのたばこ耕作者の一部（山川町たばこ耕作者の約5%）の間に普及しているに過ぎない。

次に、たばこ耕作労働に対する畜力利用の面においては、役牛よりも役馬の方が多く使用される傾向が認められることにも触れておきたい。それは第25表に見受けられるように、収穫藁たばこの運搬のような急速な処置を必要とする作業においては、役馬使用の方が効率が高いことに基くものであると同時に、また、水田たばこ耕作農家においては、たばこの後地の整地を急速に行い、田植の適期を遅延せしめることのないように作業を進捗せしめるためには、役馬を飼育しておかねば役牛では間に合わぬ場合が多いことにも係るものである。

否の如何によつて左右されるといふことにも推知し得るところであり、また、浜児カ水地区で計画された農地交換整備事業の⁽¹⁴⁾返上書の中で、その返上理由の1つとして「当地区では煙草作を主要換金作物として、農家の約82%がこれを耕作しているが、この適地と不適地の交換操作が難かしい。」(山川町農業委員会公文書の1部)といふ事項が挙げられていることにもこれを窺うことができる。

また水田のたばこ作については、先にIの2において、たばこ作と水稻作の間には土地利用上の競合関係があり、特に冷涼地方ではたばこの後作に水稻を栽培することが不可能となるので、黄色種たばこの水田耕作は排除されることをのべたが、暖地における水稻早期栽培の場合には、それが時期的にたばこ作と併存し完全に土地利用上の競合性を示すにも拘らずとも、水稻栽培がたばこの後作として可能な限り)たばこ作の方が重視されて水稻早期栽培が制約されることも少なくない。それは、例えは鹿児島県垂水市における実情について「水稻の早期栽培が台風災害回避という点で県下に盛んに行われておるが、水田ではタバコのため無理であり、本部落に於ては未だ普及していない。」(西山武一「垂水町農業実態調査報告書」51頁、昭和32年)とのべられることや、「水稻早期栽培は塩田や湿田の後作のできぬところにもつていき、乾田ではこれを行わないで、たばこ作と早期栽培の水稻とが土地利用の面で競合するようなことはない。」(鹿児島県国分市たばこ耕作組合当事者)と語られていることにも看取し得るところである。

たばこ産地では、また、農業経営方式もたばこ作を中心にして考慮される場合もある。例えは、前掲山川町浜児カ水地区においては、最近乳牛の飼育が増加してきているが(昭和26年6頭、30年22頭、33年31頭)，かかる増加を来たした理由の1つとしては「浜児カ水の酪農は、たばこ堆肥の確保を考慮して増加したと認められる場合が多い。」(山川町駐在農業改良普及員)といふことがあり、同町のたばこ耕作組合では「たばこ関係者の立場よりすれば、優質なたばこ堆肥を得るために、畜産は大いに奨励したいところである。」(山川町たばこ耕作組合当事者)といふ意見がのべられた。

なお前にIの2において、たばこ耕作の方法や時期が専売公社によつて指示されることをのべたが、その指示によれば、たばこの前作麦などは、半ばたばこの保護作物的な扱いを受けていることは「たばこの前作麦はなるべく短穀早生の品種を早播きさせる。麦が晚作になるとたばこの移植後長い間麦間に在る為め日当りが悪く、且つ土寄が遅れて晚作傾向となり良いたばこは出来ない。……前作麦播付の際、畦間の厳守、播幅、播種量等を指導せねばならない。優良葉の生産の為には前作麦に施す肥料も吟味すべきで、特に遲効性窒素を含有する肥料の多施は好ましくない。」(日本専売公社鹿児島たばこ試験場「たばこ耕作指導必携」91頁、昭和24年)とのべられることや「数年前に、たばこの前作麦が未熟な間にこれを刈り取らしたところ、たばこがモザイク病の被害を受けたので、翌年には麦の熟期が来てもなお刈り取ることが許されなかつたことがある。たばこ作のために前作麦は犠牲にされる。」(山川町1農家)と語られることに看取し得るところである。なおその前作麦ばかりでなく、たばこ圃場の隣接畑の作付もたばこ作によつて制約を受けることは「隣接畑に藁台や冬作の大根、菜類、蚕豆、豌豆を作ると、之を収穫した後根切り虫や夜盗虫がたばこ畑に来襲する虞れがあり、バイラス性の病気も入り易い。」(「たばこ耕作指導必携」91頁)とされるところである。

(12) 山川町の産地でたばこ乾燥用の燃料として重油を試験的に使用した農家は「重油バーナーには機械の構造に改善すべき点はあるが、その使用によつて労働はかなり緩和される。その後バーナーの会社員が現地に来なくなり、部分品の補給ができなくなつたので、その使用を中止せねばならなかつた。」とのべている。

(13) 山川町たばこ耕作組合長によれば「直火乾燥においては埋火(コークスを燃やしておいて、これに濡れ藁や灰をかぶせておく)ができる。たばこ乾燥の蒸酵期と黄変期には一定の温度を4時間乃至6時間保つ

ておくだけでよい時期があるが、埋火法によれば、人間がつききりで乾燥の番をしていなくても、その間に1度の狂いもない。埋火法を採用すれば、たばこ乾燥の4昼夜のうち2昼夜は幾分睡眠もとれるようになる。」といふことがのべられている。

- (14) 鹿児島県農業会議は昭和33年度の特別指導町村に対する事業の1つとして、山川町浜児カ水地区における農地交換整備事業を計画したが、現地農家の同意が得られず、結局この事業は返上されることになった。

IV. 小 結

黄色種たばこ作は安定作物（葉たばこの販路は確実であり、その価格暴落の懸念はない）であると同時に、これを耕作すればその労働集約性の故に単位面積当たりの労働報酬が多く、まとまつた現金収入が即金で得られる（それは土地購入、農業資本の充実、その他のまとまつた資金を必要とするために活用できる点が有利である）という特質を有しており、ためにこれは「農家の過剰労力の消化吸收」に好適する作物であるとの理解も生じているが、併しその耕作の順調な発展が実現されるためには、次の3つの条件が充たされねばならぬという前提がある。

その条件の1つは、黄色種たばこ作は自然条件がその耕作に適したところ（特に病害が少ないという点が重要である）でなければ順調に発展し得ぬということであり、第2の条件は、たばこ作以外に有利な商品作目（競合作目）が少ないとところ（それは自然条件が競合作目の発展に不適であることに因る場合もあるが、多分に市場条件の如何に係るものである）でなければ、その順調な発展を実現することは期し難いということである。この2つの条件を備えた黄色種たばこの産地においては、上述のたばこ作の特質が高く評価され、従つてたばこ耕作に附隨する「特殊重労働を伴う集約労働」の苦痛や、「強制的技術指示」の束縛は甘受される傾向が認められる。

併し第3の条件として、かかる産地においても、黄色種たばこ耕作に対する適格条件を充足し得る農家（適格農家）でなければ、これを耕作して有利な成績を収めることはできないことがある。その適格条件とは、黄色種たばこ耕作について考えられる適正規模（たばこ耕作面積3反、これを維持してたばこ耕作の有利性を持続的に確保するためには、原則として乾燥室1棟、耕地面積1町、家族労力3人の保有が要求される）を維持するために必要な耕地と家族労働力（量の確保と共に特殊重労働に応じ得るための質の確保もまた必要である）の保有を要求するという内容のものであるが、適格農家としては、これらの条件を充足すると同時に、更にたばこ耕作の作業の計画的な進捗を図るために、或る程度の資金を保有すべきことも要請される。

ここにおいて、在来種たばこ作の場合には、その耕作者に対して適格農家の条件が強く要請されることがなかつたために「貧農的作物」とされた「たばこ作」が、黄色種たばこ作の場合には、その性格を異にするものであることが認識される。

ところで、黄色種たばこ耕作発展のための第1の条件と第2の条件は備えていても、第3の条件を充足し得る適格農家の少ない産地においては、たばこ耕作の行き過ぎ（耕地がたばこ耕作に過度に利用され、その結果葉たばこの収納成績は低下せざるを得ぬ）や、農家のたばこ耕作よりの脱落（消極的廃作）現象が現われる傾向も生ずるので、これに対する有力な対策が講ぜられぬ限り、たばこ作は「農家の過剰労力の消化吸收」に好適する作物であるという理解は、必ずしも常に成立し得るところとはならない。

なお、第1の条件並びに第2の条件についても、これらは同一産地においては常に（固定的に）充足され得るとは限らず、そこに時間的な変化が認められる場合もある。第1の自然条件については、

従来のたばこ産地においても、黄色種たばこの3年輪作を実行し得るに足る耕地の余裕が存せぬ場合、病害多発のためにその廃作の止むなきに至るということがあり、第2の競合作目の条件については、市場条件並びに農産物価の変動如何によつては有力な競合作目が出現し、たばこ作がこれに圧倒されることがある。

この後者の場合においては、その競合作目と黄色種たばこ作の有利性が比較される（その結論は固定的なものではない）結果、前述の、たばこ耕作に附隨する「特殊重労働を伴う集約労働」の苦痛や、「強制的技術指示」の束縛等が問題視されることとなり、従来のたばこ耕作「適格農家」の中から、たばこ耕作による「まとまつた現金収入が即金で得られる」ことの利点は認めつつも、なおたばこ耕作より漸次離脱する（積極的廃作）ものが現われるということになる。

黄色種たばこ耕作発展のための3つの条件の揃つた産地においては、農家の農業現金収入中における葉たばこ収納代金の比重はかなり高く、そこではたばこ作中心的な経済体制ができ上つていることが認められると同時に、農業経営の運営も、農業労働並びに土地利用のいずれの面においても、たばこ作中心的に行われている傾向が認められる。

第2部 葉たばこ生産費の引下げとそのあり方

I. 戦後における葉たばこ生産に関する諸問題

1. 葉たばこコストの増大とたばこ耕作減反の要請

量目主義より品質主義へ

戦後におけるわが国のたばこ耕作面積の変遷を品種別に見ると第26表の通りであるが、これによれば終戦直後より昭和24年までの間ににおいては、黄色種、在来種の如何を問わず、たばこ耕作面積は同様に増加してきているが、昭和25年を境にして、在来種たばこの耕作面積の増加は停滞し始め、ひとり黄色種たばこ耕作のみが増加していることが認められる。これは「終戦後は極端な原料逼迫の状況に即応し、耕作方針も勢い量目の増産に重点をおいて来たが、昭和24年度以降は原料の需給も或る程度緩和したので製造たばこの品質改善に資するため、昭和24年度においては前年に比し、在来種及びバーレー種より約4千町歩を黄色種へ転換を図り、耕作方針としても数量の増産と品質の改良の両面に重点を置くに至つた。」（三枝正勝「最近における専売事業の趨勢」専売、1950年）とされるように、専売公社の原料政策上（製造たばこ原料の品質向上のために）在来種並びにバーレー種

第26表 戦後における品種別たばこ耕作面積の変遷

年次	黄色種	在来種	バーレー種	計
昭和15年	23,890	21,098	3,488	48,476
昭和20年	11,771	17,097	2,332	31,200
21年	7,064	13,997	1,898	22,959
22年	11,615	25,975	4,271	41,861
23年	17,170	29,542	4,268	50,980
24年	20,949	27,671	2,051	60,671
25年	26,364	26,785	937	54,088
26年	29,748	23,475	832	54,055
27年	32,327	22,487	846	55,662
28年	40,113	24,192	870	65,176
29年	44,501	24,642	864	70,026
30年	48,965	25,495	1,076	75,493

備考 本表における昭和24年までの数字は（三枝正勝「最近における専売事業の趨勢」専売、1950年）によつたものである。

昭和25年以降の数字は（西山祥二「葉たばこ生産の最近の歩み」葉たばこ研究9号、昭和31年）より引用したものである。

レー種の増加が黄色種たばこの増加に置換されたことに因るものであるが、その黄色種たばこ耕作についてもまた品質主義が強調され、その実績を挙げていることは「昭和25年頃までの量目主義的耕作方法から品質本位の耕作法にうつつて以来……葉たばこ品質の著しい改善向上をもたらしたことはひとしく認められる事実である。」(増田穎二「たばこ耕作の生産費低減について」葉たばこ研究11号昭和32年)とされるところである。

かように、たばこ耕作に対して品質主義が強調されることになつて以来、葉たばこの生産量の方は如何なる傾向を示したかというに、その量の面においても「累年にわたる栽培面積の増加」(同上)と昭和30年以降における「未曾有の豊作に恵まれて」(西山祥二「葉たばこ生産の最近の歩み」葉たばこ研究9号、昭和31年)急激な増加を示し「いまや原料面では量的にも急速に余裕をみせはじめたばかりでなく、下級品への消費の集中傾向は上級原料の滞貨を増大するという事態にいたり、わが国たばこ耕作もここに1つの重大な転換期に到達したといえるようである。」(上掲、増田穎二「たばこ耕作の生産費低減について」)とされるように、専売公社の需要量を超えて滞貨も生ずる程度にまで増大してきたのである。

葉たばこストックの増大とたばこ耕作減反の要請

昭和25年より30年に至る間における専売公社の葉たばこストックは、第27表に見受けられる

第27表 専売公社の葉たばこ使用高
並びに繰越高の変遷

年 度	使 用 高			繰越高 (国内産)
	国 内 产	外 国 产	計	
昭和25年	百万担 77	0.45	77.45	110
26年	87	1.7	88.7	114
27年	88	5.0	93.0	117
28年	91	7.2	98.2	124
29年	98	4.6	102.6	133
30年	94	7.8	101.8	182

備考 本表は(西山祥二「葉たばこ生産の最近の歩み」)より引用したものである。

ような増加を示しているが、その昭和30年におけるストックの内容については「凡そ18カ月分に相当する原料をもつようになつた。……しかし葉たばこの種類別に需給の状況を検討すれば……製造持続期間は在来種並びにバーレー種の約14カ月に対し、黄色種は22カ月に達した。」(「葉たばこ生産の最近の歩み」とされていることよりして、特に黄色種たばこのストックが増大したことを窺うことができる。

進んで昭和31年におけるそのストックは更に増大したことは「本年(昭和31年)3月末の在庫は約20カ月分の製造を貯うに足るストックに達し、うち黄色種は23カ月分に相当する量であつた。これらは標準手持量をさまで超えないものであるが、戦後最高のストックであり……」(西山祥二「昭和31年産葉収納価格の決定を顧みて」葉たばこ研究10号、昭和31年)とされるところであり、それは更に「我が国は昨年(昭和30年)の如き煙草大豊作の年にすら余剰農産物として米国産葉の押し売りを受けた……」(上林忠次「葉たばこ生産の将来」葉たばこ研究9号、昭和31年)とされるように、余剰農産物としての黄色種葉たばこの輸入によつて拍車をかけられた。

以上のように葉たばこのストックが増加しても、製品たばこの需要がそれに応じて増加するか、若しくは葉たばこ輸出が活発に行われ得るならば問題はないわけであるが、前者については「昭和30年に於ては、情勢が急変して、製品需要の増加の趨勢が稍鈍化した……」(「葉たばこ生産の最近の歩み」とされるような状況で多くを期待し得ず、また後者についても(後述のように)その急速な進展を図ることは容易ではないという現状である。

葉たばこストックの増大とその消化の不均衡の必然的な結果として、たばこ耕作の「減反問題」が

俎上にのぼせられることになつたが、これについては次のように説明されている。「専売首脳はなぜ減反方針をきめたか。(1) 葉たばこの生産は……毎年予定を上廻つてゐる。(2) この結果、専売公社における在庫は、2億6千万キロに達し、約26カ月分に相当する。葉たばこの在庫2年以上は、品質が変り、味がおちると共に、製造のとき屑が多くなる。(3) 一方、たばこの消費量は、伸びなやんでいる。(4) また葉たばこの輸出にしても、昭和30年度は僅かに黄色種272,000キロ、在来種559,000キロで今後においても期待薄である。(5) そこで、このまま推移すると、異常な在庫となるというので、減反政策がとられるに至つたものである。」(日本社会党组织局農民部「たばこ耕作者の権利を守るために」1957年)とのべられている。

たばこ耕作の減反に対する抵抗

戦後におけるわが国のたばこ耕作面積は、昭和24年までの量目主義の時代においても、昭和25年以降の品質主義の時代には入てからも、逐年増加してきてることは前掲第26表に看取された通りであり、特に昭和25年以後における黄色種たばこ耕作の増加は顕著なものがあつた。それは「その最も大きい原因と考えられることは、戦時中謳歌された食糧殊に甘藷などの需要の減退によつて他に換金作物としてタバコが取り入れられたことである。それから食糧増産の波に乗つて整理された桑園も一朝一夕で復活し得られるものでなく、その1部がタバコに替えられたこと……」(坂口精「最近のたばこ耕作を顧みて」葉たばこ研究4号、昭和29年)とされるような原因によるところが大であり、たばこ耕作は従来の特定産地以外にも拡大する傾向を示すに至つたことは「終戦前迄はタバコ耕作は或る特定の地域で古くからタバコ耕作に従事していたものに限定されていたのであるが、最近では各地でタバコ作を農業経営の一環として取り入れるべきであるという空気が濃厚となつてきている。」(同上)とされることに窺い得るところである。

もつとも、地域的に、たばこ耕作の盛んなところと然らざるところ、或はその増反が積極的に行われたところと然らざるところの区別は認められたことは「昭和25年の全国反別54,000町歩を基準として、昭和30年の75,400町歩、約40%の増加となり、地域的には東北、北関東、瀬戸内、南九州がそれぞれ全国反別の17%に相当し、その他の地域はいずれも2-5%に過ぎない。而して地域的に……絶対量の増加(25年-30年)の多い地域は、瀬戸内5,000町歩を最大とし、東北2,900町歩、北関東2,400町歩、北陸2,700町歩等である。」(西山祥二「葉たばこ生産の最近の歩み」葉たばこ研究9号、昭和31年)とされるところであり、その積極的な増反の行われた瀬戸内の事例の一端は「産地は良質たばこ(黄色種)の生産を目指して畑の開墾に努めた。今香川の畑が可能な限り開墾されているが、これは終戦後の開拓によるものであるが、たばこの為に開発されたものがその大宗を占めるものであり、特筆にあたいするものである。……僅々10年を出でずして1,000町歩を突破した讃岐米葉は県下の殆んどの町村に普及した。」(美濃義忠「香川県黄色種たばこ30年の回顧」葉たばこ研究6号、昭和30年)とのべられているところに窺知できるが、かかる積極的な増反が行われてきた産地、並びに従来よりたばこ耕作が盛んに行われていた産地においては、その減反政策の強行は、農業生産発展の前途が鎖されるという意味において重大問題であることは、容易に推察し得るところである。

その減反の実施は、たばこの新規耕作は一切これを認めず、また従来のたばこ耕作者についてもその増反申請を認めないという方法によつてこれを遂行し、黄色種たばこ6%，在来種たばこ3%の減反の実現を企図するものであるが、第28表に窺える通り、たばこ耕作を「減らしたい」とする農家よりも「増したい」と希望する農家の方が多い現状下においては、その減反の強行は少なからざる打撃となることが考えられるのである。

第 28 表 たばこ耕作増減反希望者比率
(昭和 30 年の作付面積を基準として)

種 目	黄色種	総平均
農家の比率	増したい	19.9%
	減らしたい	5.9
	本年同様	70.0
	廃作と無回答	4.2

備考 本表は(専売公社生産課調査係「たばこ作農家基本調査結果」葉たばこ研究 7 号、昭和 30 年)によるものである。

いうことが主張され、また「末端の耕作指導に当つたものは、昨日までは増反と生産量確保のために努力し、いまは減反のために苦労するというのでは、耕作者と板ばさみになつて感情的にも、信頼性の面でも、今後事業の運営がむずかしくなる。」(同上 9 頁) というような矛盾も指摘されている。

たばこ減反政策がその産地に及ぼした影響の一端についてのべるならば、従前より脱落的廃作者、或は離脱的廃作者の多かつた産地においては「只今までのところでは、病気や家族労働力不足による廃作者があつたので、現たばこ耕作者にとつては減反はそれほど影響はなかつた。」(鹿児島県指宿市たばこ耕作組合当事者) とか、また「たばこを廃作する者があるので、減反面積を割当てるにしてもさほど苦心を要しない。」(専売公社出水出張所当事者) とされるように、それほど影響はなかつたが、前述のような、たばこ耕作が積極的に行われ、これまでその増反が活発に行われてきた産地においては「たばこ作を基幹作物としているところでは減反は困る。今後は更に集約耕作を行つて反収の増加で減反に対処して行かねばなるまい。」(鹿児島県指宿郡山川町 1 農家) とも考えられ、また「減反実施のため、折角のたばこ耕作の希望に応えられぬのが遺憾である。」(専売公社加世田支局当事者) とされるような実情にもなつている。

この後者について認められるような、たばこ作の減反による影響の大なる場合を考慮して「あくまで強制減反は避けよ。」そのためには「耕作者に減反を押しつける前に……輸入葉たばこに対し検討を加えよ。」また「製造たばこの消費量が頭打ちしているが……消費量を伸ばすために努力せよ。」(「たばこ耕作者の権利を守るために」11 頁) という主張も行われたが、結局たばこ作の減反は実施されるに至つたのである。ただ、専売公社がたばこ耕作計画を定める場合には、予めたばこ耕作審議会(たばこ耕作者の利益代表者並びに学識経験者の委員によつて構成される)の議を経ねばならぬことがきめられているので、公社の意図する減反計画に対して或る程度の制約が加えられる場合もあり得ることにはなつている。

2. 葉たばこ輸出増加の要請

葉たばこの過剰ストックの問題解決のためには、その輸出を促進することが有力な方策であると考えられるが、それが急速に進展し得ることに対してはあまり期待がもてないことは、前に触れたところである。現在においては、この問題は「わが国の葉たばこ輸出高は、国内生産高の 1% にも満たない現状であるため、公社の葉たばこ需給計画においても輸出は閑却されがちな地位にある。」(高村健一郎「葉たばこの輸出について」葉たばこ研究 10 号、昭和 31 年) とされるように、消極的にしか考えられていないようであるが、併しその輸出不振は戦後のことであつて、戦前にはかなり活発に

これについては「増反、増反の掛声のために、ときによつては、農業經營を無視して増反を行つた耕作者が、一方的な強硬措置によつて、自らの意志に反して、耕作許可をとり消されたり、面積を削られ、しかも葉たばこの種類によつては多額の費用を投じて乾燥室その他の固定設備をもたねばならず、或はまた、暇をつぶして特殊な技術を体得した耕作者が何らの補償なしに、耕作権を左右されることは断じて許さるべきものではない。」(日本社会党組織局農民部「たばこ耕作者の権利を守るために」21 頁、1957 年) と

輸出されていたことは「戦前には日本産葉たばこの輸出は活発で輸入数量にちかい輸出実績を⁽¹⁾あげていた時もあつた……」(同上)とか「葉たばこの生産高は戦前(昭和9-11年)の2倍以上に増えたにも拘らず、輸出は……当時の1割5分に満たないのが現状である。」(同上)とされる通りであり、それが戦前の程度にまで恢復できるならば、葉たばこのストック増大の圧力緩和にかなり役立ち得ることが期待されることは「戦前の如く国内生産量の5-10%程度が輸出に振向けられることとなれば外貨獲得は勿論のこと、国内葉たばこ生産事業遂行上有効な緩衝の役割を果し、その円滑な運営発展に寄与するところが多大であろう。」(黒田実「生産面から見た葉たばこ輸出対策について」葉たばこ研究13号、昭和32年)とのべられるところである。そこで「今後も葉たばこの輸出を促進するためには、たばこ事業全体の見地から、ひいては日本の農業政策との関連において、公社として一貫した葉たばこの輸出政策を確立し、輸出用葉たばこについて、思い切つた、しかも合理的な価格政策を採用することが必要であろう。」(「葉たばこの輸出について」)とされるように、葉たばこ輸出政策確立の必要が強調されるに至っている。

かように、葉たばこ輸出促進の必要性が認められるにも拘らず、その急速な進展はあまり期待し得ぬ⁽²⁾と前述した理由の1つは、現在葉たばこの生産が世界的に過剰となつてきている傾向があり、葉たばこ輸出に対する抵抗が強くなつてきていているということにある。戦後、米国の余剰農産物としての葉たばこのストックは莫大な量に達し、それが世界各国にばら撒かれていること、また、南ローデシア(アフリカ洲)が黄色種たばこの一大輸出国として抬頭してきたことは「葉たばこの生産高は、世界的に過剰気味であり、国際市場における競争率が激化している。特に黄色種ではローデシア産葉の進出が著しい。また世界最大の輸出国米国では……政府資金によつてストックされる余剰葉たばこは昨年(昭和30年)末においては5億担をこえ、これが余剰農産物処理計画によつて世界各国に売却される。」(同上)「戦前、昭和10年-14年に年間平均1,100万担の黄色種を生産するに過ぎなかつた南ローデシアの生産が、戦後は急激に伸長して昭和30年には5,400万担に達し、黄色種の一大輸出国となつて葉たばこ貿易の国際変化をもたらしている。」(「生産面から見た葉たばこ輸出対策について」)とされることに窺えるところであり、更に、戦前はわが国の葉たばこを輸出したこともある中国の葉たばこ生産も「ともあれ中国は、葉たばこ生産においてアメリカに次ぐ世界第2位の地位を築き上げ……」(小山光泰「中国における葉たばこ生産の現況」葉たばこ研究13号、昭和32年)といわれるよう伸びてきており、その結果「かつては日本葉たばこ輸入の歴史を持つ中国が、今日ではエジプトその他の国際市場で日本葉とはげしい競争関係に立つている。」(同上)とされるような実情にあるが、これはいざれもわが国の葉たばこ輸出に対して圧力を加えるものとなつてゐることは勿論である。

とにかく、世界的にも葉たばこ生産が過剰傾向を示しているということになると、その海外市場価格は低落せざるを得ぬことは勿論であり、それは「アメリカ産葉の低落がいや応なく国際市価の低落を進めるであろう……」(西山祥二「昭和30年産葉たばこ収納価格決定の経過」葉たばこ研究7号、昭和30年)とか「葉たばこの価格低落の傾向は米合衆国のみにとどまらず、その他の諸国にも見られる共通の現象であり……」(西山祥二「昭和29年産葉たばこ収納価格の底流」葉たばこ研究4号、昭和29年)とされるところであるが、要するに値段の安い葉たばこが歓迎されるようになつてきていることは「海外たばこ市場における関心は、異口同音に『値段の安い信用のにおける葉たばこ』ということであり……」(「昭和30年産葉たばこ収納価格決定の経過」)とのべられるところである。

なお、日本産葉たばこは、バージニア葉などに比肩し得るような独特な品質を保持しているものではなく、代替の容易な補充原料として需要されるものであることは「日本産葉に対する海外の需

要は専ら補充用としてである。」(「葉たばこの輸出について」とされる通りであるので、市場価格低落の影響を特に強く受けることとなりやすく、安価であることが輸出促進の第1条件とも考えられるに至つていることは「日本産黄色種の輸入は両切補充原料の目的の場合が殆んどであるから、品質の点もさることながら安価であるということが第1条件となつてくる。」(「生産面から見た葉たばこ輸出対策について」)「現在の日本産葉は代替のきく用途にあてられるので価格の点が何よりも売れるか、売れないと分岐点となるわけである。」(同上)とされることにも窺知し得るところである。

かかる補充原料としては、ローデシア産の黄色種たばこが有力な競争相手となつてゐることは「日本黄色種にとつては、良質で低廉なローデシア産葉が強力な競争相手となつてゐる。」(「葉たばこの輸出について」とされるところであり、このローデシア産葉に対して日本産葉の価格が割高になつてゐることは「日本産葉は国際市場において他国産競争葉に比し割高であると言わわれてゐるが、事実黄色種は……ローデシア産黄色種に比し 2 割内外高い……」(「生産面から見た葉たばこ輸出対策について」と認められており、現状のままでは葉たばこ輸出の見込みが立たなくなる虞れがあることは「葉たばこを含めて世界の農産物価格は年々下つてゐるので、日本産葉との開きはますます多くなる一方で、このままでは遠からず国際市場での孤兎となるであろう。」(西山祥二「昭和 31 年産葉収納価格の決定を顧みて」葉たばこ研究 10 号、昭和 31 年)と憂えられている。

以上のような原因に基く葉たばこ輸出の不振を開拓して、その促進を図るために必要な条件は、先ずその価格引下げを実現し得ることであることは勿論であり、それは「価格の引下げが実現できるならば、これが根本的、効果的な輸出増進策ということになる……」(「生産面から見た葉たばこ輸出対策について」とされているが、その実現による輸出市場開拓の具体的な見透しの一端については「輸出価格の操作が或る程度実現したならば、エジプト市場において現在日本葉の 3 倍の輸入高を示している支那在来葉に喰いこむことも不可能ではない……」(松浦良雄「日本葉を輸入する国々」葉たばこ研究 5 号、昭和 30 年)という意見ものべられている。かかる現状下において、葉たばこ価格の引下げが必至であるとするならば、それは当然今後のたばこ耕作にも至大の影響を及ぼすこととなるが、これに対する専売公社当事者の意見としては、次のようにも表明されている。即ち「輸出を開拓を期待しなければならぬ吾が国たばこ産業の今後の道は、まことに棘に富んだものといわなければならない。このような国際競争に亘して行くためには——そして耕作者自身のためにも——年々の国内葉たばこ価格引上げは到底許されないことである。すくなくとも今後葉たばこの生産を一層合理化して、据置価格のもとにおいても——或いはたとえ価格引下の事態が起らうとも、たばこ農家の純所得の増大して行く途を考えなければならぬ。」(「昭和 30 年産葉たばこ収納価格決定の経過」ということが強調されている。このことは、また「価格の点で国際競争に耐え得るよう生産費の低減にも努力することが望まれる。」(「生産面から見た葉たばこ輸出対策について」とも表現されている。

葉たばこ輸出促進のためには、かように葉たばこ価格低下の実現を期することが必要であるばかりでなく、更に輸出先の要求に応じ得る品質の葉たばこを大量に輸出し得るような体制を確立する必要があることは「生産関係者としては相手国の要求によく合致する品質、調理の葉たばこの生産、及び大量発注に応じ得る如く輸出向予備産地の育成に努め、今後海外の動きに応じて研究と努力とを怠らず恒久的な販路を確保するよう努めなければならない……」(同上)とされるところであり、先に輸出促進のために一貫した政策が必要であるとしたのは、以上の諸問題に関し系統立つた政策の確立を必要とすることを意味するものである。

- (1) 戦前においては、葉たばこの輸入数量に近い輸出実績をあげていたとする場合、一方において輸出しているのに何故に他方において輸入するかということの理由としては、それら両者の葉たばこは品質を異に

し、製造たばこの質の高上をはかるためには、或る程度の輸入葉を原料に混ぜることは不可欠であることを挙げることができる。

- (2) 最近においては、海外市場における原料葉たばこの需要に変動が現われ、従来1部の国を除いてはあまり歓迎されなかつたバーレー種葉たばこに対する需要が、フィルターチップたばこの原料として好適するために増加してきているが、これは現在までのところでは米国で増産される気配もなく、その他の国においては生産量が少ないので、バーレー種葉たばこの輸出はここ当分は安泰であると考えられている。
- (3) 「葉たばこの品質はその国の土壤、気候に支配される。オリエンント葉、キューバのハバナ葉あるいは、米国産バージニア葉と比肩しうる品質の葉たばこは他国で生産することはできない。したがつてこれらは世界各国の市場を顧客として大量的に生産される独占的な輸出用生産品種であつて、いわば世界商品とも呼ばれるものである。さて、わが国の葉たばこは遺憾ながらこの意味での世界商品ではない。日本産葉に対する海外の需要は専ら補充用としてである。」(「葉たばこの輸出について」)

3. 葉たばこ生産費低下の要請

昭和30年頃より問題視されるに至つた専売公社の葉たばこの異常在庫に対処する方策としては、(1)たばこ耕作反別を政策的に縮小すること、(2)製造たばこの消費量の増加を図ること、並びに(3)葉たばこの輸出促進を図ることの3方法が考えられる。社会党農民部などの主張としては、先ず(2)の消費量の増加と、(3)の輸出促進に努力すべきであつて、(1)の減反は避くべきである旨が強調されたが、現実の問題としては、減反政策が最も実施容易なために、これは既に実行に移されていることは前述の通りである。なお、これと併行して(2)の消費量の増加にも努力が払われていることは推定するに難くはない。ところが(3)の葉たばこ輸出促進の問題になると、これは葉たばこ生産事業の円滑なる運営を期するために是非実現すべき問題であるにも拘らず、その前提条件として、先ず葉たばこ価格を引下げべきことが要求されるので、⁽⁴⁾その実現はなかなか容易ではない。

併しこの問題の解決のために、専売公社当事者の意見の中で、「葉たばこ価格の据置きや引下げが論ぜられるようになつてゐることは既に触れたところであり、このことはまた「国内価格体系が国際価格の影響からかく離温存されうる時期はすでに過ぎ去つたといわなければならない。」(増田顕二「たばこ耕作の生産費低減について」葉たばこ研究11号、昭和32年)とも表現されている。

とにかく、葉たばこ価格の据置または引下げの方針がとられることになると、その必然的な結果として、葉たばこ生産費低下の要請が問題となつてくることは「現情では収納価格を積極的に引き上げる可能性は、全く考えられないで、耕作農家の実質収入を増すためには、耕作基本資材、ことに肥料の値下げをはかることと、もう1つは栽培方法や技術を生産費引下げにも添い合うように改めることが要請され、この面に対する公社と耕作者の積極的な努力が今後重要な課題となることであろう。」(小山光泰「農産物価格協会は葉たばこ価格に何を示したか」葉たばこ研究8号、昭和31年)とされるところでもある。

さて、葉たばこ生産費の引下げについては、これまでも部分的には実現されてきているので、今後もその方向に努力すべきであるという意見もあることは「葉たばこ生産費低下については、大巾な低減は……頗る困難な問題で悲観的ならざるを得ない。然しながら技術の面のみを見ても戦後の改良された技術の導入、例えば植替床の採用、尿素化成肥料、DDT、MH 30などの使用によつてさえ相当程度の生産費低減を実現し得たのであるから、今後も經營、技術両面から出来るだけこの方向への努力を払うべきである。」(「生産費面から見た葉たばこ輸出対策について」)とされるところに窺知し得るが、併しました、従来の方法に従つて葉たばこ価格引下げに対応せんとしても、その為し得るところには限度があり、これの根本的な解決は、従来の労働集約的なたばこ耕作の方法が、労働生

産性高上の線にそつて改善されることによつて、はじめて実現され得るものであるという積極的な意見もあることは、次の所論にも看取されるところである。即ち「たしかに化学肥料の施用、施肥法の改善、乾燥法の改善等により肥料費、燃料費の節約等、反当物財費の引下げや、反当収納代金の増加を計ることは、価格引下げの際に家族労働報酬の減少を小さくするが、それには自ら限度があり、価格引下げに対する根本の方策とはなりえないものである。それでは価格引下げに対する根本の方策はどこに見出されるであろうか。結局、価格引下げに伴つて家族労働報酬の減少が避けられない以上、家族労働報酬の減少に対応するだけ家族労働投下量の減少を計り、単位投下労働当りの報酬の維持を計る外はない。従つて、労働生産性を高めるようなたばこ耕作法の改善が考えられねばならない。……今、假りに葉たばこ価格を国際市場で外国葉たばこと大刀打出来るように2割引下げるとして、我が国のたばこ耕作農家の家族労働報酬はどうなるであろうか。現在の段階では……家族労働報酬は激減する。たとえ、現在よりも葉たばこの量、質において多少の向上が期待され、物財投下を減らしうるような耕作技術の改良がなされたとしても、なお、30%程度の労働報酬の減少を免れえないであろう。現在でも、たばこ耕作に要する労力は莫大なものであつて単位投下労働に対する報酬は他の農産物に比して低いけれども、価格の2割低下の際には3割にも及ぶ労力の節減がなされない限り現在程度の労働報酬さえ維持できなくなつてしまふ。」(松倉尚夫「葉たばこ収納価格と家族労働報酬」葉たばこ研究13号、昭和32年)とのべられている。

かかる積極的な意見に従えば、当面の葉たばこ生産費引下げの要請は、その方針としては、従来労働集約作物でありその粗放的耕作は許されぬと理解されてきたたばこ耕作について、思い切つた労力の節減を図るべしとする意図を藏しているものと解されるが、併しこの方針を具体的には如何なる形をとつて実現せしむるべきかという問題の解決は、今後の研究に俟つところが多いものと考えられる。

- (4) 葉たばこ輸出促進のためには、その価格低下のみが唯一の条件ではなく、専売益金の低下を以てしてもまた、これに対処し得るのではなかろうかという疑問も生ずるが、現在ではその出血輸出を行つてもなお日本産葉たばこが割高であるとして「現在、出血輸出のもとでさえ日本産葉は国際市場で2割前後も割高であるといわれている。」(昭和31年産葉たばこ収納価格の決定を顧みて)とのべられている。

II. 葉たばこ生産費引下げのあり方

1. 生産費の構成とその引下げの重点

葉たばこ生産費引下げのあり方については、広義と狭義の2つの理解の仕方が成立する。前者は「たばこ作農家の経営合理化により生産力を高め、相対的費用の低減を計る……」(遠藤国一「生産費調査に思う」葉たばこ研究16号、昭和33年)という方法であり、後者は「葉たばこ生産に必要な個々の投下費用の低廉化を期して絶対的費用の低減を計る」(同上)という方法である。

たばこ耕作が農業経営の1部門であり、それは農業所得増大のための手段である限り「たばこ作といえども経営の1部門にしか過ぎない。したがつて、単純にたばこ作のみの生産費を抽出して計算したところで真実のものであるかどうか不明確である。……したがつて生産費の低減には相互に關係する農産物が同時に考慮されなければならない……」(同上)とのべられるように、葉たばこの生産費引下げの方法としては、前者の方がより積極的な意義を有するものと考えられるが、問題の理解を容易にするために、ここでは、先ず後者の方より検討を進めてみたい。

黄色種たばこの反当直接生産費の構成内容は第29表の通りであるが、これによれば労働費が過半を占め、肥料費、乾燥燃料費がそれに次ぎ、これら3費目のみを以てしても、直接生産費合計の84%

を占めていることが認められる。従つて、葉たばこ生産に必要な個々の投下費用の低廉化を期するといつても、問題の重点はこれらの費目の軽減におかれねばならぬことは、容易に推知し得るところである。

なお、直接生産費と間接生産費を合計した全生産費の構成内容を見ると、前者が 91.1%、後者が 8.9% となつてお（石井惇「生産費調査結果のあらまし」葉たばこ研究 15 号、昭和 33 年による）、後者の中では地代は 2.4% を占めているに過ぎぬが、第 1 部 II の 1 において触れたようないたばこ地小作が行われる場合には、その反当小作料が 6,000 円以上にも上る事例が普通であるので、かかる事例の多い產地において葉たばこ生産費の低下について考える場合には、これも——上述の諸事項とはその意義を異にするものではあるが——重視すべき問題となつてくる。

次に葉たばこ生産費の内容を自給、購入、償却費別に分けてみると、第 30 表にその一端を窺知し得るように、自給費用よりも現金費用はかなり低くなっているが、このことについては「生産費の 50-60% が家族労働費であることから当然うなづけることである……」（同上）「葉

たばこ生産費は半自給自足の家族労作経営をその生産様式とするから、現実に貨幣支出は比較的少なく、擬制評価される割合が相当に多い。」（「生産費調査に思う」）とのべられている。

この自給費用部分、特に自家労働に対する農家の認識は、それを無償のものと考えやすく、たばこ耕作による粗収益増大のためには惜しみなく自家労働力を投下した事例も生じたことは「現実に貨幣支出をともなわない家族労働の評価賃金を生産費なりという概念をもつ農家は少ない。……労

賃は生産費用ではなく収入であるという面しか理解されていないのである。この現実が家族労働を無償のものと考え、労力を必要以上に投下し、ひいては生産費の高騰をも認める結果となつてゐる。」（同上）とされることにも窺うことができる。とにかく、労働費が葉たばこ生産費の過半を占める状態においては、その大部分が家族労働の見積労賃であつたにしても、その生産費引下げのためには、労働の合理的な軽減が最も重要な問題であることは勿論である。

以上の諸考慮に基いて、葉たばこ生産費の低減を図るにしても、それには或る限度が存する

第 30 表 黄色種たばこ生産費の自給・購入・償却費別構成（10 kg 当）
(昭和 31 年)

種 目	金 額	比 率
購入又は支払	916 円	37.5%
自 給	1,352	55.7
償 却	159	6.8
合 計	2,427	100.0

備考 本表は（農林省鹿児島統計調査事務所「煙草生産費調査成績」鹿児島農林水産統計年報、昭和 31 年）の数字より算出した。

第 29 表 黄色種たばこの反当生産費
内容項目別比率

種 目	比 率
労 働 費	54.5%
肥 料 費	23.0
諸 材 料 費	3.5
建 物 費	3.5
小 農 具 費	1.9
包 装 荷 造 費	1.3
輸 送 費	0.6
大 農 具 費	2.0
防 除 費	1.6
乾 燥 燃 料 費	6.6
畜 力 費	1.1
賃 金 料 金	0.3
種 苗 費	0.1
合 計	100.0

備考 本表は（新倉政吉「葉たばこの生産費と苗床作業」葉たばこ研究 15 号、昭和 33 年）より引用した。

と見られていることについても附言しておきたい。前に葉たばこ生産費引下げについての積極的な意見に従えば、本来労働集約作物であるところのたばこ作について、思い切った労働の節減を図るべきことになるということを指摘しておいたが、その実現は今後の研究を俟つて期待されるところであつて、その節減については「現在における生産様式や収納様式が現存する限り軽減には自ら限度があろう。」(同上) とされるような限度があることが考えられている。それはまた「タバコは周知のとおり耕作の粗放化を嫌う作物であるから、生産費の軽減を求めるに急なあまり本末転倒の結果を来さぬよう、少なくとも次の 3 点を考慮して実施すべきである。(1) 生産費軽減のための作業合理化によつて収量、品質を低下せしめないこと。(2) 品質主義の現行耕作収納体系に極端な改廃を加えないこと。(3) 合理化された作業が普遍性をもつこと。以上の諸点を前提条件として生産費の大部分を占める前記の主要費目について更にその内容を検討し、作業合理化の所在を探して見たい。」(新倉政吉「葉たばこの生産費と苗床作業」葉たばこ研究 15 号、昭和 33 年) とも表現されている。

2. 所要労働力の節減

所要労働力節減の重点

たばこ作は他の作物に比して著しく労働集約的なものであることは前掲第 14 表に窺つたところであり、また、その耕作農家は年間を通じて、たばこ作に関する労働より解放されることが殆どないとも云い得ることも、前掲第 24 表に看取したところである。

たばこ耕作の労働軽減については、それが前述のように耕作の粗放化を嫌う作物であることよりして、恣意にこれを考えることは許されぬであろうし、また技術的に見て、その実現の容易なものと然らざるもののが存することも容易に推察し得るところであるが、これらの問題を暫くおいて、農業経営上の立場よりその節減の最も望ましい事項を列挙してみると、(1) 労働が 1 時期に集中する作業、(2) 特殊重労働を伴う作業、(3) 他作目と労働的競合性の強い作業を数えることができる。葉たばこ生産費低下のための労働力の節減を図るという見地よりすれば、その節減がいずれの作業について実現されようとも、それが技術的に合理的なものである限りにおいては、その節減の有する意義に差別はないが、前述のような、たばこ作は経営の 1 部門にしか過ぎないという理解の下に、農業経営的な見地に立つてこの問題を考えるならば、上の 3 つの条件に係りを有する作業の所要労働力の節減が、他に優先して考慮されることが望ましいのである。

いまこの 3 条件に係りを有する作業名を具体的に列挙してみると、(1) に係るものとしては収穫、乾燥作業があり、それより稍軽度のものとして調理作業が考えられる。(2) に係るものとしては収穫、乾燥作業並びに調理作業の他に土寄せ作業があり、(3) に係るものとしては、収穫、乾燥作業と夏期における圃場作業(芽かき、病虫害防除等)がある。たばこ耕作の作業別に見た所要労力の解説に当り「短期間に多量の労力を使用する収穫、乾燥作業が、タバコ作において最も重要な作業であるといえる。」(新倉政吉「労働部門より見たタバコ耕作」葉たばこ研究創刊号、昭和 27 年) とされているように、収穫、乾燥作業は、3 つの条件のいずれにも係りを有する最も重視すべき作業である。

さて、たばこ耕作所要労働の節減については、専売公社も多大の関心を示し、これまで相当研究されてきており、その成果が一般のたばこ産地に普及しているものも少なくない。いま「黄色種たばこ産地に実際行われる耕作法」(伊藤佑介・北迫繁忠「黄色種の生産費について」葉たばこ研究 16 号、昭和 33 年) の中で労働費節約的であるとされる技術改善(未解決として数えられたものを除く) 事項を列挙してみると次の通りである。

苗床作業に関するもの——植替床の普及、ビニール育苗による苗床日数の短縮

本圃作業に関するもの——土寄の合理化（回数の適正化、畜力利用）、MH 30 の全面的使用

乾燥作業に関するもの——充分な解決を見た改善技術は未だ数えられぬ

調理作業に関するもの——調理用螢光灯による夜間利用、包装 1 包当葉量の増大

また、戦後におけるたばこ耕作の労働節減については「戦後におけるたばこ耕作がいくたの点で労働節減の曙光を見出しつつある。……DDT やヒトンの出現は、かつて 5-10 人を要した本圃の虫取作業を数時間の中に終了させ、MH の撒布による腋芽の抑制は 20-30 時間を必要としたメカギ作業を 4-5 時間に短縮した。植替床の普及とビニールフィルムの利用は苗床期間を数日間短縮し、自動温度調節器や暖気管の改善は乾燥に要する労働時間をいちじるしく軽減することができた。」（増田顕二「たばこ耕作の生産費低減について」葉たばこ研究 11 号、昭和 32 年）とものべられている。なお、以上のほかに、乾燥作業については、熱風効率かまどを利用して直火乾燥を行う方法がその労働軽減に役立ち得る面もあることは、第 1 部の III の 2 においてのべたところである。

ここで、たばこ耕作の労働節減についての以上の諸改善技術を、上述の農業経営上の立場より重視される 3 条件に係りを有する作業別に整理してみると次の通りである。

収穫、乾燥作業に関するもの——熱風かまど利用による直火乾燥、自動温度調節器の使用、暖気管の使用

土寄せ作業に関するもの——畜力利用、回数の適正化

調理作業に関するもの——螢光灯による夜間労働の実施

夏期間場作業に関するもの——MH 30 の使用、DDT 並びにヒトンの使用

なお、苗床作業は前掲第 13 表によれば、収穫、乾燥作業に次いで多くの労働力を必要とする作業であり、これについても苗床日数短縮のための技術改善が行われてきているが、それは経営的見地よりすれば「農家においては、この作業は主として、1 月-4 月の所謂農閑期に行われるため、仮令絶対量は多くとも他作物と労力の競合は先ず起らないものと考えられる。」（「労働部門より見たタバコ耕作」と考えられるような作業の所要労働力の節減にしか過ぎない。併しその技術改善も、前述のように、単に葉たばこ生産費低下のための労働力節減を図るという意味においては、大いに役立つてゐるものと云えよう。

乾燥技術の改善

葉たばこの収穫、乾燥作業は、前述のように、適熟葉の収穫、収穫葉の葉編並びに葉編したものを火力乾燥に付するという 3 つの性質を異にする作業より成り立っているが、その前 2 者については所要労働力節減の技術は殆んど考慮されていない。例えは収穫作業の改善については「タバコの特性から見てその実現は到底考えられない……」（同上）とのべられている。もつとも、乾燥室を所有するということが、それを所有しない場合に比して、収穫に要する労働力の節減をもたらすものであることは前掲第 8 表に窺つたところであり、また、たばこ圃場を場所的に集中することによつて、収穫労働時間を短縮しうることは勿論である。葉編作業については、これに熟練することによつて「普通の人の半分の時間で葉編が出来る……」（「黄色種の生産費について」）とされるようなことはあつても、それは技術の改善によつてもたらされたものではないことは申すまでもない。

火力乾燥作業の所要労働力節減については、たばこ耕作面積が適正規模に近づくほど、収納葉の単位量目当り労働費が低減する結果となることは既述の通りであるが、ここではその節減に直接的な係りを有する技術の改善についてのべてみたい。なおこのことについては、未だ技術的に充分解

決された段階には到達していないことは前に触れたところであるが、部分的には、直火乾燥、自動温度調節器の使用、暖気管の使用等の技術改善があることも前述の通りである。

直火乾燥方式について解説するに当つては、それに先んずる埋薪式かまどについてのべておきたい。埋薪式かまどは「蚕室の暖房設備からヒントを得て考案されたと謂われているが、鉄管の代りに長さ1間、径2尺5寸程のドラム罐型鉄製円筒で、それを室の中央に設備し、予め全量の燃料（松及び雑木、1回530近程）を詰め込んでおいて点火し、その後は吸気管の開閉のみによつて燃焼を加減するようにしたもので……労力節約の点で利点がある……」（村岡洋三「煙草編」119頁、昭和26年）とされるようなものであり、その効用については「黄色種の収穫乾燥期は田植期と同時頃であるので、農村では仲々繁多な時期である所へ、乾燥室の火入れを始めると薪の補給や温度の調和に徹夜で間断なく注意を要するので、これが一般耕作者には苦痛である。然るに埋薪式では7、8時間も、10時間も継続して進行する場合は、調節弁を利用することに依つて同温持続を容易に行ひ得るし、燃料の補給もその間は不要であるから、夜間でも昼間でも常に注視するの要がないので、その間は他の一般農業労働が出来るし、或は睡眠も取り得る……」（上山一哉「三州地方黄色種の回顧」葉たばこ研究12号、昭和32年）とのべられている。

直火乾燥の方法は、この埋薪式の方法とは出発点を異にし、本来は乾燥の際ににおける熱効率を高めるために考案されたものである。即ち従来の乾燥施設においては、その煙突によつて熱気が放散される程度が著しく高いので、煙突を必要としない無煙燃料を使用して熱効率を高める目的の下に、コークス、コレン等を使用する直火乾燥の方法が案出されたのである。併し、この方法が労働力節減の面においても有効であることは「乾燥時間が6-7時間短くなる。蒸酵・黄変両期は埋火⁽⁵⁾を行うことによつて労力の節約をはかることが出来る。」（稻葉泰「コークス直火乾燥法について」葉たばこ研究16号、昭和33年）とされるところである。なお、この直火乾燥の方法と上述の埋薪式の方法との関連については「コークスを燃料とする場合には是非実施してほしいこととして埋火法がある。黄色種の乾燥は徹夜を余儀なくする重労働で、労力を節減するために従前より一部の地方では埋薪式乾燥法を採用して来た。コークスの埋火法もこれと同一原理のもので、被覆されるものが薪からコークスに変つたにすぎない。」（同上）とのべられている。

次にこれらの改善技術については欠点も指摘されていることも附言しておきたい。即ち、埋薪式方法については「鉄管乾燥に比して温湿度が鋭敏適確に調節が出来ず、又燃料の詰め方やその他の点で相当の熟練を要する。」（「煙草編」119頁）とされるような点があり、また直火乾燥法については「特にコークスの燃し方は問題となろうが、これは実地に當つてでなければ説明出来ないことが多い……」（「コークス直火乾燥法について」）とのべられるような点がある。

ここで、前にも触れた重油バーナー使用による乾燥方法についてものべておきたい。重油バーナーの実用性については「燃料費は薪に比して明らかに2割は安く済み、また減価償却費を含めても安いのである。……乾燥室温度の調節は低温時及び高温時共に容易であり、乾燥の経過も良好である。……加うるに燃料の運搬、投入或いは、残灰の後仕末の必要がないため労力を節減することは可能である。」（山崎重「重油バーナーによる黄色種の火力乾燥について」葉たばこ研究3号、昭和29年）とのべられ、また、その試験成績の労働力節減に関する部分においては「自動的連続燃焼するのであるから、薪・石炭を投入或は灰搔き出しの労力の必要のないことは勿論であるが……重油、水のバルブ及調節ハンドルを一寸動かすだけで火力を調節できるので、傍で他の軽量な作業位はできる余裕があり労力の節約もできる。……高温焚きの場合は燃焼が安定しているから労力的にも精神的にも気楽である。」（守屋秋朗・久保田三代次「黄色種の鉄管火力乾燥にも使用できる重油バーナーについて」葉たば

この研究 3 号、昭和 29 年)としてその効果が強調されてはいるが、併し只今までのところでは「昭和 28 年春頃から、たばこの鉄管乾燥に用いる重油バーナーがボツボツ現れてきた。これは重油が自由販売になつた関係もあつてであるが、当初のうちは価格も高く、到底経済的にたばこの乾燥には引き合いかねると思われていたものが、次第に安価なものも現れ、もし燃焼能率が良ければどうやら、薪や石炭等の燃料に比べて成立つのではないかと思われるに至つた。」(「重油バーナーによる黄色種の火力乾燥について」)とのべられることによつても察知される通り試験の段階にあると考えられる。これについての現地当局者の意見も「重油バーナーによる乾燥は、試験成績は良好であつても、未だ農家の手には負えない。」(専売公社鹿児島地方局当事者)とのべられるように未だ消極的なものであるが、今後重油を安価に入手し得るならば、その実用化は、乾燥労働軽減上大いに期待したいところである。

次に自動温度調節器について言及すれば、その機能は「望みの温度に温度調節器の目盛を合せておけば、その温度に達する迄は、開閉弁が開いて空気が入り薪が燃焼して室温が上り、目盛温度に達すれば開閉弁が自動的に閉じて薪の燃焼は弱り、室温の上昇は停止する。」(大熊規矩男・須山勇「火力乾燥用自動温度調節器の考案」葉たばこ研究 3 号、昭和 29 年)とされるようなもので、これは乾燥の「労力を節約し、乾燥中の温度変化を順調にする……」(同上)ことに有効であると考えられている。これも「集団乾燥室のような場合に、熟練者が 1 人当たりでなるべく多数の乾燥室を受持ち、余つた労力を他の農耕作業に廻したいというような場合に、本器は必ず役立つことと思う。経済的に云つても本器を使えば、約 1 割 5 分の燃料の節約になるという試験結果が出ているが、何分にもこういう試験は、その性質上なかなか試験場だけではつきりした数字のつかめないものであるので、将来試用してみられる方々の御意見に待ちたい……」(同上)とのべられることによつて推知し得る通り、試験研究の域を出て漸く普及の緒についたばかりの技術であり、「吊込後 80 乃至 90 時間不眠不休で乾燥を続けなければならぬ耕作者の労苦は、今更言う迄もない。この労苦の大半は、温度の自動調節器を設備することで排除することができる。」(同上)という意味において、今後大いに期待されるものである。

終りに暖気管の使用について一言すれば、これは「暖気管本体(暖気管の本体は直径 1.3 尺、長さ 3 尺の鉄板製円筒)を親鉄管に嵌め込み、吸気管より導かれた低温の空気を親鉄管の輻射熱によつてあたため、之を放熱管より室内へ放出する仕組になつてるので、換気土管から冷風を直接室内へ放出するというものは……薪の消費量の 2 割内外の節約と、5-6 時間の乾燥時間の短縮が可能である……」(小野友義「改良暖気管による黄色種の火力乾燥について」葉たばこ研究 7 号、昭和 30 年)とされるような機能と効用を有するもので、その普及状況の一端としては「日下鹿児島、宮崎両県下で 2,000 個以上の乾燥鉄管に敷設しており……」(同上)ということが紹介されているが、これもその両県下の黄色種たばこ耕作農家数(約 34,500 戸)に比すれば、その普及は未だ低度に過ぎぬものであり、今後の普及が期待されるものである。

畜力機械力の利用

昭和 30 年に実施された「たばこ作農家基本調査」の結果によれば、鹿児島産地のたばこ耕作農家中動力耕耘機を所有する者は 119 戸のうち 1 戸、畜力カルチベーターを所有する者は 81 戸のうち 1 戸を数えるに過ぎない。(専売公社生産課調査係「たばこ作農家基本調査結果」葉たばこ研究 9 号、昭和 31 年)ことが報告されているが、これはたばこ耕作労働における畜力、機械力利用が如何に低度であるかを示すものと考えることができよう。その実情については「たばこ作の労働過程は専ら手労働によつて行われ、部分的な作業にも機械化した作業はなく、耕作者の 1 年に亘る細心の注意を絶え間

なき労働の結晶として1枚の葉たばこも生産されるのである。」(遠藤国一「生産費調査に思う」葉たばこ研究16号、昭和33年)とものべられている。もつとも、機械力の利用に比すれば畜力の利用は多少進んでおり、それは「植付前の耕耘(前作麦の畦間中耕)又は葉たばこ等の運搬作業には、かなり家畜が利用されている……」(「たばこ作農家基本調査結果」とのべられているような面に多く利用されており、麦間中耕用の畜力農具としては牛が使用されている場合が多い。

先に第1部のIの2において、たばこ耕作における土寄せ作業は収穫、乾燥作業に次ぐ重労働であること、並びにこの重労働に対して、たばこの前作麦の刈取後は畜力利用が可能であり、これを実施している事例もあることを指摘したが、それも未だ充分普及するには至っていない。その理由についても、たばこ圃場1枚の面積が狭ければ、家畜に踏まれて欠損するたばこの株数が多くなるので、畜力利用が困難となる点をのべておいたが、そのほかにも、畜力利用を容易にするためには普通の場合よりもたばこの畦間を広くとつておく必要があり、従つて一定面積に作付されるたばこの株数はそれだけ少なくなるということが問題視されることがある。

ところが土寄せ作業にカルチベーターを用いて畜力を利用している農家の中には、次のような積極的な意見を有するものもある。即ち「たばこ作の畦幅は普通3尺2寸であるが、これを3尺4寸に拡大すれば畜力利用が容易である。馬がたばこ株を踏むことによつて被る損失よりも、畜力利用による作業能率の高まるプラスの方が大きい。また、畜力による方が人力によるよりも深耕できるので、反当収納代金は前者の方が多くなる。」(鹿児島県揖宿郡山川町1農家)というような考え方もある。この農家の経験によれば、人力によれば1日に4-5畝しか処理できない土寄せ作業が、畜力を利用することによつて、1反3畝の土寄せを行うことができるというのである。

土寄せ作業に対する機械力利用は、畜力利用以上に普及していないが「戦後日本の動力農具の発達は目覚しいものがあり、その中で特に著しいのは農用小型トラクターである。小型トラクターは勿論タバコ栽培にも利用できるし、又今後利用を考えて行かねばならぬ……」(川廷謹造「最近の動力農具とタバコ栽培への利用」葉たばこ研究16号、昭和33年)とされるように、その将来の普及については、たばこ作の作業のみならず一般の農作業もひつくるめて、相当考慮すべき問題を含んでいるものと思われる。なお、ガーデントラクターを使用すれば、たばこ前作麦の収穫前における土寄せ作業もこれで処理できることが「ガーデントラクターを使用した方がよいと考える。これなれば移植直後の作業がやりづらければ麦をまたいで作業することも可能であり、初期における麦とタバコの間も自由に除草中耕を行うことが出来る。」(同上)とのべられているが、これは畜力利用の場合には不可能とされることを可能にし得るものとして、注意を惹く問題でもある。

とにかく、たばこ耕作における中耕・土寄せ作業は非常な重労働であるが、これに対する機械力利用は未発達であり、畜力利用にしてもそれほど普及してはいないが、たばこ耕作農家の保健並びに葉たばこ生産費の低減を期する面よりしても、また「近頃は自動耕耘機等が改良され、小面積に適した小型のもの(ガーデントラクター)が出来ているので、これを使用する者が出てきた。……普通作、たばこ作を通じ、労働の配分がうまくゆき、作業計画通り進捗している。過剰労働は他の仕事にふり向けることができる。たばこ作では中耕・土寄せの重労働から解放されたことが特に大きい。」(「黄色種の生産費について」とされるような、たばこ作業を含む一般農作業の円滑なる進行を図る面においても、それらの効果的な利用を今後大いに考慮すべきであると云い得よう。

次に、たばこ土寄せ作業回数の適正化についても一言触れておきたい。従来までのところでは「過去において、優良耕作者の中には油粕をふんだんに使い、土寄せを7回も8回もくり返し、乾燥調理の仕事も人に任せず頑張つて、収納ではいつも羨まれるような金を獲得する人達があつた。」(同上)と

のべられるようにその回数を多く重ねる事例も見受けられ、これに対しては「いささか農家経営の常識を無視したやり方のようである……」(同上)との批評も行われている。併し、気象条件等の如何によつては、土寄せ回数が多いほど葉たばこ収量が多くなることが「土寄せ回数が収量に及ぼす影響を調査した結果は……土寄せの効果は想像以上に大である。即ち最多例は4回であるが、それ以上7回迄1回増す毎に平均6匁の增收となつてゐる。之は鹿児島地方局管内におけるたばこ耕作実態調査と耕作指導について」葉たばこ研究10号、昭和31年)とものべられている。そこで土寄せ回数の適正化を考えるといつても、単にその回数を少なくすることを以てこれに応えることはできない。それは一般農作業の繁閑をも考慮に入れた労働の価値と、土寄せ回数の減少に伴う葉たばこ収量減少部分の価値の均衡点を発見することによつて、その解答は与えられるものであると考えることができよう。たばこ耕作農家は従来の経験によつて、その均衡点に近い回数を具体的に見出し得る場合も少なくないであろう。

その他の技術改善と所要労働力の節減

先ず、葉たばこの調理用螢光ランプの出現についてのべてみると、これは「耕作者の調理の時期がちょうど農繁期にあたるために昼間調理ができなかつたり、やつたにしても、とかく粗雑に流れ……」(大熊規矩男「葉たばこの調理用螢光灯について」葉たばこ研究2号、昭和28年)というような不備にそなえるために夜間にも調理作業を行い得る方法を講ずることと、葉たばこの品質判別を容易にするために採光条件をよくすること⁽⁶⁾を狙つて考案された人工光源である。最近においては葉たばこ調理用と銘打つた商品も売り出され、その製作についての研究も進み「要するに新しい螢光ランプは昼夜共調理に使うことができて……葉たばこの調理用として好適と考えられる……」(大熊規矩男「葉たばこ研究」10号、昭和31年)という見地からその利用が奨められてはいるが、前掲「たばこ作農家基本調査」の結果によれば、この螢光灯を所有する農家は、茨城産地においてはたばこ耕作農家128戸中1戸を数えるに過ぎず、鹿児島産地においては殆んどその事例が存在しない(「たばこ耕作農家基本調査結果」)というような実情で、その普及程度は未だ微々たるものである。併しこれが葉たばこ調理作業の重労働緩和に有効である限り、その利用は今後積極的に考慮されねばならぬ問題であろう。

なおここで、葉たばこ収納順位が早番に当つた農家と晩番に当つたものが手間替式の共同作業を行つて、調理作業の労働が1時期に集中するのを緩和する方法を採つてゐる事例もある(鹿児島県出水郡高尾野町たばこ耕作組合当事者)ことを附言しておきたい。

次に、たばこの腋芽を抑制する薬剤 MH 30 の出現と、芽かき労働節減の問題について触れてみるに、これについては「MH 30 は植物生長抑制剤として近年……各農作物に使用され始めたが、たばこに於ても心止後の腋芽の発生が非常に旺盛なため、腋芽搔きに多大の労力を要すると共に品質収量にも影響するところが大きいので……腋芽抑制として……全面的に使用されることになつた。」(本田稔郎「MH 30 の使用実態調査」葉たばこ研究9号、昭和31年)と概説されているが、この腋芽かきの作業が遅れると「その結果は単に摘芽の労力が多くかかるばかりでなく、成熟を遅らしめ内容成分の損失を来たし、生産技術上及び経済上感心出来ない。」(「労働部門より見たタバコ耕作」)といわれるような結果になるので、従来この作業に対しては「昭和25年度の調査成績によれば、摘芽のための圃地の中へ這入つた回数は5回であつて、その反当所要労力は延22時間であつた。この回数及び労力はタバコの生育が不揃であればある程増加する。」(同上)という事例に窺われるような労働力の投下が行われてきている。ここで注意すべきことは、この芽かき作業は「他の農作業が山積する農繁

期に行われる……」(同上) ものであることであり、ために「田植乃至除草と芽かき労働との衝突……」(増田穎二「昭和 28 年黄色種の減少原因調査」葉たばこ研究 8 号、昭和 31 年) するような場合も生じ「当産地は心止後 2-3 週間が田植時期である為、その期間腋芽除去はややもすると放任され勝であつた……」(「MH 30 の使用実態調査」)といわれるよう、芽かきが放置されることもあつた。

ところで、MH 30 の出現により腋芽の発生が抑制されるようになつてからは、この農繁期における芽かき作業に対する労働力投下は相当経減されるに至つた。その一端は「これまで、たばこの心止後は殆ど毎日のように芽かき作業に追われ、これに反当少なくとも 40 時間位の労力を費していたが、MH 30 を使用することになつてからは、週 1 回の芽かきで充分間に合うようになつた。」(鹿児島県指宿市 1 農家) とものべられ、また「MH の撒布による腋芽の抑制は 20-30 時間を必要としたメカキ作業を 4-5 時間に短縮した。」(「たばこ耕作の生産費低減について」)とされていることは前に触れたところである。かようにして節減された労働力は「甘諸や陸稲の除草が時期を失すことなく行えるようになった。」(同上農家)とか「甘諸の植付、追肥に手が廻るようになった。」(鹿児島県揖宿郡山川町 1 農家)とのべられるような作業に活用されることにもなり、ために「MH を歓迎する主な理由は単なる労力の節約のみでなく、農繁期にたばこの手入れを離れて他作物の植付管理に専念し得ることである。」(福沢正博・山口慶次・今村慶彦・二宮亨「加世田支局管内における MH 30 の使用について」葉たばこ研究 16 号、昭和 33 年)とも考えられるに至つている。

とにかく、たばこの本圃作業中においては「内容的にはその数が多いが、労力軽減の可能性があり、またこれを奨励し得る作業は腋芽抑制作業であろう。」(「労働部門より見たタバコ耕作」)とされるように、MH 30 の労働力節減の効果は明瞭であるので「MH の使用者は 92% に及び……普及度は高い。」(「加世田支局管内における MH 30 の使用について」)とのべられていることにもその一端を窺知し得るよう、MH の使用はここ数年の間に急速に普及してきている。

次に DDT 並びにヒトン (DDT 粉剤と除虫菊粉との混和粉剤) の使用により、虫取作業の所要労働力が、一般に著しく軽減されるに至つたことも、前に「DDT やヒトンの出現は、かつて 5-10 人を要した本圃の虫取作業を数時間の中に終了させ……」(「たばこ耕作の生産費低減について」)と紹介したところであるが、これについてはまた「7-8 年前までは、虫取り作業は苦労の多いタバコの耕作のうちでも、苦労の多い重要な作業の 1 つであつた。早朝未明におきて虫取りをしたものであつた。しかるにこの頃では、虫取り作業というものはなくてよいようになつた。穴のあいた葉を探すのに苦労するほど虫害がなくなってきた。現在ではヒトンや DDT 5% 粉剤を使用していれば、虫の害はないかのように考えられるほどである。この状態ではタバコアオムシ及びヨトウムシはタバコの主要害虫から除かれそうである。」(日高醇「タバコと農薬」葉たばこ研究 10 号、昭和 31 年) とものべられている。なおこの場合においても、その労働力の節減は農繁期におけるものであるという意味において、特に重視すべきものであることは、上述の MH 30 の場合と同様である。

なお、これらの技術改善に比すれば、苗床技術の改善による所要労働力の節減は、それが農閑期における問題であるという意味において、多少その意義を異にするものであるが、葉たばこ生産費の低下を促進するために、この面の技術改善も積極的に行われてきていることは前にも触れたところである。

その改善の内容については「揚床改善の抜本策は従来の育苗方式を変えること、すなわち、苗床全期間を揚床で行く『通し床』方式を改め、植替法を採用することである。……これらの植替床に切替えることによつて、(1) の問題 (全作業の 2 割に相当する苗床作業の労力軽減) は大いに軽減される。まず作業所要労力を見ると揚床区 100 に対し半揚床区は 84、電熱床区は 69 であつて

……これは苗床の構造、作業の相異に基づくもので、すなわち、揚床区は落葉の蒐集、人造厩肥の製造、踏込等の準備及び間引、中耕等の管理に多くの労力と資材を必要とするに反し、植替床区はこれらの労力、資材の所要量が少ないか、または全く不要となること等が前記の差異を見た原因である。」(新倉政吉「葉たばこの生産費と苗床作業」葉たばこ研究 15 号、昭和 33 年) ということが先ず注目されるところである。次に、苗床被覆物としてビニールフィルムを使用することにより苗床日数を短縮する方法も考案されているが、これについては「従来から用いられている 苗育布と雨除天幕に代り、ビニール フィルムが入つて来たが、各試験の育苗試験の成績もよく、苗床期間の短縮により労働費も軽減出来る。」(同上)とのべられている。

なお、前掲「たばこ作農家基本調査」の結果より、鹿児島産地におけるこれら改善技術の普及状況を引例すれば、前者の植替床はたばこ耕作農家の 86.7% がこれを実施しているのに比し、後者のビニール使用は未だ 2.1% のものがこれを採用している(「たばこ耕作農家基本調査結果」)に過ぎないという実情である。

労働節減技術導入の前提

葉たばこの生産費を多数のたばこ耕作農家について調査すれば、その最低値を示すものより最高値を示すものに至るまで、多数の変化を認め得ることは勿論であるが、それは労働費の大小如何に影響されるところが大であるとして、次のようにのべられている。即ち「200 人なり 500 人の耕作者の生産費を調査すれば、個々の耕作者ごとに生産費の少ないもの、多いものいろいろの結果が得られる。つまり、生産費の金額にせよ、労働時間にせよ個人によつてバラツキがある……生産費がこのような分布を示すのはなぜかということを考えてみると、もちろん個々の農家の畑の条件、肥料のやり方、労働のしかたなどがそれぞれ異なるからであるが……労働費の増加がほぼ絶対的な要因となつていて……これは労働費が生産費の 50% 以上を占めていることから当然のことではあるが、タバコの生産費の多少は労働費の大きさによって決つて来るといつてもいいすぎではないであろう。」(石井惇「生産費調査結果のあらまし」葉たばこ研究 15 号、昭和 33 年) とされるところである。さて然らば、その労働費の大小は何に基因して生ずるかというに、それは、基本的には、第 1 部においてのべた「適正規模関係」に近い条件下においてたばこ耕作を行つてゐるか否かに係るものであると考えられる。

たばこ耕作労働節減上、この適正規模関係条件(1 棟・3 反・1 町)を充たし得る場合の有利性は既述の通りであるが、これを要約してみると、乾燥室を所有することによつて葉たばこの収穫回数を減少し得ること、たばこ 3 反歩を耕作することによつて乾燥室はフルに利用され、従つてその葉たばこ単位量目当りの所要労働力は減少し得ること、これと同様なことは苗床の管理労働についても云い得ること、耕地 1 町歩を保有したたばこ作の 3 年輪作関係を保持することによつて病害の発生を少なくし、その発生の場合に必要となる特別措置作業労働を回避し得ることなどが挙げられる。

ところで、たばこ耕作に対して、前述の労働節減的諸技術を積極的に導入しようすれば、この適正規模関係条件の充足のほかに、更に充足すべき幾つかの前提条件があることが考えられる。そのうち先ず農地に関する条件を挙げてみると、それは「圃地の分散を排除し、なるべく土地交換分合などの手段によつて圃地の集団化と一筆当面積の増大を計り、作業能率を相対的に向上する……」(「生産費調査に思う」)ということになるが、これは圃場作業における畜力並びに機械力利用上必要であることは「機械力によつて本圃の作業を能率化することが望ましいが、機械の導入にはある程度の經營規模が必要であり……」(「黄色種の生産費について」)とされるところである。たばこ圃場の集中は、かかる畜力、機械力の利用上必要であるばかりでなく、それはまた、諸種の圃場作業の労働

節減に有効であることは勿論であるが、特に葉たばこの収穫労働の軽減に対するその効果は大である。

のことについては「たとい遠方の圃場でも、3反歩のたばこを1カ所にまとめて耕作することができるならば、その葉たばこ収穫に要する労働時間は、近くにあつても圃場の分散した2反歩のたばこ耕作の場合と殆ど変りはない。」(鹿児島県指宿市1農家)と語られ、また「たばこ圃場を1カ所にまとめることができなくとも、これを1つの道路沿いにまとめることができるならば、3反歩のたばこが5カ所に分散して耕作されていても、行き帰りにどの圃場にも目がとどくから都合がよい。その葉たばこ収穫も午前中に済ませることができるが、異った方向に圃場が分散していると、3反歩のたばこ収穫作業にはまる1日かかる。」(鹿児島県指宿市1農家)ということものべられている。

しかしながら、たばこ産地における農地の交換分合事業は、たばこ作に対する適地と不適地がある関係上、却却成立し難いものであることは、第1部 III の 3 においてのべたところである。それにもかかわらず、たばこ圃場の集中がその耕作労働軽減上非常に有効であることを認めて、個人的にそれを集中しつつある事例が発生していることは「遠方の畑地を売却して、近くの自作畑附近の畑地を新たに購入する方法で耕地を集めること例は屢々見受けられるところである。」(同上) ということにその一端を窺うことができる。

たばこ耕作に対して、労働節減的諸技術を積極的に導入するためには、また、資金の準備を必要とすることは勿論である。上述の諸改善技術中 MH 30 と DDT の使用は相当普及しているが、直火乾燥設備、重油バーナーによる乾燥設備、自動温度調節器、暖気管、ガーデントラクター、螢光ランプ、ビニールフィルムの採用等は未だ一般に普及せず、それらの活用は今後の問題と考えられている傾向が存するのは、前者の改善技術の効果が確実でその用法も簡単であることにも因るが、それが後者の諸技術に比すれば比較的安い費用で採用でき、しかもその費用の回収速度も早いことにも因るものと考えられる。後者の諸改善技術中には、高価な固定施設を必要とするものが多く、それらのたばこ耕作所要労働力節減上の効果は認めて、資金準備の関係でその導入が遅れる場合もあることは、容易に推知し得るところである。

これらの固定施設を必要とする改善技術を導入するためには、更に、その施設を充分使いこなしうる能力を必要とする。このことについては、例えば「この産地のたばこ耕作農家は、まだガーデントラクターをたばこ圃場で使いこなす技術はもつていない。」(鹿児島県指宿郡山川町1農家)とされるような事例などがあるが、全般的には「要するに生産費の低減は総合的に科学的な生産技術が実行されておける経済的効果であると考えられる。……たばこ作農家自身も新時代に適応する教養を身につけ、科学性・合理性に立脚した自主的態度で事を処理する意志が必要である。生産費の低減への努力はこれらの精神的因素にまつべきものが大きいことを指摘しておきたい。」(「生産費に思う」) というような表現の仕方でのべられている。

かのような意味におけるたばこ耕作農家の能力を高めるためには、今後における指導の徹底も重要であるが、それと同時に、「上級指導者は葉たばこ生産費の低減を図るべきことを強調するが、指導網の末端においては、そんなことはなかなか話されない。」とされるようなことのないように、農家に直接接觸する指導面における従来の指導のあり方に再検討を加えることもまた重要である。

先に第1部の I の 2 において、黄色種たばこを有利に耕作し得るためには適正規模の維持が要請されるために、貧農はこれを有利に耕作し得ないことをのべ、また、第1部の III の 1 において、たばこ耕作適格農家は、たばこ耕作の適正規模条件を充足し得るか或はそれを充足し得るに近い程度に土地、資本並びに家族労働力を保有することをのべたが、前述のたばこ耕作労働節減

的諸技術を積極的に導入し、葉たばこ生産費低下の要請に応え得るものも、適格農家の如き上層農家層に多いことは容易に推知し得るところである。併し、黄色種たばこ耕作農の中には、かかる適格農家の条件を充足し得ぬ程度のものも多数存在するのであり、これらに対する改善技術導入促進のためには「共同作業の推進と団体活動の強化」(同上)が提唱されている。たばこ耕作労働における共同作業は「苗床の共同化或は集団化などによつて他の農作業との競合をさけつつ労働の軽減を計るべきである。」(同上)とか、また「病虫害の発生防止は集団的にしかも共同作業によつて実施することが経済的である。……その他残幹処理の共同作業なども改良団又は青年部或は5人組単位に共同作業を励行し、地力の消耗や病虫害発生予防に努め、併せて生産費の軽減を計るべきであろう。……」(同上)とのべられるような事項については、若干実施されている事例もあるが、これが下層農家の黄色種たばこ耕作労働軽減のための有力な支柱となり得るためには、今後の研究と努力に俟つべきところが多いことは、たばこ作以外の多くの商品作物の場合と同様である。

(5) 第1部、(13) 参照

(6) 葉たばこの調理は北窓光線の下で行うことを原則とすることは「今迄葉たばこの調理とか鑑定が昼間の北窓光線に頼らざるを得なかつたのは、比較的光線に変化が少なかつたということのほかに、北窓光線がやや青く色づいているということに大きな理由があつたのである。」(大熊規矩男「葉たばこ調理用螢光灯について」葉たばこ研究2号、昭和28年)とされるところであるが、「農家には必ずしも北向きの窓がないために採光条件が不良であつたり」(同上)というような条件の改善をも狙つて考案された螢光灯である。

3. 肥料費並びに燃料費の節減

肥料費の節減

前掲第29表によれば、黄色種葉たばこ生産費中肥料費は23%を占め労働費に次ぐ比率を示しているが、労働費の大部分は家族労働見積労賃であるのに比し、肥料費の多くは現金支出を必要とするという意味において、その節減を図ることは農家経済上重要な意義を有するものであるが、それは「生産費について、現実に小農経済にとつて重要なものは、購入、支払および償却費の部分である。この点肥料代は重要である。たばこ作の購入肥料代は、反当8,000円にもおよぶ。……また、たばこの生産費を購入自給別に区分してみると、肥料の購入部分は、全体の購入支払および償却費部分の合計額の50%におよんでいる。すなわち肥料費は生産資材のなかでは、もつとも大きな費目であるだけではなく、自給部分が比較的少なく、生産費のなかの購入支払部分の大部分をしめていることにおいて、もつとも関心の高い費目となるわけである。肥料費軽減策の大切なことがうなづかれる。」(丸尾貞夫「タバコの肥料代」葉たばこ研究17号、昭和34年)とのべられている。

ところで、最近におけるたばこ耕作技術の改善中、葉たばこ生産費の低減に特に貢献したものとしては、尿素化成肥料の施用を挙げることができる。それは従来「たばこ耕作に対しては従来より菜種油粕が最も安全でかつ優れた肥料として使用してきた。……優良葉たばこ生産のために菜種油粕は絶対不可欠のものとされて来たのである。」(稻留邦孝「最近のタバコ肥料の推移」葉たばこ研究17号、昭和34年)といわれるよう、たばこ作の肥料としては不可欠のものとして重視され、また「昭和27年度において黄色種にたいするなたね油粕の反当施用量は140匁にもおよんでいる。」(高橋達郎「タバコ肥料の変遷」葉たばこ研究17号、昭和34年)とあるように集約的に施用されてきた菜種油粕が、従来より高価であり、更に戦後に特に、その輸入困難やその他の原因によりその価格が高騰した⁽⁷⁾がために、その半量を、尿素化成肥料で以て代替せしめんとして考案され、昭和28年より普及せしめられたものである。このことについては「そこでこれに代るものとして葉たばこの品質を低

下させることなく、しかも価格の安い肥料を見出すことを目的として秦野たばこ試験場において試験の結果昭和26年にタバコ用尿素化成肥料を創製し、翌27年には各地方局で委託試験を行つた。その結果一般的にいつて菜種油粕の半量程度を代替する限度においては品質的にもほとんど遜色のないものを作りうることが判明したので、昭和28年から実地に使用普及することになつた……。(「最近のタバコ肥料の推移」)とのべられている。

なお、その昭和28年以降における普及状況については「昭和28年以降は、なたね油粕は、尿素化成によつてしまいにその地位がおきかえられていつた。黄色種における尿素化成の10アールあたり施用量は、昭和28年度は35匁であつたが、昭和31年度は62匁へと増加した。尿素化成の出現は、タバコ作肥料の一大成長を意味するものであつた。」(「タバコ肥料の変遷」)と説明されているが、それは、高価な肥料の一部を安価な肥料を以て代替する面においてのみならず、なたね油粕の高騰を抑圧する面においても、肥料費支出の低減に有効に作用したことは「その結果昭和28年作より全国的に施与窒素量の半量を尿化、半量を油粕使用の方針が発表されるや高騰を続けた菜種油粕の価格は急落し、この肥料の低廉と相まってタバコ肥料代金の節減は全国的にみて年間十数億円に達するという状況となつた。」(同上)とされるところである。

もつとも、この尿素化成肥料の施用も、全てのたばこ耕作者が一様にこれを行うに至つている訳ではなく、依然としてなたね油粕の施用のみを固執している者もあることは「尿素化成がタバコ肥料として普通に用いられるようになつた現在でもなお菜種油粕の単用を望み、尿素化成の施用は裏白となるとか、一時は苦土欠乏の白化現象の原因と考えられたり……」(石戸谷賢慥「タバコ用肥料の諸問題」葉たばこ研究17号、昭和34年)ということに窺知できるが、これについては、問題は肥料の種類如何よりも、施用技術の如何にあり、後者の改善によつて経済的な施肥を考慮すべきであるとして、次のようにも主張されている。即ち「品質の良否は使用した肥料の種類によつて強く左右されると考えている人がずいぶん多いようである。これは土壤という生産母体をなすものに対する観念の貧困さに起因するものではないだろうか。……要するに適確な土壤観のもとに、その機能を十分發揮せしむる管理技術のもとでは油粕も尿素化成も……品質に及ぼす影響は大差なく、今後根栄養の研究の進展とともになつて施肥方法もさらに改善され……最も経済的な施肥設計にもとづき満足すべき収量のもとで窒素肥料を十分に吸いきつた悪癖のない優良産葉が生産されることを望むものである。」(同上)ということを考えられている。

たばこ作の肥料費節減のための代替施肥の問題としては、更に、草木灰による加里肥料代替の問題があることも附言しておきたい。それは「わが国硫酸加里需要の5分の1を占めるタバコ作にあつては一部黄色種產地にみられた反当硫酸加里25貫施用というような生産費を無視した非科学的施肥は厳に戒め、常に施肥の合理性を念頭に置いて適正施肥を心がけねばならない。そのような点からも自給肥料の草木灰の利用は加里以外の含有成分の効果とあいまつて今後もその重要性を看過してはならない。」(同上)とされるところであるが、これは上述の尿素化成肥料の場合とは異り、自給肥料の増産を通じて金肥の節減を図らんとするものである。

なお、たばこ作の自給肥料については、草木灰の他に、堆肥についてもその増産の必要が常に強調されてきているが、その場合は、堆肥による金肥の代替よりも寧ろ施用した金肥の肥効を高める手段としての堆肥の必要が考慮されているのであり、その必要性は尿素化成肥料を施用することになつてからは一層高まつてきているが、このことについては「肥効の安定した有機質肥料である油粕万能時代でも堆肥の施用は決して軽視されていたわけではないが、近來のタバコ耕作で尿化をはじめとして、無機質肥料の施用割合が増加した現在では、特に土質の改善、地力の維持、肥効の増

進等の点について堆肥の効果が重要視されるようになつた。」(本田暢苗・蒲地純治「九州地方におけるタバコ堆肥の実態調査」葉たばこ研究 17号, 昭和34年)とのべられるところである。

かような、肥効を高めるための土壤条件の改善に対する考慮の必要は、先述の、たばこ作の減反要請に対しては「更に集約耕作を行つて反収の増加でこれに対処する」というような考え方の強い産地においては、特に重視さるべき事項であることは勿論であるが、このことについては次のようにのべられている。即ち「肥料代は、農家にとつて大きな支出額となつてゐる。しかし、小農経営においては、施肥量をおしむことはできない。むしろ、肥料をより多くあたえ増収をはかる方向へむかいやすい。このような基本的条件のもとでは、肥料の効果を充分發揮させ土地の生産力を強化することが大切となる……地力の改善ないし土壤の保全はその核心的なものであろう。そこでそれらに關係の大きいと思われる営農上の問題を 2, 3 あげてみよう。……第 1 は有機物の増施策である。……第 2 は深耕の問題である。……第 3 は輪作体系の確立である。……第 4 は土壤侵蝕の問題である。」(「タバコの肥料代」)とされるところである。

なお、1部のたばこ耕作農家の間では、葉たばこの反当収量増加に急なるのあまり、折角実現した尿素化成肥料の施用を廃して、再び元のなたね油粕単用に戻ろうとする傾向が認められる場合も生じていることが指摘されているが、これは肥料費節減を期する上において容易に賛成しかねるところである。このことについては「耕作農家の中には、反当数百円のコストを増加しても反当収納代金がそれ以上に上れば」という声も聞かれるけれども……油粕への過度の執着は排すべきであり……むしろ施用技術の面での検討が必要ではなかろうか。」(増田穎二「たばこ耕作の生産費低減について」葉たばこ研究 11号, 昭和32年)とのべられており、問題はなたね油粕の施用に後退することではないに、施用技術の改善に前進すべきところにあることが窺知されるのである。

燃料費の節減

葉たばこ乾燥用の燃料費節減のために考案された諸技術については、既にのべたところであり、ここではそれを整理してみると、それら諸技術は単に熱気の損失を防止するために考案されたものと、使用する燃料を変更することによつてその損失を防止せんとするものの 2 つに大別して考えることができる。

前者に属するものとしては、自動温度調節器と暖気管がある。自動温度調節器を使用すれば、約 1 割 5 分の燃料を節約できると考えられているが、これはまだ、漸く試験研究の域を脱した程度であり、一般に普及するには至つていない。暖気管の利用は、乾燥室の吸気管より導かれる冷気を親鉄管の幅射熱を利用して加温することにより、燃料の約 2 割を節約し得ることが考えられているが、これもまた、その普及は未だ低度に過ぎないものである。

また、後者に属するものとしては直火乾燥の技術がある。これにも、コーレン、コークスのような固体燃料を使用するものと、重油のような液体燃料を使用するものの区別はあるが、いずれにしても、従来の有煙燃料を使用する葉たばこ乾燥方法においては、折角加熱された熱気が煙突を通じて放散される程度が高いので、これを防止して熱効率を高めるために、煙突を必要としない無煙燃料を使用して、葉たばこの乾燥を行わんとするものである。そのうち重油バーナーを使用する方法は未だ全く試験の段階にあり、コーレン、コークスを使用する方法も、その普及は未だ低度ではあるが、1部の産地(例えば鹿児島県揖宿郡山川町産地)においては、この方法によつて乾燥を行う事例も若干は見受けられることは前述したところである。

この方法の採否如何は、従来の燃料と無煙燃料との相対的価格如何に強く支配されることは勿論である。例えば、重油を使用する乾燥方法の場合には、その燃料の相対的価格が「当初の うちは

……到底経済的にたばこの乾燥には引き合いかねると思われていたものが……もし燃焼能率が良ければどうやら、薪や石炭等の燃料に比べて成立つのではないかと思われるに至つた.」(前掲)とされる程度である限り、その普及はあまり期待できず、「今後重油を安価に入手し得るならば」その実用化も普及するであろうということになる。コーレン、コークスを使用する前掲山川町産地の直火乾燥の場合については、1 反歩のたばこ作の収穫葉を乾燥するに要する燃料費は、薪を使用すれば 8,250 円にのぼる(山川町たばこ耕作組合調査)のに対し、コーレンを使用すれば 4,930 円、コークスを使用すれば 3,675 円ですみ、薪よりも無煙燃料を使用する方が、遙かに安価であるという計算になつていて。もつとも、薪の価格は近くに薪炭材の蓄積豊富な山林が有るか否かによつて大きく変動するもので、それを欠くがために薪の入手が困難な山川町(錦江湾を隔てて対岸の大隅半島より、葉たばこ乾燥用薪を共同購入している場合も少なくない)のようなところでは、上述のように、薪の使用は高価なものについても、薪炭材が豊富にある大隅半島のようなところでは、必ずしも薪を使用するよりもコーレン、コークスを使用する方が遙かに安価であるということにはならず、従つて後者の産地では直火乾燥はあまり問題視されていないということはある。

以上の諸技術はいづれも、専売公社の試験研究機関によつて、葉たばこ乾燥のための所要労働力の節減を図ると同時に、その所要燃料の節減をも図るために考案されたものであるが、たばこ耕作農家の側においては、従来の「たばこ乾燥室の設置された場所の水分の多少によつて、乾燥を要する薪の量にはかなりのちがいがある.」(鹿児島県日置郡東市来町1農家)という経験に基き、乾燥室を新設する場合には、なるべく土壤水分の少ない干燥した場所を選んでこれを設置するという考慮が行われてきていることも附言しておきたい。

なお、先にたばこ乾燥所要労働力の節減についてのべた際に、たばこ耕作の適正規模関係条件が充足されるに近いほど、葉たばこ単位量目当りの労働費が低下する結果となる旨のことをのべたが、これと全く同様なことが燃料費の低下についても考えられることも指摘しておきたい。

(7) 「戦後においては菜種油粕の輸入が杜絶し、もつぱら国内生産に依存せざるをえなくなつたことと、急速な増反時代を迎えたために生産量に対するタバコ作用使用数量の比率が年々高まつたことが原因となり菜種油粕の価格は大巾に変動しつつ高騰するのを常とした。したがつてタバコ耕作が従来どおり菜種油粕に依存する限りではその入手、特に純良品の確保あるいはその価格の点で常に耕作者の重い負担にならざるをえなかつた.」(「最近のタバコ肥料の推移」)

4. 小作料の問題

たばこ地小作(たばこ作とその前作麦の作付期間だけの短期小作)については、第1部のIIの1において既述したところであり、その小作料の高い産地においては、その引下げが(上述の諸改善技術の採用とは趣を異にするものではあるが)葉たばこ生産費の低減を図るために重視さるべき問題となることを指摘しておいたが、そのことは「前題(たばこ耕作圃地の確保に伴う小作料の問題)についてはすでに安定産地の基本調査によつてその小作料が如何に高いか明らかにされましたが、このままこれを放置することは斯作の圃地確保は勿論生産費低減の面から見ても何等かの解決策を研究する必要があり……」(「鹿児島県たばこ増産対策審議会、審議事項説明」、昭和33年)とものべられている。

たばこ作農家基本調査によれば、全国における黄色種たばこ耕作圃地のうち「たばこ作に限つて圃地を借入れた事例」は 9.3% を占め、その平均小作料は 4,897 円(専売公社生産課「たばこ耕作農家基本調査結果」葉たばこ研究 7 号、昭和30年)となつてゐるが、そのうち鹿児島産地は「何れの地方も

約 10% が借入地であるが、鹿児島の山村地帯のみは 20% 近くが借入地となつてゐる。(同上、葉たばこ研究 9 号、昭和 31 年) とされているよう。にその比率が高く、その小作料も第 31 表にその一端を窺い得るように高く、反当 1 万円を超える場合さえ見受けられるのである。かように小作圃地の割合が多く、小作料が高騰している地方においては、小作料の引下げが特に重要な問題となつてくることは勿論である。

かように、たばこ地小作が行われるに至つた理由については、既に第 1 部の II の 1 においてのべたところであるが、それをここに要約してみると、それはたばこ圃地の分散防止或はその地力の減退防止の目的で行われることもあるが、多くの場合は、たばこ病害の危険性の多い圃地を避けてたばこ耕作を行うために、たばこ圃地の短期小作を行つてゐるものであり、たばこ耕作農家中には、小作料は少々高くても条件の良い圃地を小作する方が有利であるという意見の者さえ存在する、ということになる。

このたばこ地小作料の引下げについては、これまで、たばこ耕作組合等の主唱によつて、小作料の最高限度につき申合せが行われた事例も少なくないが、このことについてはなお「何等かの解決策を研究する必要」が認められているように、申合せ程度の対処策を以てしては、この問題は容易に解決し得るところとはならない。

この小作の行われる主な原因がたばこ病害の回避にあるならば、その小作料低減のための最も効果的な方法は、病害防除技術の普及徹底をはかり、たばこ耕作者が小作地を必要とする程度を低下せしめることにあると考えられる。試験的には充分の効果を示しているその防除技術が、方法が面倒であるとか、共同して実行しなければ効果がないとか、防除を行わんでも病害の発生しない年もあるとか、或は他の災害を被つた場合には防除の努力が無駄になるというような理由によつて、たばこ耕作農家の間に充分滲透していないことは、第 1 部の II の 1 においてのべたところであるが、これらの理由を克服して病害防除の徹底を期することは、困難ではあつても不可能ではないと考えられる。

III. 農業経営上における葉たばこ生産費引下げの意義とその促進

先に、国内産葉たばこの価格はここ当分据置かれるか、或は場合によつては引下げられる懸念さえあるものと考えられていることを紹介したが、こうなると、たばこ耕作より容易に離脱し得ぬ農家にとつては、その農業所得の増大を図るために、農業経営の合理的な運営がたばこ耕作によつて阻害されることを回避しつつ、葉たばこ生産費の引下げを実現すべきことが必然的な要請となつてくる。そこで先ず、その生産費引下げの面より検討を進めてみるに、問題は直接生産費の 84% を占める労働費、肥料費並びに燃料費の節減に絞られるが、なお、たばこ地小作料の高いところではその引下げも考慮を要する事項となることは上述の通りである。これらの費目中においても、特に労働費の節減を図ることが重要な意義を有することとは、それが直接生産費の過半を占め

第 31 表 鹿児島県揖宿郡各町村における
反当たばこ地小作料事例

町 村 名	小 作 料
喜 入	5,300 円
今 和 泉	8,600
指 宿	12,000
山 川	7,500
額 姥	10,000
利 永	8,000
開 聞	8,000

備考 本表の数字は鹿児島県「たばこ耕作に関する小作慣行調査表」昭和 31 年より引用したものである。

ていることによつても、また、従来の生産費調査実績について認められた大幅な個人差は主として労働費の差異に基因するものであつたということによつても、明らかであるといふことも前に触れたところである。

そこで「たばこ作は単位面積当たり多額の労働報酬をもたらすものであり、過剰労働力吸収に好適した作物である。」というような考え方に基いて、その粗収益増大のためには惜しみなく自家労働力を投下する事例も見受けられることも前に紹介したところであるが、かかる考え方方は、葉たばこ生産費の引下げと農業経営合理化の併行的促進が要請される事態の下においては、成立し難くなることは勿論である。これについては、専売公社当局者の中からも「葉たばこ価格を国際市場で外国葉たばこと太刀打出来るように2割引下げるとしたら……家族労働投下量の減少を計り、単位投下労働量当たりの報酬の維持を計る外はない。」という意見がのべられていることも前述の通りである。

ところで、たばこ耕作所要労働の直接的な節減を図ることについては、予め考慮すべき幾つかの前提条件を伴うことも既述したところであるが、それらをここで整理してみると、その第1の条件としては「生産費軽減のための作業の合理化によって収量、品質を低下せしめない」ということがある。たばこ耕作においては、適期作業の実施が収量、品質の確保上特に重視されるので、その労働節減は適期を失すことのないような考慮の下において実現されねばならぬ。第2の条件は「経営の合理化により生産力を高め、相対的費用の低減を計る」という考え方に基くものであるが、たばこ耕作の側で節減された労働力が、農業経営の他の部門において有効に利用され得るように考慮すべきであるということであり、これはIIの2において、労働節減の望ましい事項の1つに数えた、「他作目と労働的競合性の強い作業」に重点を置いて、その労働の緩和を図るということに、先ず、問題を絞ることができる。この問題解決の必要はたばこ耕作者自身が痛感しているところであり、「たばこ作だけよくできても、そのために水稻や麦或は甘藷が犠牲となることがあつてはいけない。」(鹿児島県出水郡高尾野町たばこ耕作組合当事者)という意見ものべられている。

第3の条件としては、たばこ耕作に伴う重労働を緩和して、農家の家族労働力の持続的確保を期すべきであるということである。これは、前掲の労働節約が望ましい事項中の「労働が1時期に集中する作業」と「特殊重労働を伴う作業」の2つに分けて、それぞれの作業につき労働緩和を図るということに問題を絞ることができる。前者は労働時間の強化の故に重労働となるものであり、第2の条件とも係りを有するものであるが、後者は激しい肉体労働を伴うが故に重労働となるものである。

農業経営の合理的な運営と葉たばこ生産費の併行的な促進を図るために、第1の条件を考慮しつつ、第2並びに第3の条件に係る問題についてその解決を図るべきことが要請されるが、それは具体的には、既述の通りに、収穫乾燥労働の緩和、調理労働の緩和、土寄せ労働の緩和、夏期圃場作業の緩和を考えることになつてくる。ところで、これらの事項の労働緩和については、従来においても諸種の技術が考案されてきているのであるが、葉剤の利用による夏期圃場作業の労働緩和以外のものは未だ一般に普及するに至っていないことも既述したところである。

そうなると、問題は、何故にこれらの技術が一般たばこ耕作農家の間に充分普及し得ぬのであるが、換言すれば、その普及を阻止する原因はどこにあり、その普及を促進するためには如何なる前提条件を充足する必要があるかということを、先ずとり上げねばならぬこととなつてくる。もつとも、たばこ耕作労働節減の諸技術は、たばこ耕作の適正規模条件を充足し得るか、或はそれに近い「適格農家」が有利にこれを導入し得ることが考えられるることは前に触れたところであり、また、たばこ耕作は「生産力の低い農家は没落して生産力の高い農家に面積が集中する」傾向が認められることは前述の通りであるので、これら諸技術の普及も時間の経過と共に、漸次進展するであろうと

いうことも考えられるのであるが、併し、例えば昭和32年における黄色種たばこの1戸平均耕作面積は、鹿児島県で1反9畝、宮崎県で2反4畝程度に過ぎぬ実情にあり、のことより、未だ3反という「たばこ耕作適正規模」に達し得ぬたばこ耕作農家の方が遙かに多いことが考えられるが、かかる現状下においては、上掲の技術普及のための前提条件の検討は忽せにはできない。

そこでその前提条件として考慮さるべき事項を列挙してみると、(1) その普及を期しての試験研究の一層の促進を図るべきこと、(以下のものはIIの2において既述したところであるが) (2) 土地条件の整備、(3) 農家の資金準備の充実、(4) 農家の技能を高めること等を数えることができる。

先ず試験研究の一層の促進を必要とする問題よりとり上げてみると、たばこ耕作労働節減上最も重視すべき乾燥設備の改善については、従来の様式より埋薪式に発展してきてはいるが、今後は更に直火乾燥にまで発展すべきことが望ましいのである。そのうち特に重油バーナーによる直火乾燥は、「燃料の運搬、投入、残灰の後仕末を要せず、重油、水のバルブ及調節ハンドルの操作だけで容易に温度を調節することができ、燃焼が安定しているので高温焚きの場合にも、労力的にも精神的にも楽である。」とされるような有利性をもつてゐるので、重油を比較的安価に入手し得る限りにおいては、その普及が望ましいことは勿論であるが、現状においてはその技術はまだ「試験成績は良好であつても、まだ農家の手には負えない。」とされるような段階にあるので、これが農家の手に負えるようなものになるまで改善されるための研究が進められねばならぬことが考えられる。なお、コーケン、コークス等の固形燃料による直火乾燥についても、「温湿度が鋭敏適確に調節できない。」という問題が今後の研究事項として残されている。

次に、たばこ作本圃の土寄せ作業に対する畜力、機械力利用の面において、特にガーデントラクターの利用は、農家を「激しい肉体労働より解放する。」のみでなく「作業を計画通りに進捗せしめ、そのため節減された労働力は他の仕事にふりむけることができる。」し、或は土寄せ回数を多く重ねることによつて、葉たばこの収量の増加を図ることにも活用できるという有利性をもたらすものである。更にこの機械はたばこ耕作以外の作業にも使用できることは勿論であり、また、耕地の深耕にも貢献し得ることが考えられる。かように利点の多いガーデントラクターも、これをたばこ作圃場において安定的に使用できる技術は未だ体系化されておらず、この問題もまた今後の試験研究を要する事項として残されている。

以上のはかに、今後の普及を期待すべき技術としては、調理用螢光灯、自動温度調節器、暖気管などがあり、そのいずれについても今後なお一層の研究が必要であろう。特に螢光灯の利用は、それが多く出費を要するものでもないにもかかわらず、充分の普及を示していないのは、農家が未だその効果を明瞭に認めるに至つていないことを思わせるものであり、今後の研究が期待されるものである。

さて、以上の「試験研究の一層の促進」に係る諸問題は、その性質上専売公社の試験研究機関において考慮さるべき事項であるが、その他に、主として農家が考慮すべき事項ではあつても、専売公社はその有効な指導に当るという意味において、試験研究の面で農家に協力することが望ましい問題があることを指摘しておきたい。それはたばこ耕作についての共同作業方式確立の問題である。たばこ耕作に関する共同作業の事例は、従来においても苗床作業、病虫害防除作業、葉たばこ乾燥作業等につき認められたことは既述の通りであるが、併しIIの2において指摘したような、たばこ耕作適格農家の条件を充足し得ぬ程度の農家が、改善技術導入体制を整備する目的で共同作業方式を確立するという問題は未解決である。先に第1部のIIの1において、産地の如何によつては「農家の經營面積が少ないので、小農のたばこ作の弱点を如何に補強するかが大きな問題である。」と

されるような苦心もある事例を紹介しておいたが、経営面積の狭小な下層農家が、貧農作とは考えられぬ黄色種たばこを、有利に耕作し続けるためには、諸種の改善技術を拠点として共同作業体制を組織化することは必然的な方向であると思われるので、この問題についても、専売公社はその指導的立場において具体的な試験研究を行い、その成果を一般のたばこ耕作農家の間に普及せしめるための努力を惜んではなるまい。

次に、たばこ耕作労働節減のための改善技術の導入の前提条件として、土地条件の整備が問題となることは、既に II の 2 においても述べたところである。即ち本圃の土寄せ作業に畜力、機械力を利用せんとすれば、たばこ圃地の集団化と、圃地 1 筆当たりの面積が或る程度以上の広さをもつべきことが不可欠の前提条件となる。それは更に、葉たばこの収穫作業を始めとするたばこ作本圃の諸作業の所要労働力節減の前提ともなることは既述の通りである。この条件の充足方法については、たばこ耕作農家自身が主体となつて考慮すべきであることは勿論であるが、専売公社並びにたばこ耕作組合は、これを指導する立場においてその実現に協力すべきであろう。なおそれは、たばこ作の 3 年輪作の徹底を期するための計画的な土地利用実現のための指導にまで前進せしめられるならば、その効果は一層高まり得ることは勿論である。

たばこ耕作改善技術導入の前提として、まとまつた施設を必要とする技術を導入する場合には、それに応じ得る資金準備を必要とする問題があることも II の 2 において触れたところである。このことについては、第 1 部の I の 1 において紹介したように、たばこ耕作農家自身が、葉たばこ収納代金の 1 部を資本設備の充実に有効に利用している事例も少なくないのであるが、併し上述したような、たばこ耕作適格農家の条件を充足するにはほど遠い程度の小農層の場合には、その資金準備に苦労することも容易に推察し得るところである。この問題に対処することについてもまた、専売公社の協力的な施策が必要であることが考えられる。従来、たばこ耕作に必要な肥料は煙手によつて現物貸付が行われ、乾燥室建設資金の 1 部については若干の補助があり、またその残部の資金は農協が融資する事例も見受けられたことは、第 1 部の III の 1 において紹介したところであるが、他の改善技術の導入に対しても、公社の指導を兼ねた融資の途が拓かれることが望ましいのである。このことについては「千数百億の事業を営む専売事業において、1 の金融機関も有しないということは、専売行政における金融政策の致命的欠陥を露呈するものであり、経済知識の欠如を示すものと称するも過言ではないであろう。」(本田栄一「たばこと新しい農村」75 頁、昭和 25 年) という意見ものべられている。

たばこ耕作改善技術導入の前提としては、更に、農家の技能が高められねばならぬことも、II の 2 においてのべたところである。その高上は、それらの技術を活用し得るために(例えば、新らしい葉たばこ乾燥技術に熟練するとか、本圃土寄せ作業における畜力・機械力の利用方法に熟練するこの等のために) 必要であるばかりではなく、新技術の導入を通じて、農業経営全体の運営の合理化を実現するためにも大いに必要であることは勿論である。かかる考え方に基く経営運営の事例は、第 1 部の III の 3 において紹介した「カルチベーターと動力脱穀機を中心とする作業体系」を確立することによつて、たばこ耕作と酪農を同一経営内において両立せしめんと努力している農家の場合にもその一端を窺知することができる。

さて、農業経営全体の運営の合理化を考える段階になると、問題は、たばこ耕作労働を節減することを考慮するのみでなく、たばこ作以外の農作業の労働節減の考慮も併せ行わねばならぬこととなるが、それは結局、たばこ作を取り入れた農業経営の労働が全体として特定の時期に集中することを回避しうるように考慮を払わねばならぬということになつてくる。

かかる考慮の下においては、たばこ耕作の所要労働を節減して、これを他の農作業に活用することが問題となり得ると同時に、たばこ作以外の農作業の労働節減を図つて、たばこ耕作の作業適期を確保し、葉たばこの収量品質の向上を図るというようなことも問題となり得ることは勿論である。

後者の考え方に基く営農の事例の一端を窺うために、上述の農家の場合を再び引例すれば、彼は葉たばこの収穫、乾燥時期における農業労働の重複に対処するために、その時期に使用する飼料並びに敷藁は予め貯蔵しており（飼料としては紫雲英や稲藁等をカッターを利用して細断し、その1部は乾燥飼料として、残部はサイローに詰めてエンシレージとして貯蔵している。また敷藁もカッターで適当に切つて、厩舎の屋根裏に積んでいる。）、また「麦は畦間の間隔を広く置いて栽培し、麦の収穫以前にその畦間に甘藷を作付し、たばこの収穫、乾燥作業と甘藷の作付作業の労働が重複しないように努めている。」（鹿児島県揖宿郡山川町1農家）というような運営を行つている。

ところで、たばこ耕作農家の改善技術活用上並びに経営運営合理化上必要な技能を養成するといつても、それはIIの2においてのべたように「たばこ作農家自身も新時代に適応する教養を身につけ、科学性合理性に立脚した自主的態度で事を処理する意志が必要である。」ということになると、早急な解決は期待し得ない性質のものであるといふことができる。そこでその対処策としては、共同作業の推進と団体活動の強化が考えられていることもIIの2において既述したところである。なお、この問題はたばこ耕作者自体が考究すべきことではあるが、その実現には相当の困難が伴うことが考えられるので、これは専売公社の試験研究問題としても採り上げらるべきであることは前述の通りである。

なお、たばこ耕作改善技術を経営全体の運営の合理化を期するという見地において導入することを促進するためには、従来におけるたばこ耕作に対する当局の指導のあり方につき再検討を要する点もあるのであろう。これまで、本圃作業に対する畜力・機械力の利用は、葉たばこの収量に影響することを恐れて積極的に薦められてきていたなかつた。適熟葉を乾燥して品質の向上を図るために、収穫、乾燥回数が増加しても止むを得ないとされるような指導が行われた場合もあつた。すべての指導が、たばこ耕作のみを対象として行われる結果、第1部のIIIの1においてのべたように「作業期日の限定は、農繁期における経営全体としての労働事情を窮屈なものにする原因となる。」ということにもなつたが、今後においては、たばこ作を対象とすることと併せて、経営全体の運営も考慮する立場に立つた指導、技術指示が行わるべきことが望ましいのである。このことについては、特に、直接たばこ耕作農家の指導に当る第1線の指導層の意識の転換が必要であるようにも考えられることは、IIの2においても触れたところである。

たばこ耕作改善技術の普及をはかり、その所要労働力を節減し、以て農業経営運営の合理化を実現するために必要な以上4つの条件の充足は決して容易な問題ではなく、たばこ耕作農家自身の実力のみを以てしては、たとい適格農家と雖も早急にこれに応えることはできない。そこで、専売公社が葉たばこ生産費の低減を強調し、農業経営の一環としてのたばこ耕作の発展を考慮するならば、その実現をたばこ耕作者の責任のみに委ねておくことはできないことは勿論であり、そこには、公社自体が解決に当るべき条件、並びに公社が農家に協力して解決に当るべき条件も少なくないことは上述の通りである。

以上はたばこ耕作労働の直接的節減のための改善技術導入の条件についてのべたが、葉たばこ生産費の引下げを期するためには、なお、肥料費、燃料費の節減の実現の問題、並びにたばこ地小作料の問題が考慮を要する事項として残されている。

肥料費の節減については、菜種油粕の1部を安価な尿素化成肥料によつて代替する技術がかなり

の普及を示してはいるが、なお 1 部には葉種油粕のみの施用を固執しているたばこ耕作者も見受けられることは、II の 3 において既述したところである。このことについては、それは肥料の種類如何よりも施肥技術の如何に問題があることも指摘したところであるが、この問題の解決は、上述の「農家の技能が高められねばならぬこと」の実現に俟つところが多い。次に、堆肥の増産は、たばこ作の場合には、金肥の肥効を高めることを通じて肥料費の節減に貢献し得ることは既述の通りであるが、それは有畜の強化に俟つところが多く、有畜の強化促進のためには、上述の農繁期における労働節減諸技術の実現が前提となることが考えられる。

次に燃料費節減の問題は、上述の「試験研究の一層の促進を必要とする事項」中にとり上げた葉たばこ乾燥設備の改善、自動温度調節器並びに暖気管の研究問題と重複するものであり、それは更に「資金準備の問題」並びに「農家の能力を高める問題」にも係りを有する問題である。たばこ地小作料引下げの問題は、たばこの病害防除技術の徹底を俟つてその根本的解決を期し得るものであるが、諸種の理由によつてその実現が阻害されていることは、II の 4 において述べた通りである。その阻害原因の除去を期することは、また、上述の「農家の技能を高める問題」に通ずるものである。

IV. 結 び

ここでは先ず、第 2 部においてのべたところを問題別に要約・整理してみたい。

最初に、わが国の終戦後における葉たばこ生産事情の推移を要約してみると、終戦直後より昭和 23 年までは、葉たばこの量の確保を主目的とした増産が強行されたが、葉たばこ不足も漸次緩和されてきたので、昭和 24 年よりは品質主義も加味した増産が行われるようになつた。そのため、1 部にはたばこ品種の転換も行われたが、その後においてもたばこ耕作面積は増加の一途をたどり、遂に昭和 30 年頃よりは葉たばこの生産過剰が問題視されるようになつた。それは、国内におけるたばこ製品の需要増加の速度と、葉たばこ生産増加の速度の不均衡に発端するものではあるが、アメリカの余剰農産物としての葉たばこの受入れによつて一層激化された。

もつとも、葉たばこか或はたばこ製品の 1 部を容易に輸出し得るならば、右の生産過剰もそれほど解決困難な問題ではないが、その輸出不振の現状下においては何等かの対処策を講ずべき必要にせまられ、その結果たばこ耕作の減反方針が打出されたのである。これに対しては、たばこ製品の消費の増加と葉たばこ輸入の制限を図ることによつて、その方針の実施は見合わすべきであるという主張も行われたが、結局、数年前より減反が実施されるに至つた。従来の葉たばこ増産方針とは全く矛盾する減反の実施は、これまでその増産に積極性を示してきた産地（たばこ耕作を減じたい農家よりも、これを拡大したいと希望する農家の方が遙かに多い産地）の農家にとつては、今後の農業生産進展上可なりの打撃となつた。

一方、葉たばこ輸出の問題について要約してみると、戦前はかなり活発に行われていたその輸出も現在は全く不振の状態にある。その振興を図るために、葉たばこ輸出につき一貫した政策を確立すべしという主張もあるが、輸出不振の最大原因が、世界的な葉たばこ過剰に基く海外市場の葉たばこ価格の低落と、これに比しての国内産葉たばこ価格の割高（約 2 割高）にあるので、問題の焦点が葉たばこ価格引下げの実現に絞られてきている。なお、この問題は、更に、国内産葉たばこの生産過剰の問題とも絡んで、一層深刻なものとなつてゐることは勿論である。

とにかく、今後におけるわが国の葉たばこ価格は、特に政治的な措置でも講ぜられぬ限り、大勢において低落の傾向を示すことが予見されるのであるが、たばこ耕作農家がこれに応え得るためには

(また、かかる条件下において農業所得の増大を図るためにも)，葉たばこ生産費の引下げを実現すべきことが重要であることが強調されるに至つたいる。

葉たばこ生産費の引下げについては、問題の重点を、その生産費の大部分を占める労働費、肥料費並びに燃料費の節減におき、また必要に応じては、たばこ地小作料の引下げについても考慮しつつ、その実現を図るべきであると同時に、他面においては、それらの節減が農業経営全体の運営の合理化を促進し、延いては農業所得の増大に貢献し得ることとなるような考慮も払われねばならぬ。

従来より、葉たばこ生産費節減のためには諸種の技術が考案されてきているが、それの中には未だ充分の普及を示していないものが多い。それは、これらの技術が普及し得るための前提条件が充足されていないことに基づくものと考えられる。その前提条件としては、従来の技術に関する試験研究の努力を、その普及を図る見地より一層前進せしめること、土地条件の整備、資金準備の充実、たばこ耕作農家の技能を高めることを通じてそれら技術の受入体制を整備すべきことが考えられる。これらは、たばこ耕作農家自身でその条件の充足に努力すべき事項も少なくないが、農家の自力のみを以てしては、充分これに応え得るものとは考えられず、特に適格農家の条件に到達し得ぬたばこ耕作農家は微力であるので、専売公社は指導的立場において農家に協力し、たばこ耕作組合はその中心的な事業としてこの問題を取り組むべきことは不可欠である。

ここで、黄色種たばこ耕作が当面している問題について、重ねて整理・要約しておきたい。黄色種たばこは、(1) 安定作物であり、(2) 単位面積当たり労働報酬が多く(過剰労働力吸収作ともされている)、まとまつた現金収入を即金で入手し得る作物であると考えられてきたが、予想される葉たばこ価格の大幅な低落が実現することになれば、この(2)の性格は当然稀薄なものになつてくる。その結果、従来その耕作が積極的に行われて来た産地においても、たばこ作以外の作目の生産が有利になつてくる場合も考えられるが、そうなるとたばこ作に伴う特殊重労働並びに強制技術による苦痛も問題視されるようになり、その結果、たばこ耕作より離脱する農家事例も発生するであろう。

なお、(2)の性格の稀薄化を以てしても、たばこ作以外には有利な商品作目が容易に見出しえぬ場合には、農家は、葉たばこ価格の低落に対して、その生産費低下の実現を以て応えねばならないこととなる。それは、たばこ耕作適格農家の多い産地においては、然らざる産地に比して実現しやすいことが考えられる。そこで問題は、その適格農家の少ない、しかもたばこ耕作より離脱できぬ耕作者が多数存在する産地において、生産費低下を如何にして実現せしめるかということに絞られてくる。下層農家の実力を以てしては、生産費低下のための新技術を導入し得る前提条件の充足は困難であり、そこには専売公社の指導的援助が必要となつてくる。このことは「農業生産力を増強するためには、新技術の創造と普及がなければならず、またそのためには追加資本が必要であることはいうまでもない。しかし、日本の農民は追加資本をみずから蓄積する力をもつていい。ここに國家が、農民にかわつて『企業者』としての『農業を動かすもの』としての役割をはたさなければならなくなるのである。」(丸尾貞夫「タバコの肥料代」葉たばこ研究 17号、昭和 34年)とのべられていることの中にも、その精神を汲みとることができる。

なお、葉たばこ生産費低下の実現は、単にたばこ耕作の問題のみを対象とすることなく、農業経営の合理的運営の促進という立場において考えられねばならぬが、そのためには、従来における専売公社のたばこ耕作に対する指導のあり方についても再検討を要する事項があるものと考えられる。

次に、たばこ耕作の減反問題については、これまで、脱落的廃作者の割当反別を減反割当反別に当てるによつてその場を糊塗してきた場合が多かつたが、たばこ作以外に有利な商品作目を求める産地においては、策の施しようがないという実情にある。これについては、葉たばこ輸出の促進

進によつて、減反の緩和を図ることが本筋であるとも考えられるが、それは、葉たばこ生産費の引下げによる葉たばこ価格の低下を達成し得ることによつて、はじめて期待し得る問題であるので、その対処策としては、寧ろ、輸入葉たばこに匹敵し得る品質の葉たばこを国内で生産して、輸入葉たばこの減少を図ること、並びに、たばこ製品の消費量の増大を図ることが、優先的に考慮されることが望ましいと云い得よう。

Résumé

There are various understandings of the economic natures of flue-cured tobacco crop production, and it is caused by the difference of locational conditions of its habitats, conditions of individual tobacco planting farmers, and the standpoints of sellers and the buyer—the Japan Monopoly Corporation—of the products.

In the 1st part of this report, it is tried to determine the definite natures of this crop, and to examine theoretically the transfiguration of these natures owing to the variation of above mentioned conditions.

In the 2nd part of this report, it is tried to inquire into the transition of the crop production after War, and to point out the problems with which this crop production is confronted. In conclusion, it is the most important subject to reduce the production cost of this crop, and it is tried to find out the method from the point of view of managing a farm.

The most valuable data obtained in this report are as follows.

- (1) It is investigated the rational scale of the crop production synthetically, and ascertained the conditions of the suitable farmer to produce this crop.
- (2) There are two different sorts of farmers who abandon the production of this crop, one of them is the developmental, and the other is on the wane.
- (3) The cash income obtained from selling the products of this crop is useful for the capital accumulation in farm management.
- (4) To realize the plan of reducing the production cost of this crop, it should be started from filling up the preconditions of its production.

